

■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:1日目/2日目

平成21年6月愛荘町議会定例会

1日目(平成21年6月12日)

開会:午前9時02分 延会:午後5時27分

議会日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 報告第 9号 平成20年度滋賀県市町土地開発公社決算報告について
- 日程第 5 報告第10号 平成20年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 承認第 5号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 7 承認第 6号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 8 承認第 7号 愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 9 承認第 8号 平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第11号)の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第10 承認第 9号 平成20年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第11 承認第10号 平成20年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第12 承認第11号 平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第13 承認第12号 平成20年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについて

日程第13	承認第12号	平成20年度愛荘町「下水道事業特別会計補正予算(第5号)」の専決処分につき承認を求めることについて
日程第14	承認第13号	平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につき承認を求めることについて
日程第15	議案第37号	愛荘町子育て支援センター設置条例の制定について
日程第16	議案第38号	愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第17	議案第39号	平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)
日程第18	議案第40号	平成21年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)
日程第19	議案第41号	平成21年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第20	議案第42号	平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで、日程第10から日程第18まで

出席議員(16名)

- 1番 辰己 保
- 2番 上林 貞
- 3番 珠久清次
- 4番 西澤久仁雄
- 5番 河村善一
- 6番 本田秀樹
- 7番 小川 勇
- 8番 久保田九右衛門
- 9番 森 隆一
- 10番 吉岡あみ子
- 11番 森野榮次郎
- 12番 小杉和子
- 13番 瀧 すみ江
- 14番 水野清文
- 15番 宇野義美
- 16番 竹中秀夫

欠席議員(0名)

なし

◎開会の宣告

○議長(竹中秀夫君)皆さん、おはようございます。

本日、平成21年6月愛荘町議会定例会を開会するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

梅雨に入り、暑く湿気の多い日が続きますが、議員各位におかれましては、日々本町の振興のために議員活動をいただいておりますことに、高いところからでございますが、厚く御礼を申し上げます。

さて、今期定例会に提案されます案件は、理事者より詳細な説明をいただきますので、議員各位におかれましては、活発な議論を賜り、適正なご決議をいただきますようお願い申し上げます。

また、理事者各位におかれましては、新型インフルエンザの対応および定額給付金の交付をはじめ緊急雇用対策など緊急経済対策が次々と発表され、不況対策に積極的な公共事業の推進等を図ろうとしていることから、町政全般にわたり、昼夜を問わずご尽力をいただいていることに敬意を表するところであります。

今期定例会や各常任委員会協議会・特別委員会協議会を通じまして、審議中、各議員から出されます意見に十分配慮され、住みよいまち愛荘町実現のためご努力いただきますようお願いし、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

また、本日、聾啞者の方々为爱荘町議会を傍聴されますことに対しましても、厚く御礼を申し上げたいと思います。手話通訳の方々に対しましても十分な配慮をいただきますことを切にお願いいたしまして、開会のごあいさつとさせていただきます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

よって、平成21年6月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長(竹中秀夫君)これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(竹中秀夫君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎町長提案趣旨説明

○議長(竹中秀夫君)町長提案趣旨説明。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)本日ここに、平成21年6月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中にもかかわらず早朝よりご出席賜り、厚くお礼申し上げます。平素、議員各位におかれましては、町政各般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことを、心から厚くお礼申し上げる次第でございます。

今日は手話通訳いただいておりますので、できるだけゆっくりお話しさせていただくよう、心がけたいと思います。

さて、開会にあたりまして、経済対策および新型インフルエンザ対策につきまして、報告をさせていただきます。

まず、その前に、定額給付金および子育て応援特別手当の支給状況であります。6月11日、昨日現在で支給人

数1万8,740人、支給金額2億8,658万円で、全体の92%となっております。今後、未申請の方々に対しそれぞれ連絡を取るとともに、平日に出向けない方のために、休日に受付をすることなどの措置を考えております。

次にふるさと雇用再生事業および緊急雇用創出事業におきましては、コミュニティ創出事業、近江麻再発見事業、また不法投棄や道路除草など安心ネット見まわり隊、森林保全事業、子育てサービス事業、外国人児童支援、日本語教室事業、外国人生活実態調査事業、小学校の低学年支援事業など、雇用創出人数は28人となっております、3,086万円を実施しているところでございます。

また、出産子育て支援の拡充事業として787万5,000円で、妊婦検診の回数増など、いずれも今申し上げましたのは前年度末に議決をいただいた予算の執行でございます。

さらに、先般5月14日、臨時議会におきまして、前年度に基金に積んでおりました地域基盤づくり推進事業2,160万円を取り崩し、住宅用の太陽光発電システム事業240万円、地上デジタル移行事業450万円、緊急経済対策の住宅リフォーム促進事業1,270万円、商工会合併記念の地域商業活性化対策事業の補助として200万円、これらにつきましましては、現在、受付を開始いたしておきまして、住民の皆さんから多くの照会・申請が続々と出ているところであります。

次に、新型インフルエンザ対策につきましましては、300万円を予備費から防災対策費へ充当をさせていただきまして、マスクの備蓄、消毒液の購入、また妊婦へのマスク配付など、緊急に対応をさせていただいたところであります。

なお、6月6日に彦根市内において患者発生が確認されました。この対応につきましまして、同一の彦根圏内の発生となりましたので、6月8日、愛荘町対策本部会議を緊急に開催いたしました。その結果、滋賀県健康福祉部の方針に準じて、現時点では休校や施設の休業、イベント自粛などの要請をする段階でないと判断をいたしましたところでございます。

さて、今期定例会に提案をいたします議案についてご説明を申し上げます。

今議会の提案案件数は、報告案件2件、条例改正の専決処分承認案件3件、平成20年度愛荘町一般会計ならびに特別会計の補正予算の専決処分承認案件6件、条例制定ならびに条例改正案件2件、次に予算案件では21年度の一般会計補正予算、特別会計におきましては老人保健事業特別会計・下水道事業特別会計・介護保険事業特別会計のいずれも補正予算の4件でございまして、合わせて17案件を提案させていただいたところであります。

まず、報告案件2件につきましましては、平成20年度滋賀県市町土地開発公社決算報告ならびに平成20年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

次に、条例改正の専決処分承認案件3件につきましましては、先日の人事院勧告に基づきまして、6月支給の一時金について関係条例の一部改正を行ったものであり、職員の給与に関する条例、特別職員の給与および旅費に関する条例、教育委員会教育長の給与条例を専決処分させていただいたものの承認をお願いするものでございます。

次に、平成20年度一般会計ならびに特別会計の補正予算専決処分の承認案件6件につきましましては、3月31日付けにより専決処分したものの承認をお願いするものでございます。

次に、新しい条例制定ならびに条例改正の案件2件につきましまして、説明をいたします。

議案第37号子育て支援センター設置条例の制定につきましましては、地域の子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする子育て支援センター設置に伴う設置条例の新規制定をお願いするものでございます。

次に、議案第38号特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましましては、児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会設置に伴う要保護児童対策地域協議会委員を、特別職の職員で非常勤のものとして追加するために関係条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第39号から第42号までの4議案につきましましては、平成21年度愛荘町一般会計補正予算ならびに各特

別会計の補正予算であります。

まず、議案第39号平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)でございますが、補正額は、1,924万1,000円を増額し、総額83億7,136万5,000円とするものでございます。

それでは、歳入の主なものを申し上げます。

国庫支出金では、国の補助対象基準の変更により秦川愛児園改築事業に対する保育所施設整備費補助金9万7,000円を増額、県支出金におきましては、滋賀県から子ども輝き人権教育推進実践活動事業の委託を受け、事業費15万円の追加、次に、財団法人伝統文化活性化国民協会の伝統文化子ども教室事業の指定を受け、助成金として、子どもびんてまり教室に23万6,000円の追加をするものであります。また、湖東三山インターチェンジ整備事業と子育て支援センター整備事業における財源を、基金からの繰入金1,920万円を減額し、合併特例債に更正するため、町債1,920万円を増額するものであります。

一方、歳出におきましては、民生費では、民間保育所施設整備事業国庫支出金が追加されたことによりまして、秦川愛児園改築事業補助金19万4,000円と、児童福祉法に基づき愛荘町要保護児童対策地域協議会を設置するため14万3,000円を、それぞれ増額するものであります。

商工費におきまして、4市13町で構成するびわ湖・近江路観光圏協議会の負担金が確定したことによりまして86万5,000円の追加、教育費におきましては、歳入で申し上げたとおり、県の委託を受け、愛知中学校区子ども輝き人権教育推進実践活動事業に対し15万円、財団法人伝統文化活性化国民協会の助成による伝統子どもびんてまり教室に23万6,000円を追加するものであります。

その他、4月の人事異動ならびに共済費負担率の増に伴いまして、人件費を一般会計において2,192万4,000円を増額し、特別会計で1,140万1,000円を減額するものであります。

次に、議案第40号平成21年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)であります。平成20年度老人医療費の実績によりまして、国、県等の負担金の精算に伴う返還金として、歳入歳出それぞれ732万1,000円を追加し、総額1,315万1,000円にするものであります。

次に、議案第41号平成21年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)では、人事異動に伴いまして、人件費を歳入歳出それぞれ833万円を減額し、総額16億1,367万円とするものであります。

次に、議案第42号平成21年度介護保険事業特別会計補正予算(第1号)では、人事異動に伴い人件費を、歳入歳出それぞれ307万1,000円を減額し、総額9億9,710万5,000円とするものであります。

以上、平成21年6月愛荘町議会定例会に提案させていただきました。何とぞ慎重なご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(竹中秀夫君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、2番、上林貞議員、3番、珠久清次議員を指名します。

◎会期の決定

○議長(竹中秀夫君)日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月24日までの13日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月24日までの13日間に決定しました。

◎一般質問

○議長(竹中秀夫君)日程第3、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇本田秀樹君

○議長(竹中秀夫君)日程第3一般質問を行います。順次発言を許します。6番、本田秀樹議員。

[6番本田秀樹君登壇]

○6番(本田秀樹君)6番、本田秀樹。一般質問を行います。

まず、1点目ですが、教育委員会基本方針についてお伺いいたします。

平成18年の教育基本法の改正を受け、いわゆる教育3法の改正が行われ、新たな教育に向けた取り組みが求められるようになりました。特に、地方教育行政の組織および運営に関する法律では、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育行政における地方分権の推進等についての規定が整備されました。

これらの法律改正と構造改革の趣旨を十分踏まえ、学校関係者・保護者および地域住民との連携を深め、さまざまな教育課題や子育て支援に関する課題に取り組み、教育委員会活動のさらなる活性化に向けて努力する必要があると考えます。

教育委員会として、平成21年度の教育行政の取り組みについてお伺いいたします。

まず、1点目ですが、一人ひとりの教師は、指導力や学級づくり・授業づくりの力量を高め、教師力の向上にも努め、また、対人関係能力や人格的資質の向上も必要であり、確かな授業づくりの取り組みを充実させる必要があると考えます。そこで、教育委員会として、教師力・授業力の向上についての取り組みについてお伺いいたします。

次に、2点目ですが、きめ細かい指導のため、サポートティーチャーの充実を図り、各教科において、きめ細かい少人数指導を実現し、学力の向上に努める必要があります。小学校・中学校教育の学力の向上について教育委員会の方針をお伺いいたします。

3点目ですが、障がいのある子どもの教育では、スクールアシスタントと通級指導担当を必要に応じ配置し、きめ細かい指導が個別にできるようにされていると思います。また、外国人児童・生徒が、日本語や日本の文化・風習を習得するための指導が必要であります。特別支援教育・外国人支援についてお伺いいたします。

4点目ですが、子どもたちの発達に応じた道徳教育の充実と道徳時間の確保、道徳教材の開発と発掘、その蓄積と活用、さらに規範意識や論理、人を思いやる心など、豊かな人間性をしっかりと育て、また、あいさつ運動・清掃活動、各種の当番活動・係り活動等での計画的・意図的な取り組みを通し、子どもたちが規範意識を持ち、正しい善悪の判断のもとで行動し、モラルやマナーを身につけられる心の教育の指導・支援についてお伺いいたします。

5点目ですが、早期発見・早期対応に心がけ、新たな不登校児童・生徒を出さない予防対応の取り組み、生徒指導相談員や不登校相談員の配置し、学校との連携を密にし、誠実にその対応に努め、また、不登校をはじめ学校不適應児童・生徒への支援、学習支援などの相談活動が必要であります。いじめ・不登校対策、学校不適應支援についてお伺いいたします。以上、5点について答弁を求めます。

次に、注意欠陥多動性障害(ADHD)についてお伺いいたします。

ADHDとは、Attention Deficit Hyperactivity Disorderの略で、注意欠陥多動性障害といわれます。簡単に言うと、自分の感情や行動を自分でコントロールしにくい障がいです。

ADHDの特徴には、大きく分けて3つの症状があります。注意障がい・衝動性・多動性があります。注意障がいは、よく集中できなくなる、話を聞いているのが難しい、モーター・モーターを注意が通れるなどの症状があります。衝動性

ハイドロコルチゾン、血中濃度が低い場合は、つよつよのこころして、エタノールは、はくしん症候群のつよつよ。運動は、すぐにカッとなくなって、乱暴する、パニックなどを起こします。多動性は、落ち着かない、じっと座ってられない、走り回るなどの症状があります。同じADHDという障がいにおいても、どの部分が強く出るのかということで、症状がかなり違ってきます。

ADHDの症状は、就学前から存在している。特定の場合のみで症状を示すことはなく、いくつかの場合、家庭・学校などでその症状を確認することが判断の前提となります。現状でADHDを判断するための客観的検査は開発されておらず、症状の存在と不応の出現とに時間的ずれが生じることがしばしばであります。

ADHDのある子どもは、集団生活が始まる年齢になってもうまく振る舞えずに不応を示すが、家庭や他の環境などで比較的自由な場合が多い年齢では、それほどの問題行動を示さず、その存在に気づかれない場合があります。

そこで、学校、教育委員会にお伺いいたします。ADHDの症状は、ある程度状況に依存する傾向があります。基本的には、周囲からの刺激が多い環境ほど、注意力障がいや多動性は強くなります。このことは、逆から言うならば、刺激を制限し、環境状況を統制するほど、症状の程度が軽くなることを意味します。ADHD児に対して学校でまず考えるべきことは、授業中の余分な刺激を少なくし、単純で明確なものにする工夫が必要です。刺激の統制についてどのような指導や考えを持っておられるのか、お伺いいたします。

刺激統制により、注意添動性が抑制されたとしても、注意持続困難の問題があるため、そうして向けられた注意力が続かないことは、しばしば認められます。この問題に対応するためには、その子どもの注意持続力を把握する必要があります。どのくらいの時間なら集中できるのかを、日常の観察、保護者からの情報から評価しておく必要がありますが、時間の統制についてどのような指導や考えを持っておられるのか、お伺いいたします。

多動性が激しく、じっとしてられない場合、課題・授業の前にその活動性を発散させるのが有効であります。走るなど何らかの運動を行わせるのもいいと思います。課題学習の間に何らかの形で身体を動かす時間を定期的に設けるよう、時間を工夫することが必要であります。多動性の統制についてどのような指導や考えを持っておられるのか、お伺いいたします。

最後に、本町においてADHDと思われる児童・生徒がおられるのか、お伺いします。以上で一般質問を終わります。
○議長(竹中秀夫君)学校教育課長。

〔学校教育課長森秀昭君登壇〕

○学校教育課長(森秀昭君) 本田議員のご質問にお答えをいたします。

平成18年12月に教育3法が改正され、我々を取り巻く教育情勢も変わりつつあります。愛荘町としても、愛荘町総合計画において、ともに育つ学びと文化のまちの中で、幼児・学校教育の充実として、幼稚園教育の環境整備、内容の充実、学校教育の環境・設備の整備ならびに内容の充実、地域とともに築く開かれた学校、命と人権を大切に
する教育の推進、いじめや不登校への対応、児童・生徒の健康管理、給食センターの整備と食育の推進など、9つの施策方針をあげております。この方針に基づき、幼稚園・学校教育を進めてまいります。

まず、1つ目にございました教師力・授業力の向上につきましては、各園・学校においての研究課題を焦点化し、保育公開・授業公開を実施し、園・校内における授業力・指導力の向上に向けて、講師を招へいし、研修を充実させるよう取り組んでおります。また、教師個人としての技術・能力を高めていくため、積極的な研修に参加をしていくよう、委員会としても指導をしております。この力の積み重ねが学校力を高めていくことになると考え、今後も努力してまいります。

2つ目、きめ細かな指導の実施についてであります。現在、県費で1小学校・2中学校で少人数加配がつけられております。町費では、3小学校に児童支援として配置しております。学級を分割した少人数での指導やチームティー

チングを実施し、子どもたちのつまづきを解決し、やれるよろこびを引き出すように取り組んでおります。一つひとつの積み重ねが学力の向上につながっていくと信じております。

3つ目の特別支援を必要とする子どもたちへのサポートにつきましては、昨年度から小中学校へ町費による特別支援教育支援員の配置を、また、学級人数の多い特別支援学級には、今年度から多人数加配として県費非常勤講師も配置されております。一人ひとりの子どもたちの個性を生かしながら、できるよろこびを持たせるようにしております。また、学校での就学相談や就学指導委員会等への相談を実施し、適切な指導ができるよう取り組んでおります。

外国人児童・生徒のサポートについてであります。2小学校・1中学校に日本語指導の県費非常勤講師が配置されております。時間割りに合わせて、日本語あるいは日本の文化等について学習をしております。また、今年度は緊急雇用で、6ヵ月間ではありますが、県から外国語（現在、中国語・スペイン語・ポルトガル語関係）通訳の派遣。町におきましては、ポルトガル語の通訳の派遣をしております。今まで言葉がわからなくて教室でうつむき加減の子どもも、通訳をしてもらうことによって笑顔が見られ、手を挙げて発表までできるようになったという報告も受けております。

続きまして、4番目の道徳教育についてであります。学校では現在、週1時間の「道徳」の時間が設定されております。その時間には目標に合わせた展開が組まれ、子どもたちの心に訴えていける教材を選んで実施をしております。副読本を使用する時や、また、教師が見つめてきた教材を使用したり自作の教材を使用しながら、授業を進めております。

しかし、道徳性を高めることは、授業だけでできるものではありません。朝起きた時から夜寝るまで、すべてで学習していくものであります。家族の中で、友だちの中で、地域の中で、人間を取り巻く社会全体の中で身に付けていくものです。子どもを取り巻く家族・地域すべてで育てていきたいと考えております。皆さまのご支援をいただきたいと思います。

5つ目の不登校の子どもへの対応につきましては、学校において随時、関係者による連絡会を持ち、早期対応と要望について話し合っております。場合によっては、子ども教育相談等、関係機関へも相談をしております。町適応指導教室「フレンズ」の指導員との連携、指導員の子どもや家族への働きかけも実施し、学校へ出てきやすい環境づくりに努めております。登校しにくい子どもの家庭とは、連携を開ざさないように努力しております。今年度は、少しずつではありますが、登校できる子どもが増えてきており、今後も子どもと家族と学校がしっかりつながっていきけるよう努力をしてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、大きな2つ目の注意欠陥多動性障害についてでございますが、本町におきまして、注意欠陥多動性障害(ADHD)の可能性を含んでいると思われる子どもさまが何人か在籍しております。しかしながら、はっきりとしたことは専門医による診断でないとい非常に出不いようでございます。町の集落指導委員会において、保育園から中学校までの子どもについて、発達指導員や心理判定員等の協力を得ながら協議をしておりますが、安易な判定はできないものだと感じております。日本でのデータはないようですが、子どもの3%から5%ぐらいの頻度と言われたり、また5%から10%ぐらいの頻度と推測されるとも言われております。

注意欠陥多動性障害傾向の子どもだけではありませんが、学校や幼稚園においては、教諭の中に特別支援コーディネーターを位置づけ、校内・園内就学指導委員会において子どもたちの日頃の生活の様子を観察し、保護者・家庭と連携を持ちながら、子どもたちの対応をするようにしております。

刺激や時間の統制についての対応であります。対象と考えられる子どもに対しては、指示や伝達は簡単明確にしていけるということや、具体物を示したり、担任とのサインの約束をしたりと工夫することなど、子どもにわかりやすい取り組みをしたり、持続的できる内容・時間も考えておりますが、すべて個別の対応は難しく、低学年では学級での約

東として全員が取り組めるような指導法を考えたりしております。また、高学年になってくると、個人によっては低学年の時と比べ変化が出てくることがありますので、学級の友だちの支援も大きな力になっております。学年が変わっても、その子たちに配慮ができるよう、引き継ぎをきちっとするようにしております。

多動性の統制についてであります。学校においては時間割で活動や授業をしておりますことから、毎日の授業時間の前に運動することは困難な状態にあります。始業前・長休み時間・昼休みなど活用して、身体を動かすことを子どもたちには勧めております。以上、ご理解賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)6番、本田君。

○6番(本田秀樹君)6番、本田秀樹。再質問を行います。今の答弁はご理解できましたので、お願いしたいと思っておりますが、教育委員会基本方針について、再質問を行います。

まず、次世代を担う子どもたちが心豊かにたくましく成長してくれることを願わない人はいません。今一度、学校が子育てについて学校・家庭・地域社会の役割と連携のあり方を再確認して、責務をぜひ遂行し、志を高く持ち、創造性を発揮して生きる力を持ち備えた子どもたちの育成を目指し、教育活動を展開していくことに努める必要があると思います。

まず、信頼される開かれた学校を目指すために、学校評価検討委員会の設置を行い、教育委員会を中心とした学校評価、学校関係者評価等の充実を図ることが大事だと考えます。第三者評価は、より効果的で有効性の高い評価が実施できます。教育委員会は、教育行政事務の管理執行状況について、自己点検・評価を行い、その結果を報告されることで、よりよい教育環境ができると思いますが、答弁を求めます。

次に、教育委員会として、平成21年度の学校教育方針にあげる基本理念についてお伺いいたします。まず1点目ですが、学校教育委員会としての目指す学校と理念について、2点目、学校教育目標について、3点目、目指す子ども像について、以上3点について答弁を求めたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

○議長(竹中秀夫君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)ただいまの再質問でございますけれども、学校評価検討委員会の設置も考えてというふうなご意見でございましたけれども、現在、幼稚園、学校すべてに評議制をおいておりまして、それぞれ第三者の方々のご意見等を拝聴しながら、よりよい園・学校運営につながるよう努めてまいっているところでございます。

また、教育委員会の事務の点検・評価についてでございますけれども、国の法律改正に伴いまして、19年度の事務関係からでございますけれども、それぞれ点検・評価し、第三者の意見を賜りながら、議会に報告し、それを公表しているというふうなことで、現在報告をさせていただいたところでありまして、まだ、全議員さんのところには届いていないといったところで、大変申し訳ないのですけれども、そのような形の手続きはとらせていただいております。

また、学校の基本目標等でございますけれども、年度当初の教育委員会におきまして、本年度の教育重点施策・目標というものを決定していただき、それぞれその決定に基づきまして、学校・園それぞれが管理運営方針を立てていただき、子どもたちの教育、また生きる力の向上等、それぞれ学校独自の目標等もございまして、次代を担う愛荘町の子どもたちの教育に取り組んでいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)教育長。

○教育長(渡部幹雄君)目指す子どもたちの姿と言いますか、それにつきましては、昨年の6月に私が教育長の方針として、河村議員さんに申し上げた2番目にかかることなんですけれども、これは地域の教育力を高める中に、いろいろなことが含まれておりまして、子どもたちがあらゆる生活を体験する中で、生きる力が育まれていくということを考えておりまして、そうした中で、地域との関係性というのは重要だというふうに考えております。

そして、これも昨年お答えしたことと関わることですが、具体的には、目に見える学力・目に見えない学力というのがございます。これは目に見える学力というのは、点数やそうしたものにあがるものです。目に見えない学力、これは

生きる力を育んだり、いろいろな困難に立ち向かったりする、そうしたいろいろなものに対応する能力だと思います。そうしたものを身につけさせるべく、教育環境の整備に努めたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長(竹中秀夫君)6番、本田君。

○6番(本田秀樹君)6番、本田秀樹。再々質問を行います。

まず、教育委員会の方につきましては、最初の一般質問と、再々質問でご理解ができましたので、もう一度、教育委員会の基本方針についての質問を行いたいと思います。

昔の教育と現在の教育方針ではかなりの方針が異なっていると思われま。また、保護者の考え方、教師の考え方などが、昔と今とではかなりの差が感じられると思います。学校や教育委員会もかなり難しく感じているのではないかと思います。そこで学校教育の現状と課題について、あれば答弁を願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(竹中秀夫君)教育長。

○教育長(渡部幹雄一君)「不易流行」という言葉があります。これは、変えてはいけない基本的なスタンス、これは100年経とうと200年経とうと、変えていけないものです。ただ、現代の課題に対してどうそれを乗り切るかというのは、その時々々の課題がありますので、それをその時代に合った形で解決しなければいけない。

だから、「教育は100年の計」というのはそういうところがありまして、鹿児島に郷中教育というのがあります。これは今から400年前に島津氏が考えた地域教育のプログラムです。それが、300年後に、幕末の頃に西郷隆盛や大久保利通や、そういった人材を輩出した教育機能として機能しているわけです。だから、いろいろ困難な課題があるとしたとしても、長い目で育てなければいけない部分と、その場その場で対応しなければいけない2つのことがあると思います。

そうしたことを唱えつつ、今後も教育行政を進めてまいりたいと思いますし、先ほどのADHDや不登校、さまざまな課題が出ているのは、私は最初に申し上げたような地域の教育力の欠如からくることから多分にあると、私は考えております。その地域の教育力が高いことが見事に、学力の点、目に見えるだけで判断してはまずいのですが、秋田や福井の例で見られるように、学力テストの結果がよい結果に表れる。だから、今後も地域とともに教育をつくり上げていく姿勢で臨みたいというふうに考えております。以上でございます。

◇瀧すみ江君

○議長(竹中秀夫君)続きまして、13番、瀧すみ江議員。

〔13番瀧すみ江君登壇〕

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。一般質問を行います。

まずはじめに、新たに建設される学校給食センターについて、4点ほど質問します。合併後、愛荘町学校給食のあり方検討委員会の提言を踏まえ、今年度から愛荘町全体の幼稚園・小学校・中学校合わせて3,000食規模の学校給食センターの建設に向けて動きかけています。

愛荘町学校給食のあり方検討委員会のまとめでは、学校・園給食については、安全安心な食材を使用するとともに、地産地消を推進し、愛荘町として特色ある学校・園給食を進める(仮称)愛荘町学校給食センターは、幼児・児童・生徒の食育の拠点となり、子どもの心と体を育むものとなるために、人的・物的条件の整備が必要であるとされ、「おわりに」のところでは、学校給食は、空腹を満たすためではなく、食に関する理解や関心を高め、食生活を改善し、豊かな人間形成のために寄与する生きた教材であると、食育を重視した給食センターを提言しています。

平成17年6月に制定された食育基本法や、平成18年3月に同法に基づく食育推進基本計画の策定がなされ、食育の推進が我が国の重要な課題として、アジェンダに、学校における食育の推進や学校給食の充実が役割を担っている

月ノ推進ノ方策ノ国ノ里委は承認はつしていること、子食にのりる良月ノ推進ノ子食和良は八は又副佐木にして
いることに鑑み、学校における食育の推進を新たに規定した学校給食法の改正が、平成20年2月に成立しました。
このような愛荘町学校給食のあり方検討委員会の提言内容、国の流れから考えても、これから建設する学校給食セ
ンターは、食育の取り組みを重視した施設にしていかなければならないことは明らかです。1点目として、これに対す
る行政の見解を求めますが、答弁をお願いします。

3,000食もの食事を供給する給食センターとなれば、効率化を求めるあまり、単なる食事を供給する工場となってしま
っては困るわけで、限りなく自校式に近い給食、残食がなくなるようなおいしくて安全な給食を、子どもたちに食べて
もらう取り組みを進めなければならないと考えます。

私たち日本共産党愛荘町議員団は、愛荘町の学校給食および学校給食センターはどうあるべきかを考えるため、
能登川学校給食センター、竜王町学校給食センター、食育を重視している高知県南国市に伺い、視察させていただきました。
竜王町の学校給食センターでは、地元のお米をおいしく食べてもらう取り組みとして、竜王町でとれたコシ
ヒカリを1升炊きのIH電気炊飯ジャーで炊き、炊飯器ごとを学校に搬送し、子どもたちが炊きたてのおいしいごはん
を食べています。職員さんのお話では、中学生でも規定を上回る量なのに、残食がほとんどないとのこと。南国
市でも、同じ方法で米飯給食をしています。地元でとれたお米をおいしく食べることができることのよろこびを子ども
たちが感じることは、食育の一環です。

農水省では、平成21年度補正予算で、地産地消の取り組みの1つとして、電気炊飯器を学校で使用することによ
り、地元産のお米を活用した米飯給食の推進をするモデル的な取り組みについて、補助金を出して支援することを
打ち出しています。このことから、2点目として、新学校給食センターにおいて、愛荘町で生産したお米を電気炊飯器
を使用して炊く方式を取り入れることを求めますが、答弁をお願いします。

3点目には、3月議会でも取り上げた食物アレルギーを持つ子どもさんへの対応についてです。3月議会では、新た
に建設される学校給食センターに、アレルギー個別調理室を設置するという前向きな答弁をいただきました。安全な
食事づくりに努めることはもちろんですが、その内容についても、除去食だけでなく代替食にも力を入れていただ
ける体制、ひいてはアレルギーが軽くなるような取り組みができれば、給食センターは素晴らしい役割を果たすことが
できると考えます。

そのためにも、学校給食センター建設にあたって、愛荘町アレルギー児をもつ親の会「ぶくぶくほっぺの会」が要望
書の中で求めている学識経験者・教職員・食物アレルギーをもつ児童・生徒の保護者等で構成される「学校給食に
おける食物アレルギー検討会議」を立ち上げ、アレルギー個別対応給食センターの整備および食物アレルギーをも
つ子どもへの対応マニュアルを整備していただくことを求めますが、答弁をお願いします。

充実したきめ細かな運営は、委託中心主義では実現することができません。4点目として、新たに建設される学校給
食センターは直営で運営することを求めますが、答弁をお願いします。

次に、ヒブワクチンについて質問します。ヒブワクチンとは、ヒブ感染症（ヘモフィルス・インフルエンザ菌b型感染症）
を予防するワクチンです。この菌がのどから入って、脳を包む髄膜、のどの奥の喉頭蓋、肺などに炎症を起こしま
す。ヒブが脳を包む膜に直接ついて、脳の中にも膿がたまったり、脳脊髄液が増える水頭症になることもあります。
病気の初期症状は風邪などと区別がつきにくく、血液検査でもあまり変化が出ないので、診断が遅くなりがちです。
そのあとに、痙攣や意識障がいが出てきます。抗菌薬が効かない場合も多く、治療が困難です。亡くなる子どもも5
～10%いて、脳の後遺症が約30%にのぼるそうです。また、髄膜炎による後遺症として、発達、知能・運動障がいな
どのほか難聴が起こることがあります。日本では、年間約600人の子どもが重いヒブ感染症、特に細菌性髄膜炎にな
っています。

昨年12月より日本でヒブワクチンが発売されるようになり、この病気に対する予防が可能になりました。接種対象年
齢は、生後2ヶ月以上で5歳未満の子どもさんです。接種回数には年齢によって異なります。生後2ヶ月から7ヶ月未満

は合計4回、7ヵ月から1歳未満は3回、1歳から4歳までは1回です。1回の接種に約7,000円、乳児はその3～4倍の費用がかかるので、保護者の重い負担となります。子どもたちを病魔から救う公的援助が必要です。

以上を申し上げ、次の3点を求めますので、答弁をお願いします。1. 行政として、ヒブワクチンの重要性を認知していただいているのかどうか。2. ヒブワクチンを使用した細菌性髄膜炎の予防に関する早期定期予防接種化をするよう、ならびにすみやかにヒブによる細菌性髄膜炎を予防接種法による定期接種対象疾患に位置づけることを、愛荘町として政府に求めること。3. 当面は、ヒブワクチン接種に対して、町単独補助を創設すること。

最後に、要介護認定について質問します。私は3月議会で、4月から導入された要介護認定制度について取り上げました。その後、厚労省は、新しい認定方式で要介護度が変わった人が、希望すれば従来の介護度を継続できるという経過措置についての通知を出しました。また、従来から、全国的に非該当(自立)と1次判定された人の約7割が、2次判定で重度に変更されているそうです。愛荘町の4月からの要介護認定において、経過措置や、1次・2次判定がどのような状況になっているのかについて、答弁をお願いします。終わります。

○議長(竹中秀夫君)保健福祉課長。

〔保健福祉課長野々村たつ江君登壇〕

○保健福祉課長(野々村たつ江君) 議会議員のご質問のうち、3点目の4月からの要介護認定において、経過措置や1次・2次判定がどのような状況になっていくのかについて、お答えいたします。

本人にかかる介護の手間をより正確に反映し、不公平感につながりやすい認定結果のばらつきを減らすために、国において要介護認定などの方法について見直しが行われ、この4月から実施しております。この見直しの詳細内容につきましては、本年3月議会での議員の一般質問に答弁をさせていただき、ご理解をいただいていることと存じますが、その後、利用者を引き続き安定的なサービスの提供を可能とする観点から、見直し後の要介護認定などの方法については一定期間検証を行うこととして、経過措置が示されたところです。

そこで、4月以降の審査判定の状況ですが、4月につきましては、審査件数56件のうち54件が3月中の届け出であったことから、見直し前の審査方法で実施し、残りの2件は新規申請と区分変更につき、見直し後の審査方法で実施しましたところ、1次判定と2次判定において、若干の差異が見られました。

次に、5月につきましても審査件数は56件あり、更新申請が33件、新規申請と区分変更が19件で、見直し後の審査方法で行い、残り4件は見直し前の審査方法で実施しましたが、1次と2次判定の差異はほとんどありませんでした。このように、1次判定と主治医意見書、調査時の特記事項から申請者の状態像を正確に把握し、審査会で評価されております。

特に、更新申請の方には、経過措置により、該当する方全員から希望調書を提出していただいております。希望調書を考慮した再審査を実施いたしており、それに基づいて、ほとんどの方が希望どおりの介護度に変更されております。今後におきましても、安定的な介護サービスの利用を確保する観点から、更新認定には経過措置などの利用により、要介護認定者のサービスの低下を招かないように、利用者に対するていねいな説明を行い、認定審査委員および調査員の研修を通じて円滑な制度運営に努力していきたいと考えておりますので、ご理解をいただき、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)保健センター所長。

〔保健センター所長小西文子君登壇〕

○保健センター所長(小西文子君) 議会議員の質問のうち、2点目のヒブワクチンについてお答えします。

まず、3点の質問の1点目の「行政として、ヒブワクチンの重要性を認知しているか」についてでございますが、ご説

明のとおり、ヘモウィルスインフルエンザ菌b型による感染症である髄膜炎の発症を予防するためのワクチンとして、重要性を認識いたしております。

2点目の「ヒブワクチンを早期に定期の予防接種化に向けた国への要望について」でございますが、平成20年12月19日から、国内でもヒブワクチン接種が可能となりましたが、予防接種法に基づかない任意の予防接種として実施されています。現在、国において、定期予防接種に向けた検討のため、ワクチンの効果によるヒブ感染症発生動向調査が実施されているところであり、町としましては、国の動向も踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の「町単独補助について」でございますが、予防接種法に基づかない任意の予防接種であることや、現時点におけるヒブワクチンの供給状況は、接種申し込み後2ヵ月から3ヵ月を要し、安定した供給状況ではないことなどから、助成は考えておりません。

いずれにいたしましても、未来を担う子どもたちの健康を守り育てる社会の実現のため、要望接種についての正しい知識をもって安全に受けただけのよう引き続き情報提供や関係機関と連携を図りながら、予防接種事業を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)教育次長。

〔教育次長辻孝志君登壇〕

○教育次長(辻孝志君)瀧議員のご質問にお答えいたします。

まず第1に、「これから建設する学校給食センターは、食育の取り組みを重視した施設でなければならないが、行政の見解は」ということでございますけれども、食育基本法が平成17年に制定され、食育の重要性を問われております。

当町の小・中学校では、「主に給食に携わる人に感謝し、郷土食・外国料理・非常食等を取り入れた給食を実施し、感謝して食べる」、「地域の人々の協力のもとに、学校近くの田んぼで田植え・稲刈り体験を実施し、収穫したお米は、おにぎりやおはぎなどに工夫して味わい、育てる苦労や収穫の喜びを味わう」、「食べものクイズを実施し、地場産物や食品の栄養などを知る」といった食育推進を、それぞれの学校において、さまざまな活動のもと実施をしております。

ご指摘の学校給食センターでの食育の取り組みについてでございますけれども、各学校の実践活動のもとに、子どもたちの成長期に必要な栄養バランスを考えた給食の提供、食に関する理解や関心をさらに高め、食生活を改善し、豊かな人間形成のために寄与する生きた教材として位置づけております。このことから、給食センターの整備にあたっては、食育の重要性を認識したセンターの施設整備に取り組むまいと考えております。

次に、新学校給食センターにおいて、愛荘町産のお米を電気炊飯器で炊けないかということでございますけれども、地元でとれたお米を地元で消費するという地産地消は、当町でも既に実施しておりますけれども、電気炊飯器ではなく、効率の問題から、大型の炊飯器を使用しております。

電気炊飯器の場合、炊きたてのごはんが食べられますけれども、現在計画しております約119クラス分の炊飯や、その洗浄等にコストがかかるデメリットも予想されます。また、大型炊飯器の場合、ご飯を炊いてから食べるまでに時間があり、ご飯が冷めるというデメリットがある反面、効率的に調理ができ、箱型の容器で搬送するため、スムーズに行えるというメリットもございます。

ご承知のとおり、新しい給食センターでは、3,000食の給食を短時間の間に調理しなければならないという義務的・時間的な制限もありますので、大型の炊飯器で調理できる方法を採用する予定としております。

3番目の「学校給食における食物アレルギー検討会議の立ち上げ、および対応マニュアルについて」でございますけれども、この日の議会の答弁と同様に、11月17日に、アレルギー検討会議の立ち上げの検討が、おこなわれております。

れども、3月の議会の答弁で「山谷甲しより」していること、アレルギー検討会議に申しこさいはタリイれども、これにつきまして、現在月1回、愛知川地区および秦荘地区におきまして、それぞれで献立内容や栄養バランスなどについて検討しております。メンバーにつきましては、学校の給食主任・栄養士・調理人で構成しております、アレルギーを持つ児童への対応や、献立内容についても検討しております。また、保護者に対しましては、食品の添加物等を事前にお知らせするなどをしておりますので、新たな検討会議を設けることについては、現在考えておりません。

また、対応マニュアルの整備についてでございますけれども、アレルギー別の対応マニュアルを整備するように考えております。

4点目の「新たな学校給食センターは、直営で運営することについて」でございますけれども、調理と配送、献立内容や施設にかかる運営、アレルギー食の調理等につきましても、委託・直営をどのようにするかということについて検討中でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。再質問を行います。

順次いきますけれども、まずはじめに、新たに建設される学校給食センターについて再質問を行います。

私たちは6月3日、食育の先進的な取り組みをしている高知県南国市に伺いました。特に、学校給食で市内産のお米を家庭用電気炊飯器で炊いている、また、生産者と子どもたちが交流しているという地域密着型の食育の取り組みでは、ふるさとでとれた、生産者の顔が見える炊きたてのおいしいごはんを給食で食べることが、子どもたちが大人になった時、ふるさとを忘れない心を持つようになるのお話が印象的で、まさに郷土愛を育む情操教育であることを学びました。教育は、すぐに結果が出るものではありません。子どもたちの将来のために、中身の濃い教育が必要だと思います。

先ほどの答弁では、電気炊飯器を用いての米飯給食は考えていないという答弁になっておりますけれども、その理由として、洗浄等にコストがかかるということで、これについては、竜王町でも無洗米の方を使用しております。

そして、南国市の方の報告を見ましても、大きい釜で炊き上げて、それを移す手間を考えると、こちらの方が手数がかからないというふうなことや、何よりも炊きたてのおいしいご飯で、残食が少ない。子どもたちが「おいしい」と言って食べてくれる、そのような報告を受けています。やはり何よりも、同じごはんを炊いて子どもたちが食べるのならば、おいしいごはん、「おいしい」と言って残さず食べてくれる、このようなことを眼目に置いて考えていただくことが必要かと思えます。再度、この電気炊飯器を使っての米飯給食を検討していただくことを求めたいと思えますが、答弁をお願いします。

このような南国市の取り組み、そして竜王町での取り組みを紹介させていただいたわけですが、やはり、せっかくこれから新しい給食センターをつくるのですから、教育委員会だけの取り組みだけではなく、ほかの担当課とも連携を密にした総合的な取り組みが必要と考えます。いろいろな先進地のすぐれた取り組みも十分に研究していただき、質の高い食育の取り組みができる給食センターを築いていくことを要望するところです。これについての教育長の見解を求めたいと思えますけれども、答弁をお願いします。

そして、3点目の学校給食における食物アレルギー検討会議立ち上げのことですが、3月議会と同じ答弁でありました。ただ、アレルギー別の対応マニュアルは、整備するというところで一歩進んだかと思えますけれども、やはり当事者の食物アレルギーを持つ子どもさんの保護者の方々は、そのアレルギーが命に関わるほど重大な事件ももたらしますので、本当にそれについては、その専門の会議を立ち上げてほしいというふうなことを切実に要望されておられます。

先日、アレルギー児を持つ親の会「ぶくぶくほっぺの会」の開催時におじゃまして、いろいろとお話をお聞きしました。保護者の方々は、例えば、給食センターで使う油は、食物アレルギーがあっても対応できる菜種油を使うとか、専用

の食器・トレイを設ける、個別配送をする、除去食だけでなく代替食にもこだわるなど、新給食センターがアレルギー対応の部分をごどのように整備されていくのかについての情報、またその整備に関わっていくこと、愛荘町として食物アレルギーを持つ子どもへ対応マニュアルへの整備、これは今答弁をいただいたので、もっと力を入れていただきたいところです。このようなことを強く要望されているのです。

そのために専門家・学校関係者・行政やアレルギーを持つ児童・生徒の保護者が協議するアレルギー専門の検討会議の立ち上げを求めています。食物アレルギーを持つ子どもたちも等しく食の教育が受けられるようがんばる、保護者の方々の情熱が私にも感じられたところです。保護者の切実な要求と情熱を受け止めていただきたい、このような思いで再質問をさせていただいています。これについての行政の誠意ある答弁をお願いします。

次に、ヒブワクチンについて再質問を行います。細菌性髄膜炎から子どもを守る会という団体があります。昨年5月29日に、東京永田町の国会内でワクチンの早期定期接種化を求める集会を開き、約5万4,000人分の請願署名を衆参両議長に提出しました。

この集会で、自民党・公明党・民主党・国民新党・共産党の国会議員があいさつし、2歳の娘を亡くした父親は、39度の熱を出し、風邪かなと思っていたら、多臓器不全になり亡くなりました。言葉がありません。予防接種で防げる命と知り、こうした悲劇を繰り返さないために、定期的な要望接種を実現してほしいと訴えたとのことでした。

この細菌性髄膜炎から子どもを守る会のホームページによると、全国で18自治体が、その予防接種に対する費用助成を行っており、滋賀県では長浜市が行っています。子どもが生まれてから1人4回の接種が必要なことから、子どもたちを病気から守るための条件づくり、子育て支援の一環として、町段階としてできることをまず進めていただきたいと思います。

先ほど答弁にありましたように、ワクチンが手に入るのが難しいので、少ないので、申し込んだあと2ヵ月から3ヵ月待たなければならぬとか、任意の予防接種ではない、そのような、まだいろいろな難しい問題はあるわけですが、実際、まだ日本で販売が開始されてから半年しかありません。ですけれども、実際に18自治体が費用助成を実施しております。難しい問題はあっても、子どもを病気から守りたいという保護者の方の願いを重く受け止め、すぐにとするのは無理ですので、来年度予算に向けて費用助成を検討していただくことを求めたいと思います。これについて答弁をお願いします。

最後に、要介護認定についての再質問をします。これについては、国のおっしゃることをそのまま答弁に言われたと思いますが、正確な認定とか、ばらつきをなくす認定ということでは、このことについては、先ほど1次判定で非該当とされた人の7割が重度変更されていると私は申し上げましたけれども、これは厚生労働省が作成していた「2007・09・17」と日付が入った『要介護認定適正化マニュアル』という内部文書にあった内容なのです。厚生労働省は、要介護認定適正化事業の中で、介護が必要な人であっても、重度への変更を抑制し、サービスを取り上げるよう求めるマニュアルを作成していたことが、この内部文書からわかったところです。

また、日本共産党の小池あきら参議院議員が参議院厚労委員会で、この4月から始まった新要介護認定基準の導入、これは介護給付費抑制のため、要介護認定を軽めに誘導することを目指すなどとした内部文書を作成していたことを指摘し、厚労省はこれを認めました。

このような政府の「保険あって介護なし」という姿勢が明らかになった以上、町民を国の悪政から守るため、第2次判定の認定審査会で慎重審議をしていただきたいと思います。

今、答弁をお聞きしたところでは、特にこの5月のところが印象的だったので、更新の人が33件ありまして、その方がほとんどか、まあ全員かわかりませんが、とにかく多くの方が経過措置を運用していると、それを起用していると。それによって希望どおりの認定をされているというふうになっております。

このようなことから、政府も新要介護認定の問題点を認め、このような経過措置を打ち出しているわけですから、や

はり国の悪政、このことから町民を守るのは行政の役目だと思います。ですので、第1次判定といつものほ、は月議会の時に役場でその関係の方にお聞きしたところでは、全国的にみな均一の判定が出ると、そうでなくてはならない、それはそうだと思います。それが軽くなった場合、今、全国で44%がそのような軽度になっているというか、そういうような結果が出ているそうですけれども、それが軽くなった場合には、やはり町として、これまでも行われてきたとおり、今後も第2次判定の方できめ細かな対応、手厚い対応を行っていただいて、その方が必要な介護が十分に受けられるように行っていただきたいと思います。これについても、行政の答弁をお願いしたいと思います。これで終わります。

○議長(竹中秀夫君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)南国市の方へ視察に行かれたということで、地域密着型の給食を提供されていると、この点につきましても、私どもも承知をしているところでございますけれども、これにつきましては、平成10年度から自校炊飯方式を取り入れ、電気炊飯器で炊かれているというふうになっております。炊飯そのものだけで比べるとという部分につきましては、いささか私どもの方でも無理な部分があるのじゃないかなというふうな判断をさせていただいております。

また、一人当たりの、南国市の方で取り組まれている炊飯でいきますと、1升炊きの炊飯器一台あたり約17人分を基準として調理されるというふうなことになりますと、多いクラスですと3つの釜が必要になってきますし、平均すると2つの釜が必要になってくるというふうな予想もされます。そういったことで、先ほど申し上げたような大きな調理法というふうなことを検討させていただいているということで、ご理解を賜りたいと思います。

ちなみに、竜王町の方では、約1,400食で87台の電気炊飯器を活用されているというふうなこともお聞きをさせていただいております。愛荘町は3,000食で、約120クラス分というふうになってくると、どれだけの炊飯器が必要かというふうな部分は、おおよそご察しいただけるものではないかなというふうな思いもさせていただいております。

いずれにいたしましても、お米につきましては、先ほど来申し上げておりますように、愛荘町産の米を無洗米に加工していただいて納入をいただいているという状況でもございますので、そういった部分で、活用については考えていきたいと、こんなふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)教育長。

○教育長(渡部幹雄君)先ほどの食育に関してのご質問でありますけれども、私も、この1、2年、20ヵ所の給食センターを見させていただきました。その中で、各地の取り組みについて見させていただいたのですけれども、やはり、学校あるいは教育委員会だけではできない部分、これは農林水産関係や商工会、あるいはいろいろな諸々の団体等々の共同作業というものが重要だというふうに感じております。

そんな中で、本町でどういう形の食育ができるかということも、今はもう検討させていただいているところですけれども、1つは、この学校給食法が成立されて、つい最近と言いますか、ここ数年改定があったり、食育基本法があったり、今、日本の給食のあり方が少しずつ転換期に入っていると。そういう転換期にちょうど本町の給食センターの建設問題があるということが言えるかと思ひます。

それで、先ほどおっしゃられた南国市の事例も拝見させていただきましたし、竜王にも行かせていただきました。その中で、本町でどのようなことができるか、今後見つめながらやっていくことと、重要なポイントには、栄養教諭という制度がスタートしております。これは本県におきましてはまだ20人も満たない配属をされてはいますけど、そうした人的な配置、諸々の環境整備をした上で取り組まないと、これは画餅に帰すと言ひますか、理念倒れになるということもありますので、我がまちに合った形の食育について考えさせていただこうと思ひています。

○157あるいは食品偽装、あるいは今アレルギー体質の子どもさんをお持ちの方々の切実なる願ひ等々で、食育に対しては以前より増してお声が高くなってきていることは承知しております。今後とも検討させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○議長(竹中秀夫君)健康福祉課長。

○健康福祉課長(野々村たつ江君)先ほどの要介護認定の審査会について、慎重に審議していただきたいということでございました。

そのことに対して、1次判定、それから主治医意見書、調査員の特記事項から申請者の状態像を正確に把握させていただき、審査会では慎重に審議をさせていただいておりますし、また今後もさせていただきます。要介護認定者のサービスの低下につながらないように、認定審査員それから調査員の研修を再度重ねまして、円滑に進めていきたいと、このように考えております。以上です。

○議長(竹中秀夫君)保健センター所長。

○保健センター所長(小西文子君)ヒブワクチンについて、再質問にお答えしたいと思います。

ヒブワクチンの供給体制の安定でございませうとか、任意接種の改善ということで、いろいろ多くの課題を含んでいるということで、一定のご理解をいただいたというふうに認識してございます。今後も供給体制の安定状況ですとか、国の動向調査等を踏まえながら、適切な情報把握に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)ここで暫時休憩をいたします。

休憩午前10時34分

再開午前10時50分

◇辰己保君

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。1番、辰己保議員。

〔1番辰己保君登壇〕

○1番(辰己保君)1番、辰己。一般質問を行います。

まず最初に、定住自立圏構想について質問を行います。先の3月議会では、定住自立圏構想推進要項に基づく定住自立圏形成協定を締結し、もしくは変更し、または同協定の廃止を求める旨を通告することを、議会は賛成多数で可決しました。そのことによって、彦根市の中心市宣言を承認したことになるのか、彦根市の中心市宣言を承認した経緯について、答弁をまず求めます。

愛荘町は2町合併した自治体です。これも3月議会で再質問の中で言いました。ただ、2町合併がよかったのか、悪かったのかと聞いているわけではないわけです。合併をしたまちとしてどういう課題があるのかを3月議会で聞いたところです。しかし、明確な答弁はありませんでした。

定住自立圏構想は、彦根市との上下関係を固定化させるもので、地方自治の本旨に関わる重大問題です。広域行政事務組合と違い、彦愛犬の広域を1つのまちととらえ、その計画は彦根市を中心市、核にして行うものです。愛荘町は、彦根市を核にしたまちづくりを進めるには限界が生じると私は推察します。彦根市の中心市宣言を容認したことが、愛荘町の行政圏および商業圏を無視した行為であり、自ら地方自治の本旨を放棄するもので、断じて容認することできません。

自立圏域協議事項は、担当者会議が持たれて、協議事項の説明がされた後、各町に持ち帰って対策協議を行っているはずと考えます。広域行政事務組合ではなく、愛荘町の自治に関わる重大事項を、議会にも諮らず先行したことへの見識を求めます。今後、どのようにして事業を決めていくのか。また、協議事項について、議会は当然、町民にも公開すべき事案であり、周知徹底の方策について答弁を求めます。

2番目に、学校給食について質問を行います。愛荘町は、幼稚園・小学校・中学校のすべての児童・生徒に給食を

提供するために、給食センターを川久保地先に予定しています。私は、給食センターを、ただ規模に合わせて建設すればよい、給食工場にしてはならないと考えています。給食センターを通して、町民みんなが食育を考える施設にすることを、まず強調したいと思います。

なぜ、この学校給食センターが今重要なのか。それは、これからすべての幼・小・中学生を対象に、3,000食という給食提供を行うわけです。ですから、今しっかりと、行政として理念をもって進まなければ、要するに子どもたちの将来に大きな問題を抱えてしまうということを申し上げたいわけです。

国会では、平成17年6月に食育基本法が成立しました。法の前文のはじめに、「21世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたっていきいきと暮らすことができるようにすることが大切」とうたっています。そのもとで、「子どもたちに対する食育は、心身の成長および人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるものです」と、子どもたちの食育は人間性を育む基礎であると位置づけています。

食育は、学校給食に限定するものではありませんが、前文でも述べているとおり、「社会経済情勢が目覚しく変化し、日々忙しい生活をおくる中で、人々は毎日の食の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦身志向などの問題に加え、新たな食の安全性の問題、食の海外への依存の問題が生じており、食に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は食生活の改善の面からも、食の安全の確保の面からも、自ら食のあり方を学ぶことが求められている。こうした食をめぐる環境の変化の中で、国民の食に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められる」といい、むすびで、「国民一人ひとりが食について改めて意識を高め、自然の恩恵や食に関わる人々のさまざまな活動への感謝の念や理解を深めつつ、食に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身につけることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として食育の推進に取り組んでいくことが我々に課せられている課題である」と、食育を推進する国民運動を展開するうえで、学校給食は重要な責務を負っていると言っているのです。

だから、学校給食を単に子どもたちに給食を提供するという観点ではなく、日々忙しい生活を送る家庭にあっても食生活の大切さを理解していただく、食生活の改善および安全を学ぶ施設にするべきだと考えます。図書館がコミュニティを重視して建設されたように、広い敷地を活用して、給食センターも全国に先がけて、町民とともに食育を考える施設につくることを提唱します。

地産地消の観点、また食育の立場から、地域・学校において現在、水稻を植える、田植えをしてこうした食物を育てる、この取り組みが広がっているのも事実です。愛荘町の農産物を学校給食に取り入れることを提唱します。そのことは、子どもたちの身近なところから供給される食材を通して、自らの食について考える習慣や、食を選択する判断力を楽しく身につけるための学習等の取り組みにもなります。

もう一步深める点では、生産者・消費者の関係と、残食を通しての地球環境への理解を進める手立てです。町民みんなの食育研修センターという観点で、町民みんなの家庭ごみを処理する施設も併設できないか、検討をお願いしたいものです。

子どもたちへの食の学習の場になることは、すなわち、自らの食べ残しが有機肥料となって、安全な食が提供されることを実感してもらうこととなります。その実践として、学年ごとにその有機肥料を使っての学校菜園を行い、その成果物を給食の食材として使用され、自らが消費する循環型社会を体得してもらうことです。そのシステムに町民も参加していただくこと、地球にやさしいまちづくりは日常生活の中で理解が進んでいくということになっていくでしょう。

以上を申し上げ、町民とともに生きる、活性化させる、活動に活かす、その活きる学校給食センターを求め、食育基本法を定めた食育基本法を、地産地消の学校給食の理念に向けた生産者の体制づくり、学校給食の体制づくり

本法を实践する子供給食センター、地産地消の子供給食の確立に向けた生産者の体制づくり、子供給食を通して循環型社会形成に寄与する施設を建設すること、このことを申し上げて、学校給食センターの建設に向けた見解を求めておきます。

3番目には、排水路および河川整備について質問を行います。愛荘町は宅地開発が進んだ結果、農地が本来持っている力、治水機能および自然環境に大きな影響が生まれています。地域河川にその影響が現実にも生まれてきているわけです。特に宅地開発が進んでいる市地域では、隣接河川および水路の流水能力を超えてきているという現象が表れています。この現象は、市に限られたことではなくなるでしょう。水路が狭隘のうえに、尻無し川状態の新愛知川以東、新愛知川よりも上流東側に起こってくるのが推察されます。市地先の早期改修・整備の実施をはじめ、愛知川地区全体の河川整備、年次計画の作成を求めておきます。

4番目に、体育施設の指定管理と使用料について質問を行います。体育施設の指定管理者制度がこの4月1日からスタートし、2ヵ月が経過しました。わずか2ヵ月の間ではありますが、指定管理者制度の実施における問題が生まれています。体育協会傘下のゲートボール連盟では、金剛輪寺杯を行うために、秦荘グラウンドの、愛荘町グラウンドの使用を申請されました。連盟では、雨天を考慮し、予備日を含めて3日間の使用許可申請を行われました。申請に際し、指定管理者は連盟に対し、2日間の終日の利用料と予備日の利用料を請求されたとのことでした。

指定管理者は、規定に基づいて連盟に求めるのは当然です。また、この金剛輪寺杯というのは、滋賀県全体のイベントでもあります。こうしたことを鑑みても、一定の有料となることは避けられないかも知れません。しかし、この愛荘町のこのゲートボール連盟は町の体育振興の組織であると同時に、ゲートボール競技を通して健康の保持を願う町民さんが参加されているという社会体育・社会福祉から考察しても、利用料の徴収に配慮が必要と考えます。同時に、天候に左右されるイベントは予備日を確保するのは当然です。町民に利用しない日まで利用料を徴収することは、町民の施設にふさわしくありません。

指定管理者制度は、管理のあり方を含め町民が自由に使える施設を制限する仕組みになってきています。町民に寄与する体育施設は、高齢者や青少年の使用に際し、使用料を徴収することの問題点が明らかになった以上、また、町民施設の趣旨からも、速やかに使用料の徴収規定の撤回を行うことを求めて、一般質問とします。

○議長(竹中秀夫君)政策調整室長。

〔政策調整室長村西作雄君登壇〕

○政策調整室長(村西作雄君)定住自立圏構想に関するご質問にお答えをいたします。

3月議会で議決いただきましたのは、本町が彦根市と定住自立圏形成協定を締結し、もしくは変更、または廃止をする際には、議会の議決が必要である旨を前もってさだめていただいたもので、中心市宣言とは別のものです。また、中心市宣言は、彦根市が周辺4町の意向に配慮しながら、それぞれと連携し、圏域として必要な生活機能の確保に関して中心的な役割を担う意思・意気込みを明らかにしたもので、彦根市独自で策定されたものであります。次に、この構想は彦根市と本町との上下関係を固定化させるもののご指摘ですが、協定の基本的な考え方は決して上下という関係ではなく、彦根市と本町がそれぞれ対等な立場に立って、事業や施策について連携・共同したり補完したりするもので、協定を締結しようとする事項について、議会で承認をいただいた後、2市町長間で協定締結します。なお、この協定により、地方自治の精神が揺らぐものとは考えておりません。

最後に、協定の項目について、どのように決定していくのかとのことではありますが、3月議会でも触れておりましたが、5月末、圏域で図書館ネットワーク部会、地産地消部会、公共交通ネットワーク部会、医療連携部会、職員交流部会の5部会を立ち上げ、各市町から部会員を派遣し、それぞれ第1回目の会議を終えたところであります。今後、各部会での協議の進捗状況につきましては、庁内で連絡調整会議を持ちながら、議会はもとより町広報でもお示ししていきたいと考えております。以上でございます。

○議長(竹中秀夫君)農林建設主監。

〔農林建設主監西沢文博君登壇〕

○農林建設主監(西沢文博君)辰己議員の排水路および河川整備について、答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、町内各地で宅地開発による、特に市地先でございますけれども、農地転用が多くなりまして、治水機能を併せ持っている農地が減少いたしまして、自然環境にも少なからず影響を与えているものと推測いたします。

特に、宅地開発された下流域においてその影響が顕著なものとなります。このため、開発予定地における排水路などの計画につきましては、当地域における降雨量・降雨強度および放流先の状況などを勘案し、開発区域およびその周辺の地域に逸水等による被害が生じないよう、構造および能力について県の開発許可基準に定められておりまして、町の開発指導要項に該当する開発についても同様の指導をいたしております。

しかし、想定を超えるゲリラ豪雨などによります逸水予防対策といたしましては、危険箇所の浚渫や一部改修を暫定的に実施している状況でございます。ご指摘の市地先の状況におきましては、もうひとつ場所が不明確でございます。現場確認のうえ、検討してまいりたいと考えております。

なお、ご指摘の愛知川地域全体の排水計画につきましては、当然必要と認識しておりますが、地域排水の流末幹線となるべき不飲水川改修の早期実現が最優先されるべきものと考えておりまして、不飲水川改修の進捗に追随して進めるべきものと認識しておりますので、ご理解いただきますように、答弁いたします。

○議長(竹中秀夫君)教育次長。

〔教育次長辻孝志君登壇〕

○教育次長(辻孝志君)辰己議員のご質問にお答えいたします。

まず、食育基本法を実践する学校給食センターということでございますけれども、今ほど議員から、食育基本法の趣旨や必要性につきまして、詳しくご説明いただいたところでありますけれども、食育基本法を基盤にした学校給食センターづくりにつきましては、町といたしましても、知・徳育・体育の基礎をなすものは食育であると認識し、推進しております。

建設する学校給食センターでは、給食調理のほか、園児・児童・生徒や一般の町民の方々が気軽に給食センターへ来ていただくための見学コースや、食育のため町民の方が利用できる調理室を設置する予定をしております。

食育実践の主要な部分は、家庭・地域そして学校でございます。食育を担う分野には大きく3つ、保健医療分野・教育分野・農業分野があると思います。家庭では、乳幼児期における基本的な味覚教育の場であり、食器や箸の使い方、食事のマナーや調理の基本を学び、食を通じた良好なコミュニケーションや、食に対する感謝の念を育てる主要な場所と考えております。

また地域では、食と農業とのつながりを身近に見聞し、体験する場であり、行事食など地域の食文化を知る場でもあります。地域の特産物などの食材も、上手な調理法や地域の伝統食を伝える場でもあります。

さらに学校では、教育として、食育の中心となる場所でもあります。給食を通じて、食事のマナーやコミュニケーション技術を学び、栄養素や食事と身体、食事と心身の関係を学習する場でございます。理科や社会の学習を通じて、家畜や栽培植物に関する知識、食物の生産から流通・加工・販売にいたる経路、食料の輸出入など、食に関する総合的な知識を身につける場所でもあります。これらの学習や経験を通じて、人々への感謝の念を育て、自分と世界とのつながりを理解するとともに、命をいただくことによってのみ維持されることを理解し、命の大切さを実感させることができます。

以上を、家庭・地域そして学校の食育の実践に向けて、給食センターをいろいろな方に利用していただき、食育を考える実践する施設となるように、ご理解、ご協力をいただきたいと思います。

次に、地産地消の学校給食の確立に向けた生産者の体制づくりでございますけれども、愛荘町における学校給食食材の地産地消の率でございますけれども、滋賀県の調査によりますと、平成19年度の数値は愛荘町全体で16%となり、県平均の16.8%に比べて若干下回ってございます。平成20年度にあっては、県平均の21.5%に対し、愛荘町全体といたしましても21%と同率でございます、若干ではございますけれども、改善されたと確認をいたしております。

これらの食材につきましては、東びわこ農協からハクサイ・ダイコン・キャベツ・ナスなどの地元愛荘町産の野菜を多く取り入れておりますし、味噌・米につきましても、平成19年度からは愛荘町産を指定して入荷しているところでございます。今後は、他の野菜や果物などについても、入荷が可能であれば品質を見定めた上で、愛荘町産の品物を取り入れていきたいと考えております。

次に、学校給食を通じて循環型社会形成に寄与する施設を建設するというところでございますけれども、ご質問のように、給食の食べ残しなどの残渣ごみから野菜を育て、その食材を給食に使用するという安全・安心・安価な食材が食育を通して実践できますことから、学校等に働きかけいたしまして、学校菜園なるものが実現できないか検討をしていく予定でございます。

既に米づくりにつきましては、県の補助をいただきまして、田んぼの学校を授業として3小学校が取り組んでおりますし、残る1校につきましては、地元の営農組合等のご協力のもと、この授業の推進をしているところでございます。このような取り組みを各学校で実践することによりまして、さらなる食育の推進に寄与できると思っておりますし、安全・安心・安価な食材が食育を通じて実践できるものと思っております。

町といたしましても、循環型社会の形成について推進していく予定としておりますが、議員より検討するよう提案されております、町民の家庭ごみを処理する施設の併設につきましては、考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)生涯学習課長。

〔生涯学習課長林吉次君登壇〕

○生涯学習課長(林吉次君)体育施設使用料の徴収規定を撤回することについて、お答えいたします。

体育施設の使用料につきましては、一昨年3月にいただいた行財政改革検討委員会の提言や、本年4月から受益者負担の原則ならびに施設を使用される人とそうでない人の公平性の確保に基づき、有料化させていただくことを昨年の9月議会でお認めいただいております。使用料の徴収規定を撤回することとは、税金で維持管理にかかる費用を賄っていることとなります。このことは、使用していない人も経費の一部を負担していただいていることとなり、この人たちから見れば、全く使用しない者が負担をすることに納得できないことの説明を、本年3月議会においてご説明させていただいたところです。

辰己議員が申されますように、高齢者の方々や少年少女がグランドゴルフやゲートボール・野球やバレーボールなどのスポーツをされることにより身体の健康を保持されることが、医療費や介護費用の抑制に、また青少年の健全な身体の発達につながっていると考えています。しかしながら、65歳以上の高齢者の方々やゲートボールやグランドゴルフに使用される場合は、使用料の2分の1の減額措置を実施しているところですので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。再質問を行います。

まず、一番町民さんに関わって大事なところで、体育施設の問題ですけれども、今答弁をいただいて、町長、非常に残念に受け止めています。利用者の有無、あるなしによって、町民の公平性が強調されました。では、地方自治の責務、要するに町民の福祉・健康に寄与するという、この概念はどこにあるのか。町長からこの答弁をいただきます。これは行政執行上、決定的な問題なんです。いったい地方自治は何を目的に行財政執行をするのかという認識が、指定管理者制度によって非常に混乱をしてくれている。そのことをまず指摘しておかなければなりません。

そして、では、金剛輪寺杯に伴った徴収は、規定どおり行うという解釈になるのか、担当課長、答弁をいただきます。要するに予備日を、使わない日まで取られるということを肯定するのかどうか。町民さんが、当然でしょう、天候に左右されるイベントなら、あなただって、そんなことは考えるでしょう、予備日は、できれば2日取りたいとか。そこに制約がきたら、町民さんはいったいこの体育施設どのように活用すればいいのか。

こんな大事な問題を、あなた方は答弁をしているんですよ。全然、町民に奉仕するという精神が欠如してきている答弁、そのことをまず強く指摘しておきます。再度、体育施設の利用料については答弁をいただきますし、これについても撤回という、私は質問をしています。これは非常に考えていただかななくてはならないので、町長の見解をこの点についても求めておきたいと思います。

次に、河川整備についてですが、不飲川の改修が優先されるべきだという答弁でした。でも、私はすべての新愛知川に注がれている河川を見てきました。新愛知川に流水しているのです。それがどうなのかは別にして。そして、本来ならば農地が持っている独自の治水機能が崩壊したために、本来のほ場整備で行う、土地改良で行われた河川でまかなえていたものが、現在でもその高さをオーバーしている。だから、業者は法面をコンクリートで補強する、こういう手立てを宅造地についてはとっている。でも、その下流にある農地の水路はそのままです。要するに、土が露出しているまま。だから、主監は理解されたかどうかは知らないけれども、あるところでは、公共施設の近く、今限定すべきかどうかはちょっと疑問を持ちますので、あえてそこまで詳しくは説明しません。その流水が一気水となって排水管から飛び出して、その対岸に穴を掘ったと。それは今補修されています。

そういう現象が起こってきて、そのあとを見て行けば、その河川は非常に蛇行をしている、それも単なる緩やかな蛇行ではないという河川もあります。我がまちにおいては、そうした条件がどんどん変わってくる中で、行政が後追い状態にならないために、問題提起をしています。

ですから、不飲川の改修が優先すべきなのか、本当に必要とする河川の整備が必要なのか。そこは物事をすりかえた答弁をするべきでないというふうに提示します。不飲川の改修とは全く、ある意味では関係がない。それで、まず排水も体育施設も指摘をしておきます。

そして、定住自立圏構想で、上下関係があるとかないとか、当然、行政の立場からすれば、上下関係なんていうことは、口が避けても言えないですよ。でも、彦根市が中心市宣言を行ったと。しかも総務省から副市長を招聘(しょうへい)したということは、彦根市が中心になって、これは定住自立圏構想そのものが中にあるわけですが、中心市がまちづくりの、要するにマネジメントをするのです。

要するに、彦根市は愛荘町となんと協定するか、この点を見とかなければいけない。このことをマネジメントしているのです、この制度は。ということ、上下関係がどうであろうが、すなわち、彦根市の意向が強く働くということです。私は、そのことを言っているわけで、上下関係ではなくて、彦根市を中心市にするために、合併したまちが、合併したまちの大きなまちが中心市になるのですよ。そのことによって、周辺町がそれに対して、さまざまな行政が1つのまちより進みます。今回は1つのまちとしては進まないのです。そこに違いがあるだけです。

それで、その違いを上下関係と、あえて私は定義をただけのことであって、それが非常に危険なんだと。だから、それをただ5部会、もう会議を参画して、それぞれの5部会で協議をしていくなれば、もう自動的にその枠の中に入っていく。しかも、総務省から人材を招聘(しょうへい)しているわけですから、総務省の思いどおりの進め方がいくということ、ある意味では示しているのだと思うのです。

ですから、私はその危険を愛荘町独自がどうふうにかかっているのか。それで、質問としては、これは3月議会でも言ったのですけれども、合併してどうであるのかと、総括・検証はどうしているのか。そのために、この定住自立圏構想に参画して、こういうまちづくりを愛荘として進めていきたい、こういう考えが示されない限り、上下関係になりますよ。

ですから、私は答弁をいただきたいのは、この合併した愛荘町がどのように総括を行政がしているのか、行政として。そして、どういう検証をしたのか。そして、何がそのために課題なのか。その答弁を今いただかないと、今後私たち議会にいろいろな、あなた方は先に部会を先行していくでしょう、議会はそれを後追するわけです。

ですから、まず基本となるところの哲学・考え方・理念、この点についてははっきりと示していただかないと、我々もその都度、提案されたり、もしくは提唱されたことを検証していかなければなりません。ですから、私が一番大事なところ、2町合併によって何がどのようにまとめられて、何が必要になっているのか、そのことを明らかにしていただかないと、商業圏だとか言われたって、商業圏は東近江市の方にもある。ここは食い込んでいくわけですよ。医療圏もそうです。ですから、今の説明では何も的を得た説明にはならないし、答弁にはなっていません。再度、答弁をいただきます。

学校給食については、要するに、子どもたちにどのように循環型社会を、今、温室効果ガス問題が大きな日本の問題として、今取り上げられています。麻生総理もそれに対して示しているわけですが、そういう点からも、今、地球にやさしいまちづくりという観点からも、この点では教育長にお願いをした方がいいのか。

ただ、町長にこの点も答弁がほしいのは、何としても給食工場をつくってほしくない。だから、3,000食という子どもたちの提供が多くなれば安くあがる。確かに工場化すれば安くなるのですが、この場合は食育ですから、高くなっても安心安全を提供するのだと。子どもたちの将来に関わって、どういうものの食事の食材を選択するのに、どういうものがあるのか。今日の家庭の状況等を鑑みても、これはそういうセンターにしなければならないと思うのです。

ですから、町長の認識の方がいいのか、私は、給食センターの抱える重要な役割というものを、もし町長の方から認識論をいただければと思いますし、理念問題であれば、教育長の方から答弁をいただきたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)町長。

○町長(村西俊雄君)ただいま再質問いただきました何点かに、私の考えを述べさせていただきます。

まず、指定管理に基づいて使用料をいただいている、このことと住民の健康保持との関係をおっしゃったと思いますけれども、住民の皆さんの健康を守っていく、そして、青少年の健全な発達に期するというのは、もう大変大事な行政にとっての仕事かと思えます。

そういったことで、従来から施設整備、国の方針も施設をどんどん整備していきなさいという方針が今までなされてきました。維持管理の問題は、これはまた全く別の話でありまして、施設を整備することは我々の責務としてやっていく。それを適正な維持管理をしていく。この方法については、やはり負担の原則も踏襲しながら、やっていく。これが指定管理のひとつの流れでもあるわけですが、すべてを無償でそれを管理していくというのは、これはなかなか、もう今の時代できない。

例えば、教育ひとつとりましても、義務教育については、これは国が全部責任を持って負担も持ってやっていくということで、義務教育に対する負担は、国や地域が皆負担している。

ところが、高等学校になってくると、同じ教育であっても、授業料もいただきます。国立大学になれば相当な負担になってくると。もちろん私学もそうです。すべて教育はもろもろ国のもつものですが、それがすべて無償で提供されているかという、決してそうではない。そういう考えにも近いと思いますけれども、我々はこの施設、住民の皆さんが使っていただけるものを整備していく。そして、全額の維持管理費をもらっているわけではありません、一部を負担をいただいていると、こんな考え方かなと思います。

それから次に、定住圏に絡んで、合併の問題あるいはマネジメントの問題等に再質問をいただきましたけれども、マネジメントは彦根市がするのでまないと思います。これは我々がやる。そういう施設であって、事務局はただ単にここにあるだけで、進めていこうと思ったら、議長も司会もいるのと同じであって、そういったまとめはするかもしれないけれども、マネジメントは定住圏を構成している我々がやっていくということで進めていきたいと思います。

合併のまとめ、これは確かに、合併して3年経って4年目に入りました。この合併がどうであったかという総括は、やっぱり我々として、住民の皆さん共々やっていかんならんことだと思います。この辺のまとめを、これから4年目に入りましたし、やっていきたいなというふうに思っています。

給食の考え方、これは私に聞かれたが、何だったかな。食育は、給食センターの整備について、食育も大事かと認識しています。そうだから、そのすべてを最善の、最善に越したことはないですけども、町として、町長としては、住民の皆さんからいただいた税金を、いかに効率よく、そして適切な整備をしていくか、使っていくのかというのは責務と思っています。

どんなことでも、やりすぎするほどやればよいというものではない。やっぱり、納税者の立場に立って、適切な効率を追求しながら、そして、理想を追っていくということが大事かなというふうに思っておりまして、食育についても、昔の食育だったら、栄養偏りなくとりなさい、ビタミンのために野菜をとりなさいとか、その程度の食事だったのですが、今は範囲も広がっておりまして、不規則な食事とか、肥満とか、生活習慣病対策とか、いろいろあるようでございますけれども、そういった概念、もうひとつ私もよくわからんところもありますけれども、給食センターのあり方について、これはきりがなしと言ったら、ちょっと言い過ぎかも知れませんが、妥当な、今これからの時代を先取りした給食センターをやっぱりやっていきたいなというふうに思っているところです。

○議長(竹中秀夫君)教育長。

○教育長(渡部幹雄君)先ほどの学校給食の循環型社会とのかかわりについての質問をいただきましたけれども、給食がこのように問題になっているのは、例えば、今までの子どもたちが、食べものがコンビニに行けば手に入る、作り手が見えないということがあったり、あるいは、栄養のバランスもあったり、いろいろな課題がどんどん出てきたわけですね。

そうした反省に立って食育基本法がありまして、学校給食法が改定されたと思うのですが、作り手が見える。食べて、そして生産者も見える。その構造的にどういふふうな形で食卓まで来たのかというのが見えるようなものが、食育である。

これは学校におきましては、教育の視点でいくと総合学習という視点であるかと思いますが、社会の勉強になったり理科の勉強になって、環境の学習になったりというようなことで、保健の勉強になったりするわけですね。そうした中でいくと、教育というのは介在するとなれば、そうしたものを過去の反省に立ち、どう子どもたちに教えていくかということが環境型ということにもなりますし、今日的にはCO2の削減でいきますと、フードマイレージの問題もありますので、そうしたことを教育の場で総合的に、子どもたちに学習し、食べものの尊さ、あるいは労働の尊さを学んでいこうとするのが、私は理念だというふうに思っています。以上でございます。

○議長(竹中秀夫君)建設課長。

○建設課長(藤田由起雄君)排水路および河川整備についての再質問にお答えさせていただきたいと思っております。議員ご指摘の、特に市地先の排水路あるいは河川につきましては、すべて新愛知川を經由いたしまして宇曾川に注いでおりまして、不飲川とは直接関係はございません。

そんな中で、新愛知川につきましては、もう一定の改修もできておりますので、特に市地先の部分につきましては、新愛知川までの改修ということになると思いますが、ご指摘の場所につきましては、申し訳ございません、今のところ細かい把握ができておりませんので、また場所をお教えいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い

○議長(竹中秀夫君)生涯学習課長。

○生涯学習課長(林吉次君)体育施設の雨天の日のための予備日の徴収についてでございますけれども、その施設を他の方がお使いになられると、される時に、予備日で押さえておられるということは、他の方がお使いになれないというようなことから、徴収をさせていただくという具合に考えさせていただいておるところでございます。

○議長(竹中秀夫君)1番、辰己君。

○1番(辰己保君)質問時間がわずかですので、走ります。

今、地産地消の問題でいけば、これは当然、一定の率、30%とかそういうふうに上げていこうというふうに思いますので、農林商工の関係でいけば、その体制づくりをもう既に入っていかなければ、そういう町内の状況を整備していけないといけないということだけを指摘しておきますし、今現在、そういう受け皿づくりの状況。というのは、どんどん地産地消を推進すれば、やはり全体的な組織、町の全体的な受け皿組織が必要になってくるだろうというふうには推測します。

そして、河川整備について、今、担当の建設課長の方から答弁があったわけですが、そのとおりで、ただ建設課になるのか、ひょっとしたら、愛知川沿岸との協定、そういうものもあるんで、あえて農林商工とタイアップをしっかりと、そして、町として何が必要なのかということ、それも同じことを質していくわけです。とりたてて、何か変わったことを言っているわけじゃなくて、町としてどう整備をしていくのかを、事前に、転ばぬ先の何とやらをしていくということにしていかなければ、今、市ばかりを言っていますが、豊満地域も起こってきます。ですから、先々行政が手を打っていくということです。

そして、生涯学習課長、予備日も押さえておきます。これは他の団体が使いたくても使えないから、当然徴収はやむを得ないというのですが、では、私はそのことを町長に求めたつもりなのです、どちらかと言えば。地方自治の精神っていったい何なんだと。確かに施設をつくるのに、地域の健康を保持するために、そういうものをつくってきました。旧の秦荘は秦荘の必要とするもの、愛知川は愛知川が必要とするものをつくってきたわけです。

それと、運営とは別なのです。確かに、運営は別なのですが、しかし、これは寄与するという立場から、要するに無償提供、調整をとるといって、そういうことをして、できるだけ多くの町民さんが使っていただける環境づくりをしてきたはずで、今日までは。

しかし、4月1日からは、明確に民間委託ということになったために、その概念が変わってきたということなのです。その認識を持っていただかなければ、使った人の公平性とかというのではない。また、施設つくったから、あとはなんぼでも提供すればいいと。これは給食センターも同じことが言っているのですけれども。要するに、何もりっぱなものをつくらうと言っているのじゃなくて、今町民さんにとって何が必要なのかを思い切り検討して、よいものをつくらうと言っているんです。何も大理石でもものをつくらうかと言っているわけじゃないのです。そのことも、はき違い、またすり替えは、私はすべきでないだろうと思います。ただ、考え方を提案しているわけです。

再度、課長、そのことの、要するに予備日まで取っていることの、もう少し、本当にそれでいくのかどうか、猶予するのか、配慮するのか、そこだけは答弁をいただきたいというふうに思います。それは行政が立て替えればよいわけでしょう。行政が補てんすれば済むことでしょう。使っていない部分は、それは先ほど言いました。終わり。

終わりでございますので、じゃあ、農林商工も再度、現場は本来知っていなければだめなところですよ。これだけは言っておきます。そんな「教えてくれ」なんて行政が言っていること自体が不見識です。そんなものは、情報が入っているはずですよ。ですから、ちょっとその点だけ、どうしていくのか、計画性についてはお願いをしたい。

○議長(竹中秀夫君)暫時休憩をいたします。

休憩午前11時44分

再開午前11時46分

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き、会議を開きます。教育次長。

○教育次長(辻孝志君)体育施設の使用料の負担の原則でございますけれども、基本的に予備日まで徴収するということについては、先ほど生涯学習課長が説明したとおりで、ご理解いただいているものと確信しております。今までの例から、長期間事前に押さえるといった例もございまして、そういった中から、やはり多くの町民さんが逆に使えないという部分もございましたので、当然、予備日まで徴収することにつきましては、負担の原則からしても当然のものであるというふうに判断をさせていただいておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)農林建設主監。

○農林建設主監(西沢文博君)市地先の排水岐路の面でございますけれども、ご指摘のように、法面は愛知川土地改良区の財産でございますので、当然コンクリート化されたことも存じております。事務局を持っておりましたので存じておりますので、今後とも、あれは除草・防草効果、草を防止する意味で法面をコンクリート化されたという目的もございまして、当然、今後の開発におきましては、土地改良区とも調整のうえ、開発にあたっての今後取り組んでいきたいと思っております。

それと、学校給食の地産地消に向けた体制づくりの確立についてでございますけれども、なにせ学校給食の供給いたしますと、安全なものを安定した供給責任があるということで、大変な体制づくりが必要であろうかと思ひます。そこで、愛荘町に絞っていても、とても供給責任はとれないと思ひます。物によっては、やはり広域的な、やはりJA東びわこ管内からの供給体制ということも、協力も必要でございます。そこらの連携も考えていきたいと思ひます。ただ、米については、この地産地消が叫ばれる前から、既に認定農業者の協力をいただきまして、半年交代で20俵ずつ、半年・半年で年間40俵ぐらいの供給を責任を持っていただいております。

それは、環境こだわり米でコシヒカリ、それから無洗米の提供をさせていただいておりますので、米については責任ある供給を現在してもらっておりますので、それは、今後150俵ぐらい必要かと思ひますけれども、それは責任を持った供給体制が協力願えるという判断をしておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)ここで暫時時休憩をいたします。再開は1時とします。

休憩午前11時50分

再開午後12時58分

◇上林貞君

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。2番、上林貞議員。上林君。

〔2番上林貞君登壇〕

○2番(上林貞君)2番、上林貞です。一般質問、2題行いたいと思ひます。

まず、町立愛知中学校にセミナーハウスの建設を求めることについて。現在、町立秦荘中学校には、平成8年に開設されましたセミナーハウス立志館があります。県下の高等学校には普及していますが、現在に至るまで県下でも類を見ない、中学校に建設されていることが注目を集めています。

当時のパンフレットには、見出し大きく「好ましい人間関係の樹立と、多様な生徒活動の活性化」とうたわれ、セミナーハウスを設置する意義とその活用について、次のように書かれています。

登校は、新しい時代を切り拓く、心豊かでたくましい生徒の育成を目標に掲げ、心ふれあうまちハーティータウン秦荘の次代を担う青少年の育成に、生涯教育の基礎を培う義務教育の最終段階として、努力を重ねているところであり

ます。これまでの学校教育が画一化、硬直化していたのではないかということに反省を加え、指導内容・指導方法等の多様化をはかり、基礎基本の徹底を重視するとともに、個性と創造性の伸長、社会的適応力の育成等に重点をおいた自己教育力の育成を目指す生氣あふれる学校づくりが今強く求められています。これらのことを具体化するため、当校では目指す生徒像として次の4項目を定めて、活力のある学校経営の推進に努力を重ねています。

その1. 心身ともに健やかでたくましい実践力のある生徒。これには、クラブ活動、部活動の集団合宿訓練、遠距離学校との交流・親善活動など。

その2. 自分の力で正しく判断し、進んで生活を改善しようとする生徒。これには、個別・グループ教育相談、新入生オリエンテーション、学級・グループ別生活指導等。

その3. 基礎基本と創造性を大切に、主体的に活動に励む生徒。これには、個別の学習指導、補充学習、質問教室等。

その4. 人権を尊び、協力し信頼しあって明るい生活ができる生徒。これには、生徒会・学級リーダー研修、学級会・学年会研修、生徒活動実行委員会の活動等。

これらの活動を通して、生徒の体験活動の幅を広げ、好ましい人間関係をつくり、また個々の基本的な生活習慣の向上を図るなど、集団指導・個別指導の両面にわたった極めて多くの教育効果を期待できる施設であります。と、全文をひろいましたが、これまで他にも秦荘中学校に関連する多くの利用がなされ、それなりのすばらしい効果をあげているのは、言うまでもありません。

中でも、一例として現在、地域教育協議会が主催とする通学合宿では、例年、学区内小学校高学年児童と中学生が一緒になって、3泊4日の共同生活をするこゝには、参加の子どもたちそれぞれに大きな成長のあとを見ることができます。

利用活用には、いろいろな工夫とアイデアがありますが、こんなにも明日を担う子どもたちを育成できる施設を、ぜひとも愛知中学校にも建設を進めていただきたいと思うのであります。

財政の苦しい時、建設を期待するのは非常に理に合わないと思いますが、一人ひとりの青少年の健全育成を図り、同じ町内町立の学校ゆえに、公平で対等なお考えをお示ししていただきたいと思うところでございます。このことについて、町長の所見をお聞きいたします。

次に、ETC車載器購入補助の復活について質問いたします。

いよいよ関係皆さまの努力が実り、(仮称)湖東三山インターチェンジが実現に向かうことになりました。この地域のあらゆる発展や利便性を秘めて、町内はもとより近隣多くの皆さまの期待を背負っているところであります。

これまでの町施策の1つとして、インターチェンジを誘致する1つの運動として、ETC車載器の普及を図るため、購入された人たちに、最大1万円とか購入の3分の1とか、時の流れで補助金額は違いますが、21年2月5日の発表によるデータで、今までに述べ800件・約630万円の補助をされてきました。

ところが、国が本年3月20日から、全国的に5,250円の補助を出す動きがあって、当町の補助は、その際、平成20年度で打ち切りとなりました。国の経済効果見直しの1つとして、5月の大型連休前から、土日・祝日は高速道路利用料金が1,000円ということで、ETCの普及ははたにわかに高まりましたが、そのこともあって、現在供給が追いつかず、購入希望者は待たれている方が多いと聞きます。

しかし、思えば、国がこの件に補助したのは約1ヵ月の4月末日までであって、今はこの件について全くの補助がありません。特に、ETC専用のインターチェンジの設置を地元愛荘町に決定され、また設計、土地の買収など大きく前進する中、再度、気運を高め、将来のインターチェンジの利用度を上げるために、この補助は打ち切り前に戻って、再度補助を継続して行い、ETCの普及に努めていただきたいと考えますが、町としての対応はどうか、お尋ねいたします。以上です。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)上林議員のご質問のうち、「町立愛知中学校にセミナーハウスの建設を」について、お答えをさせていただきます。

秦荘中学校にありましては、平成8年にセミナーハウスが建設されまして、クラブ活動・部活動での集団合宿訓練、他校との交流・親善活動、また秦荘地域協力協議会による通学合宿等に利用をされているところでございます。県下で、セミナーハウスを有している市町は、ほかには聞いたことがございません。私も、平成18年だったと思えますけれども、ボランティアとして、この通学合宿に参加したことがございます。このようなことから、愛知中学校においてもセミナーハウスを建設したらとのご意見であります。この施設の利用状況から見ましても、まだまだ余裕がございます。また、これこそ市町村合併の利点の一つであります。このセミナーハウスは秦荘中学校のみならず、愛荘町のセミナーハウスとして愛知中学校の皆さんにも広く活用いただき、合宿訓練や両中学校の交流の場となるよう教育委員会とも協議をしていきたいと考えております。

○議長(竹中秀夫君)政策調整室長。

〔政策調整室長村西作雄君登壇〕

○政策調整室長(村西作雄君)私からはETC車載器の購入補助について、考え方を述べたいと思います。

ETC車載器補助につきましては、旧秦荘町において、名神高速道路のインターチェンジ間で一番距離の長い彦根ー八日市インターチェンジのまま中間に位置する秦荘パーキング付近に、新しいインターチェンジを設置する運動が本格化したのを契機に、その気運を盛り上げ、インターチェンジへ設置後の利用促進を図るため、平成16年度から補助制度を設けてきたものであります。

また、合併後にあっても、計画しているスマートインターチェンジが社会実験の手法を取り入れた整備計画であったため、インターチェンジ開通後も社会実験が継続され、ETC搭載車両の利用台数の増減がその存続にも影響することから、地元インターチェンジとしての利用促進を図るため、継続実施してきたところであります。

さて、本補助制度での本年3月まで5年間の延べ補助台数でございますけれども、1,006台・約766万円にもなりますが、ご承知のとおり、スマートインターチェンジの整備手法が社会実験から実験なしの本格運用に変わり、今年度から着手できることや、3月下旬からの財団法人高速道路交流推進財団による115万台分の助成など、ETCを取り巻く環境は大きく変わり、また、本年3月からのETC割引の本格実施等もあいまって、いまや高速道路を利用車両の8割強がETC搭載車両であるなど、ETCの認知度が大幅に高まってまいりました。

以上のことを総合的に勘案して、ETC補助にあっては所期の目的を達成したものであるというとして、2月20日発行の『広報あいししょう3月号』で、平成21年度からの補助打ち切りを公表し、加えて3月では防災行政無線等でも周知を図ったところであります。

結果、本年3月1月間の補助申請受付でございますが、176件にも達し、昨年3月の同時期申請数の16倍の申請になりましたが、すべての申請者に対して補助金を交付したところであります。

これらのことから、今後のETC補助の再開は考えておりませんので、よろしく願いをいたします。

○議長(竹中秀夫君)2番、上林君。

○2番(上林直君)2番、上林です。再質問をお願いします。

セミナーハウスの方で、町長の答弁から、しばらくは秦荘中学の立志館のセミナーハウスを、まだまだ余裕あるから利用していこうということですが、やはり余裕というところ辺から、大変、事も詰まってきましたけれども、便利性また愛知中の生徒の皆さんの自主的な件からいまして、どうかなというところ辺も考えることができます。

しばらくは、当面そうした動きの中で、状況を見ながらの説明もごさいませうけれども、近い将来、やはり愛知中にもセミナーハウスを構築していただければいいのかなというふうに思うわけですが、近い将来のこうした考え方についてまいかがお考えか、お聞きしたいと思います。

また、ETCの車載器におきましても、一定の水準を超えたから、また社会事件から変わったからということで、もう補助の打ち切りとなりますが、もう少し様子を見ながら進めていかれてはどうかという提案をしたいというふうを考えます。以上で終わります。

○議長(竹中秀夫君)町長。

○町長(村西俊雄君)セミナーハウスにつきましては、日程調整すれば十分余裕がございますし、距離的な問題については、例えば、そこで地域協議会、愛知中学校にも地域協議会をつくっていただいて、通学合宿等をやるというような場合には、生徒たちをバスで往復させると、こういったことで対応できるのではないかというふうなことも考えております。

また、両中学校が交流するという合宿、そういったことも、そこへ来てもらうことによって、両方がそういった利点もあるし、また、クラブ活動においても中学校と一緒に訓練できると、こういうようなことを将来、教育委員会の方で検討いただきたいなというふうに思っているところです。

○議長(竹中秀夫君)政策調整室長。

○政策調整室長(村西作雄君)ETCの車載器の補助でございますけれども、現在、西日本高速道路株式会社でございますが、6月2日から8月末日まで3,000台限定ではありますがございますけれども、車載器本体がセットアップ費・送料込みで税込み3,000円で購入できるというキャンペーンもやっております。

これには、指定のクレジット会社へのカード申し込みとか、取り付けは自分でしなくてはいけないとか、そういった条件はございますけれども、3,000円で購入ができるというようなことでございますので、今後も、こういった民間のキャンペーンもまたいくつかされると思いますので、今後はこういった民間の施策をご利用いただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

◇河村善一君

○議長(竹中秀夫君)次に、5番、河村善一議員。河村君。

〔5番河村善一君登壇〕

○5番(河村善一君)5番、河村善一。一般質問を行います。3つの点について質問いたします。

1番目は、新型インフルエンザについてご質問いたします。5月20日、大津市の大学生が新型インフルエンザに感染していることが判明して以来、県立の高等学校および大津市と近隣5市の小学校・中学校・保育園・幼稚園が1週間の休みとなりました。幸い当地区では休園・休校にはならなかったものの、多くの行事が中止となり、多くの影響を受けました。その中の何点かについてお尋ねいたします。

第1点、5月21日、感染が確認されたため、翌日から予定されていた春の中体連、中学生の体育の中体連が中止となりました。中学生が春の大会に向け練習してきたことを思う時、非常に残念なことだったと思います。その分、子どもたちには、夏の大会に向け、より一層がんばってもらいたいと思います。教育長から、子どもたちへの激励の言葉を述べていただければ、ありがたいと思います。

第2点、5月22日の中日新聞の朝刊を見ると、「愛荘町は21日、姉妹都市米国ウイスコンシン州へ地元の中学生を派遣する事業を本年度は中止することを決める」とありました。あまりにも早い対応に、正直驚きました。楽しみにしていた中学生がいただろうと思うと、残念にも思います。中止の理由と、子どもたちへの対応はどうされたのか、お伺いいたします。

また、中止決定前に、教民の委員を集めての説明があつて然るべきだと思いますが、今なお説明がありません。併せて見解を求めます。ただ、一昨日ですけど、全員協議会の時に説明をされましたので、あれですけども、最近までご説明なかったことについて見解を求めておきたいと思います。

第3点、今回の新型インフルエンザは、小学生から20歳代の若年層に多いのが特徴と言われています。免疫力のない子どもたちに多くの発症が見られます。その対策として、常日頃の暮らしの中で免疫力をつけることにあると思います。身体が弱っていれば、あらゆる病気が出てきます。インフルエンザに対抗するには、きちっとした食事をとって、夜更かしせず、十分な睡眠時間を確保し、体力をつけることにあると思うのです。少し前より滋賀県教育委員会が提唱している「早寝・早起き・朝ごはん」の運動を各家庭で実践していただくよう、教育委員会・学校でより一層取り組むべきだと思います。愛荘町での取り組みの現状をお尋ねいたしたいと思います。

第2点目について、お伺いします。新愛知川フラワープロムナードについてでございます。

町内の環境美化について、以前より気になっている場所がございます。その一つが新愛知川のフラワープロムナードについてでございます。現状は草だらけで、何も管理されていないのが現状であります。テニスコートより少し北へ入ったところに大きな掲示板があり、そこは次のように書かれています。皆さんご存知だろうと思うのですが、こういう写真があります。ここにプロムナードで書かれているところの文字がありまして、そこは「新愛知川フラワープロムナード、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(昭和60年7月1日施行)にともない、うるおいのある美しいまちづくりを推進していくため、滋賀県から景観形成モデル事業の補助金を受けて、この事業を実施したものです。新愛知川フラワープロムナード(花の散歩道)と名付けました。町民みなさんの散策道路として美しく保全し大切にしてください」を期待します。昭和61年3月愛知川町」と書いていました。

新愛知川フラワープロムナードについて調べてみると、インターネット検索で「新愛知川フラワープロムナード」と入力すると、5件出てきました。「平成17年度手づくり郷土賞(大賞部門)の募集開始について」のところでは、募集対象市区町村名一覧の中に、新愛知川フラワープロムナードが載っています。また、平成19年に手づくり郷土賞を選定しました概要というところでは、近畿地方整備局管内過去選定箇所一覧の中の昭和62年度「水辺の風物詩部門」で、新愛知川フラワープロムナードが応募社会資本名として載っているところです。また、手づくり郷土賞のまちづくりの風景のホームページにも同様に紹介されており、その中の新愛知川フラワープロムナードのページでは、現状の掲示板、雑草で生い茂った花壇、マンホールの写真が載っているのが現状でございます。

また、当時の昭和61年5月号の『広報えちがわ』には、「“うるおいのある美しいまちづくりを！！”景観形成事業・新愛知川フラワープロムナード完成！」のタイトルで、次の記事が載っていました。「愛知川町では、滋賀県がふるさと滋賀の風景を守り育てる条例を、昨年(昭和60年)7月1日に施行したのにもない、新町発足30周年の記念事業として、愛知川町の個性あるふるさとの美しい風景をつくり育てていくため、ドブ川と化していた一級河川新愛知川の景観形成事業を実施しました。今、この新愛知川は、花と緑にまつまれた美しい姿に生まれ変わろうとしています。これをフラワープロムナード(花の散歩道)と名付けました。フラワープロムナードが、町民のうるおいと心の安らぎの場と期待するとともに、町民みんなの手で、いつまでも美しく大切に育てていきたいものです」ということが、当時の愛知川の広報に載っておりました。

20数年前で、合併前のこととは言え、愛知川の新町発足30周年の記念行事として取り組み、近畿地方整備局の手づくり郷土賞に応募した所が、その現状ではさみしい限りでございます。今後、同様・同等の賞に応募する機会が出てきたとしても、このようなことでは愛荘町として応募できないのではないかと考えます。

最近では、各自治会の景観形成・環境美化推進が進められています。町としても率先垂範する意味でも、新愛知川のフラワープロムナードの環境美化を進め、インターネットの現状の写真を、花いっぱいの写真に変えるよう働きかけるべきだと思いますが、町長の見解を求めます。

第3点、町職員の人事異動について質問いたします。今年も4月1日付けで町の人事異動がありました。人事異動の個々について意見を申し上げる立場にはありませんが、今回の異動を見る限り、あまりにも住民無視の異動ではなかったか、怪訝に思って質問いたします。

住民にとって、行政との窓口は、窓口となってくれる担当者であると思うのです。窓口の担当者の方と、やっと人間関係ができ、これからと思う時に、担当者がかわられたりすると、大変戸惑います。それも、長年、同部署におられて異動されるならば仕方ないと思うのですが、2年がかわられたり、その部署の担当者がそっくりかわられたりすると、住民の戸惑いも多いと思うのです。一から家庭事情を説明し、前任者と同等の理解をしてもらおうと思うと、大変な努力が要ります。また、相当な時間がかかります。気持ちのうえで、うんざりすることになってしまうのです。住民本位の行政であるならば、住民のサービスに支障のないようにしていただきたいと思うのです。

町職員の方でも、短期間、2年か3年でその部署をかえられると、やる気を損ねるのではないかと思うのです。やる気の出る職場、やる気のある職員がいてこそ、愛荘町が発展すると思うのです。このことについて、町長の見解を求めます。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長(竹中秀夫君)副町長。

〔副町長宇野一雄君登壇〕

○副町長(宇野一雄君)職員の仕事異動についてのご質問にお答えをいたします。

仕事異動の基本的な方針といたしましては、公平公正かつ適材適所の人事配置と、愛荘町総合計画の実現に向け、未来志向で、新しい町政の構築に積極的に挑戦する気合と意欲を持つ人材の登用・育成に努めているところでございます。

また、企画力・指導力はもとより、町民の奉仕者という町職員としての使命を果たすため、町民との対話や共感によって行動できる人材、生活者の視点、生活現場からの発想で新たな課題に積極的かつ柔軟に対応できる人材、困難な問題解決に向けて多面的な視野から円滑に接触することができる人材の登用など、能力重視の人事配置に努めているところでございます。

また、職員力を高めるための手法といたしまして、自己の職務遂行上の年間目標や進捗状況などを自らが評価し、また、仕事異動の希望を職員自らが申告することにより、管理職が職員の意欲および的確な自らの情報等を把握するため、「愛荘町職員自己申告制度」および「愛荘町職員の面談による組織活性化および目標管理制度」を採用いたしております。

この制度は、所属長と職員の面談を通じまして、仕事に対する動機づけを行い、やる気を喚起させ、組織の方針を共有することで、組織の活性化をさらに図ることといたしております、職員の勤務能率や勤務意欲などを向上させることが目的でございます。制令の仕事異動につきましては、組織体制や業務量、さらには職員自己申告の内容も含めまして、冒頭申し上げましたことを総合的に勘案し、適正な人事配置となるよう異動を行っております。

仕事異動に際しましては、短期の異動は可能な限り抑えることを基本といたしておりますが、限られた人員の中で異動を行うとなりますと、どうしても短期での異動者が出てまいります。そのため、約1週間前に異動内示を行います。担当者がかわりましても前任者との十分な引き継ぎを行い、住民サービスに支障が生じないよう努めているところでございます。

いずれにいたしましても、地方分権の進展、少子高齢化の進行、環境問題の深刻化など、本町を取り巻く社会情勢が大きく変化し、厳しい財政状況に直面している中、これまで以上に課題解決能力や政策形成能力などが求められておりますことから、従来の枠組みや前例にとらわれず、積極的で柔軟な発想と豊かな感性を持った職員の育成や登用に努めてまいることといたしております。

○議長(竹中秀夫君)建設課長。

〔建設課長藤田由起雄君登壇〕

○建設課長(藤田由起雄君)2番目の新愛知川フラワーブロムナードについて、答弁を申し上げます。

昭和60年、それまで雑草が繁茂しドブ川となっておりました一級河川新愛知川の環境美化を図り、町民が憩える川に復元することを目的に、当時の町発足30周年記念事業の一環といたしまして、滋賀県景観形成モデル事業補助金を受けて、新愛知川フラワーブロムナードが整備されました。

事業の内容につきましては、遊歩道の整備、ハナショウブ・サツキ等の植栽、アヒル・カモの飼育、ニシキゴイの放流などがございます。その結果、ハナショウブの開花時には色とりどりの話が見事に咲きまじり、またアヒル・カモ・ニシキゴイ等が子どもたちのアイドルとなるなど、多くの町民の心をなごませる憩いの場となりました。また、この整備に合わせまして、町民の川を大切に作る気運も大きく高まってきて、地元自治会等の協力も得ながら、官民一体となりまして施設の維持管理を長年にわたって行ってきました。

しかし、その後、徐々に町民の関心も薄らぎまして、維持管理がおろそかになってきておりまして、現在のような状況になっております。現在、法面につきましては、年2回、業者に委託いたしまして除草作業を実施しておりますが、それ以外は特に管理できておらず、河川内の花壇には雑草が生えまして、汚泥もたまり、十分な流路すら確保できていない状況でございます。良好な美化環境にはほど遠いものがございます。

議員ご指摘の花いっぱいブロムナードの復元は、一朝一夕にはまいりませんが、とりあえずは新愛知川の清流を取り戻すため、河川内の汚泥・雑草の除去作業に、県の湖東土木事務所河川砂防課と協議しながら取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。答弁といたします。

○議長(竹中秀夫君)教育長。

〔教育長渡部幹雄君登壇〕

○教育長(渡部幹雄君)新型インフルエンザの関連の3つの質問について、お答え申し上げます。

まず最初の新型インフルエンザの県内発症前の5月18日に開催しました町内校長会の中で、滋賀県で発症が出た場合の対応について、教育長として各校長に対して、情勢を注視して、状況に応じた迅速な対応をするよう、指示をさせていただきました。

5月20日には、県においては、県内発症者を受けて、中学校春季総合体育大会(中体連)や高校総合体育大会(高体連)の中止が発表されましたので、各中学校では急遽予定を変更し、中体連中止の事態を受けての特別ミーティング等の実施、緊急対応を講じました。具体的には、生徒の動揺を鎮めたり、生徒の気持ちを転換させ、新たな目標設定づくりに取り組みました。この当日の対策が効を奏して、生徒たちも落ち着いたとの報告がありました。当然のことながら、町教育委員会としましても、当日の生徒たちの状況を注視しておりました。

翌日の5月21日午後臨時の校長会を緊急招集し、午前中に開催された町の対策会議の内容と今後の対応について、教育長から各学校長に指示をいたしました。その中でも、中体連の中止による心理的な影響が大きいとして、この大会に向けて練習をしてきた生徒たちの残念さを考え、今後の大会に向けて努力をしていただきたいという趣旨の子どもたちへの教育的配慮について遺漏がないように指示し、その後の子どもたちの様子の経過観察も報告するよう、あわせて指示をいたしました。

さらに、5月21日以降も学校訪問を実施し、子どもたちの様子を校長や教頭を通して確認しております。現時点では、両中学校とも中体連中止の影響は最小限にとどまっていると判断しております。そのようなことから、教育長としての直接の激励は現時点の状況では考えておりませんので、よろしくお願いしたいと思います。

○5月19日の町議会定例会の議案第10号(平成28年度町一般会計補正予算(第1号))の議決について、町議会議員の意見書提出の件

と点日のウエストバンドの派遣についてごさいは、本国ウイスコンシンウエストバンド市の子生派遣の中止について、それに至った経過について答弁いたします。

本派遣研修団は、愛知中学校・秦荘中学校の3年生20名と引率者4名で組織し、8月3日から10日、ウエストバンド市でのホームステイを中心に計画していたもので、5月8日を参加申し込みの期限とし、両中学校それぞれ14名、総勢28名の応募をいただいたところです。

ところが、議員ご承知のとおり、4月メキシコに端を発した豚インフルエンザがアメリカ本土をはじめカナダなど世界各国に蔓延し、新型インフルエンザとして5月9日には、日本への上陸が確認されました。日本での新型インフルエンザ蔓延に対処するため、本町でも5月18日に対策会議を立ち上げ、その対策を協議してきたところではありますが、20日には滋賀県内の大学生が発症するなど、いよいよインフルエンザが県内にも押し寄せてきた状況となりました。これらの状況から、滋賀県をはじめ県下各自治体の海外との交流計画にあっても、参加者の安全が担保できないという理由から、来訪や訪問をとりやめる措置が講じられたところであります。

5月21日開催の第2回町新型インフルエンザ対策会議において、県下各自治体の海外交流計画への対処状況を説明し、5月末から6月早々にかけて団員20名を確定する必要、さらには今後のパスポート申請や数回の事前学習等、タイトな緊急を要するスケジュールを考える時、また実施日の延期も不可能なことから、これ以上結論を延ばさず現時点で判断するのが妥当との結論を得て、やむを得ず中止と決定させていただいたものです。

この決定を受け、参加希望者や保護者に対して、文書1枚での通知では町の真意は伝わらないとの懸念もあり、各中学校に町から出向き、希望生徒の前で中止に至った経過や、参加者の安全を考えて苦渋の選択であったことを、文書とともに説明させていただきました。

なお、決定前に教育民生常任委員会での説明がなかったとお話ではありますが、先ほど申し上げましたとおり、火急を要する緊急事態でございましたので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、早寝・早起き・朝ごはん運動の取り組み状況について、お答えします。早寝・早起き・朝ごはん運動の取り組み状況については、今まで滋賀県下でも取り組んでいるところでございますが、今回の新型インフルエンザなど若年層への感染が多いように報道等と言われておりましたが、それが免疫力と因果関係があるかないかについては、現段階では図りかねるところでございます。

議員ご指摘のとおり、規則正しい食生活や、十分な睡眠時間を確保する生活習慣を実行することにより、体力がつかまります。このことにより、病気に打ち勝つことができると言われております。町教育委員会では、町子ども会連合会や、町若少年育成町民会議を通して、早寝・早起き・朝ごはん運動を推進し、規則正しい生活習慣をつけるための1つの方向として、夏休み期間中、ラジオ体操の実施を行っていますことをご報告いたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)5番、河村君。

○5番(河村善一君)再質問させていただきます。

1つは、新愛知川のフラワープロムナードのことについてです。緊急に、町長も見られたかどうかわかりませんが、皆さん見られ、今の現状の草ぼうぼうのものがインターネットでやっぱり出てくるわけですね。これではやっぱり恥ずかしいと僕は思うのです。

やはり、現況、この草、あるいは法面も草ぼうぼうの現状の写真が、インターネットで「新愛知川のフラワープロムナード」と引くと出てくるので、今の現状はこうだと報道されているような、世界にと言うか、インターネットで報告しているような現状でございますので、やはり早急に対策を打っていただいて、現状、草だけでも刈る、そのあとのことについてはまた順当に考えていって取り組んでもらいたいと思いますが、その取り組みについて、具体的に何か考えていることがあるならば、一級河川のこともあるというようなことも今お話ありましたので、関係機関とも相談のうえ、取り組んでいただきたいということを思います。

第2点、新型インフルエンザのことについて、中日新聞の報道が5月22日にございました。21日に出て、私が指摘したいのは、中学生などにその話をする前に、先に新聞に載ってしまったんですね。説明は22日にされているわけね。22日の朝刊の時は、このような報道がもう出てしまったと。その日のうちに説明されるといようなことで、非常に、僕は、中学生自身あるいは、ある学校の校長先生に聞いても、「えっ、先に新聞に出てしまったのか」と、現状はどうなんだということ戸惑われたといようなことを聞いております。

そのようなことで、実際、報道は一日遅らされてもよかったんじゃないだろうか、先に子どもたちに説明をされた上で、了解をもらう必要はないけれども、先に新聞報道してもらったら、もうそれを了解してくれということしか、もうしようがなかったんじゃないかと思う。だから、子どもたちに説明する前に新聞報道をするといことは、やはりおかしいんじゃないかなと僕は思うので、そこら辺のことについて、どうい経過だったのか、先にもうそういう報道をされてしまったのか。そこについて、その経過をお尋ねしたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)政策調整室長。

○政策調整室長(村西作雄君)中学生のホームステイにつきましては、私どもが所管しておりますので、その対応について私から説明をさせていただきます。

20日に対策本部で決定させていただいて、すぐ、私については、両中学校の校長先生に、こういった形で対策本部会で中止を決定されました。すなわち、直ちにこの決定に基づいて生徒のところへ報告に行きたい、説明に行きたいという旨を、電話連絡させていただいたところでございます。

そうした時に、ある中学校の方からは、子どもは午前中に帰ってしまうので、ちょっと今日のところまでできないので、翌日21日に報告いただけないかといようなことでございました。そういったことで、そしてもう一方の中学校におきましても、片方の中学校がそういういったことであるならば、翌日一緒にお願しますといようなことでございました。

そういったことで、ただ新聞につきましては、やはり迅速に結果をマスコミに伝達するのが、やっぱり私どもの使命といふうことは考えておりますので、新聞報道についてはその旨、当日決定したその旨を20日に資料提供させていただいたといような経緯でございます。

実際、私ども、翌日、中学生の前で町の思いなり、そして苦渋の選択をした旨をみんなの前でしゃべらせていただいたわけでございますけれども、結果としては、当日の朝に、ホームステイが中止になったといのを一部の子どもたちも知っていたようで、これが幸か不幸かわかりませんが、ショックがちょっとやわらいで、1つ噛み砕いて私どもの思いも聞いていただけたといようなことも認識しております。

そういった経過でございましたので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長(竹中秀夫君)建設課長。

○建設課長(藤田由起雄君)新愛知川のフラワープロムナードにつきましては、私もインターネットから出して見ているんですけども、確かに、もう現状とは似ても似つかないといようなところでございまして、見る影もないといようなところでございます。

先ほども申し上げましたように、新愛知川は一級河川でございますので、湖東土木の方といろいろと協議しながら、先ほど申し上げましたとおり、とりあえずは、きれいな状態に、いわゆる水がきれいに流れるような状態にもって行って、それからの話でございますので、またあとの話につきましては、清掃なり浚渫ができてから、町内で協議をしていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いたします。

◇宇野義美君

○議長(竹中秀夫君)次に、15番、宇野義美議員。宇野君。

○15番(宇野義美君)15番、宇野義美。一般質問を行います。大きくは2点でございますが、双方関連がございます。まず、当町におきましての農業経営生産対策についてお尋ねをいたします。

現在まで幾度となくこの農業問題、当町の農業問題について質問をしてみました。その都度、協議会等で検討する旨の返答をいただいております。そこで、過去の検討結果を検証する意味からも、次のことについて質問をいたします。

愛荘町農業経営・生産対策推進会議要領として、平成11年に法律第6号で公示されました食料・農業・農村基本法の趣旨を踏まえて、当町におきましても、農業経営・生産対策会議を持たれることとなりました。合併して3年を過ぎ、その間、どのようにこの会議が運営されたのか、その経緯と具体的会議の内容、要点およびプランの進捗状況を、まずお尋ねをいたします。

この会議の本題である所掌事務でございますが、これにおいては、9つのものが一応事項として記載されております。その中で、主なものについてまずお尋ねをしたいと思います。

まず1点目ですが、所掌事務の役割分担というものを決めようということになっております。この役割分担は、いったいどうなっているのか、お尋ねをいたします。

2点目、農業および農村における男女共同参画の推進に関し、この3年間の評価などのようにされていたのか、お尋ねをいたします。具体的に、3年前どれほどの施策が打たれて、どれほどの成果を見たのか、検証したいということでお尋ねをいたします。

3点目、高齢農業者の活動の促進および福祉の向上についてであります。食料・農業・農村基本法に沿って、高齢者、具体的には何歳からを対象と当町ましているのか、方針を出されているのかをお尋ねし、どれほどの成果があったか、これも検証する意味でお尋ねをします。

4点目ですが、経営構造対策について、私は以前から行政指導の立場から、農水省が提案しております9つの提案等も紹介してまいりましたが、現在に至っても全く前進が見えてこない状況であります。これを現場において、そのような声が聞かされております。この件について、どのような方針および施策を打ち出されたのか。また、農業者に打ち出されているならば、どのように指導したのかをお尋ねいたします。

いずれにしても、この生産推進会議等の計画においては、非常に素晴らしいものでございますけれども、結局、どれだけ真剣にとらまえて、どれだけの施策を打ち出し、どれだけの活動があり、どれだけの活動と反省の上で、前向きな行動をしたかであり、心血をどれだけ注いだか、すなわち、ソフト面とハード面に分けて、3年間の歩みをお尋ねするものです。国政レベルの方針・対策・事業の変更は、この件については関係がございません。当町の農業に対する取り組み姿勢でありまして、当町において、食料の安全保障はもとより、食の安全と安心が国民の命綱であり、命の源であることを強く認識し、町としての取り組みの説明責任を果たされることを望みます。

2番目に、先にも多数の議員からの質問にもございましたが、学校給食の地場産の食材を使っていくということで、農水省がそれに対する原材料費の助成というようなことも新事業として追加経済対策として盛り込まれております。この事業は、10年までの2年間で地産地消の推進に弾みをかけて、地域農業の振興に役立てる経済対策であり、政府は食育基本法に基づき食育推進基本計画で、学校給食の地場産食材の利用率を、10年までに30%以上とする目標を定めております。これを生産者への働きかけ、すなわち供給体制の確立が条件であることは言うまでもありませんが、所管当局としてどのように考えているか。また、この事業に現在、愛荘町ほどのぐらゐの実績をあげているのか、お尋ねをいたします。

環境問題にも関係する地場産の利用は、フードマイレージの数値を下げ、二酸化炭素の減少にも大きく寄与するものであります。まず、現在この対策が発表されて、地場産の食材の利用率向上を考えて、役立てておられるのか、お

尋ねをし、次に2010年までに地場産食材の利用率の目標を、当町としてはどういう数値をもってしようとしているのか。現状と今後の計画を明確に答弁願います。

先ほどもありましたように、給食センターの建設にあたり、これらの考え方も基本的な部分を占めておりますので、できるだけ具体的にご答弁をいただき、一般質問を終わりいたします。

○議長(竹中秀夫君)農林商工課長。

〔農林商工課長桑島正幸君登壇〕

○農林商工課長(桑島正幸君)農業経営・生産対策推進会議要領における町の推進状況に関するご質問に対しまして、私から答弁させていただきます。

ご質問の愛荘町農業経営・生産対策推進会議につきましては、平成11年に公布されました食料・農業・農村基本法を受けて、旧町単位でそれぞれに組織化したものでございまして、地域農業マスタープランの策定および進行管理などを担っていただいていたところでございます。

同推進協議会は、平成16年度を一応の目標として組織化されたものでございますので、現在は活動しておりませんが、この推進会議と並行して策定しました地域農業マスタープランの中の導入予定の補助事業が合併後も継続されていたことから、県の指導により、例規集には存続させているものであります。

議員ご指摘の同推進会議の重要9項目につきましては、現在はそれらをベースにして、水田農業ビジョンへ移行のうえ、その方針はおおむね引き継いでおりますので、今までの実績と合わせて、それぞれ該当する項目について答弁させていただきます。

1点目の役割分担についてであります。県や町、農協など関係機関連携のもとに、それぞれの役割分担において進めております。

2点目の農業・農村における男女共同参画推進に関しましては、イベント行事等におきまして、年々女性グループの参画を増やし、ユニークなコーナーを実践していただいております。来場者も昨年は2,000人を超えております。

3点目の高齢者の活動促進についてであります。全町的に19年度から農地・水・環境保全向上対策を広く進めましたので、各集落におきまして、高齢者はもとより子どもから大人まで世代を超えて、それぞれのできることを生かしながら実践していただいているところでございます。特に、やまいも振興会におきましては、最高齢101歳の方も活躍されておりますし、定年帰農者が毎年入会され、組織の活性化にもつながっております。

4点目の経営向上対策についての取り組み姿勢の評価についてでございます。新町発足以来、地域農業の担い手確保について重点的に取り組んできたところでありまして、この1つの評価指数として、当町には耕作放棄地が県下でも極端に少ないことが大きく評価できるであろうかと認識しております。これは、それぞれの地域において、農家・非農家を問わず、それぞれの役割分担において主体的活動していただいている結果であり、町といたしましても、ソフト・ハード面で支援してきた結果でもあると大きく評価し、喜んでいるところであります。

以上、新町の発足以来3年間の歩みを、抽象的ではありますが、申し上げ答弁いたします。ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)教育次長。

〔教育次長辻孝志君登壇〕

○教育次長(辻孝志君)宇野議員のご質問にお答えいたします。

農林水産関係の経済対策として、議員ご指摘のとおり、平成22年までの2か年間、学校給食における地場産物の利用割合を一定以上増加させる計画を有する地域において助成されるというものでありまして、現時点では、このよう

な計画を有している地域があるという情報については得ておりません。

国が政策目標としております学校給食における地場農産物の費用割合は、平成22年度までに30%以上と示されております。先ほど来の質問の中でお答えいたしましたように、平成20年度・21.5%の使用割合であり、今後ともに地場産農産物の利用に努めていきたいと考えております。

また、先の瀧議員・辰己議員のご質問にお答えいたしましたとおり、近年の食生活をとりまく社会環境の変化に伴い、子どもたちの偏った栄養摂取や朝食欠食などの食生活の乱れや肥満傾向など、食に関するさまざまな健康問題が増加傾向にあり、教育基本法の3本柱であります「知育・徳育・体育」の基礎となるべきものとして、食育が位置づけられております。

このことからいたしましても、子どもたちが食に関する知識と食を選択する力を取得し、健全な生活が実践できるよう食育を推進するとともに、安心・安全な給食の提供に努めてまいりたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)15番、宇野君。

○15番(宇野義美君)15番、宇野。再質問をいたします。

まず、農業経営生産対策について、会議は現在違う推進協議会等、いろいろなところに受け継いだという話ではございますが、具体性が何もないです。それぞれの役割分担をしながらと、こういう答弁であります。役割分担はどうであるかということを知りたいわけではあります。行政の指導的立場として、その辺をしっかりと押さえながら、そして前向きに取り組めるような指導をする。今のように、それぞれの役割分担を決めながらというような抽象的な回答は求めておりません。これはそういうふうに書いてあるんですから、役割分担は当然各々が決めてあるのだ、そうは理解をしているわけです。

いったいどの辺が、例えば、JAがどうなんだ、あるいは行政の指導体制がどうなんだ、あるいは農業委員会はどうなんだ、農業者はどうなんだ、どこら辺に問題があるんだらう、あるいは、緑豊かな水田が多い愛荘町にとって、今後どういうふうに農業を持っていこうとしているんだと、こういうようなことが、具体性の答弁が何もない、これは非常に残念なことでございます。

将来を発展基盤とする情報通信の発信、高度化、化学技術の振興と、こういうようなことで、地域農業の基盤確立・農業構造改善事業というのは、農水省の方で持たれておりますね。これは当然ご存知であろうと思いますが、その中でも、総合の営農指導拠点、施設の充実であるとか、農業情報管理施設の充実、農業・農村情報連絡施設の充実、総合交流ターミナル施設の充実、あるいは、農産物直売供給施設の充実、こういうように具体的にいろいろと農水省の方からも方針が出てあるわけです。

こういうようなことに対しても、いっこうに今の現状では見えてこないし、農業をやっている現場には全くその辺がわかってこない、こういうようなことであります。ですから、今の今ご答弁をいただいたというのは、これ答弁になっていない。もっと真剣な考え方、これがやはり必要ではないのか、こういうふうに感じます。まず、その点について、再度具体的にご答弁をいただきます。

それから、次に地場産の食材ということでもありますけれども、地産地消・地場産、これは今後、給食センター等をつくってまいりますと、これらを強力に進めようとする、生産供給体制、先ほどもご答弁にありましたように、これが一番問題になるわけです。この生産供給体制をどういうふうにつくりあげていくのか、これが一番問題なんです。そうしたことに対して関係機関と打ち合わせをされて早急にやらないと、この数値というのは出来高の数値になって終わってしまうような感じがしないでもない。やはり、しっかりとした計画のもとにやらないと、本当に求めておる、先ほど先に議員が質問されたお話の中にもありましたように、給食センターは食事のいわゆる供給工場になりませんか、こういう心配もあります。やはり、食育、これはまっさき言ひまして、心の教育から非常に広い教育の範囲を占めているものでありますので、地域の振興にも役立つ、あるいは農業者の教育にも役立つ、みんなに社会にも大

きな影響を及ぼす問題でもございます。そうした意味で、今まだそこらあたりは東びわこにお願いをしておると、こういうなお話もありましたけれども、東びわこ農協でまなしに、例えば給食供給生産組合みたいなものを、そういうグループを立ち上げるとか、こういうような提案もやはりすべきではなからうか、こんなふうなことも考えるわけですが、その辺のお考えも再度お聞かせをいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長(竹中秀夫君)農林建設主監。

○農林建設主監(西沢文博君)1点目の農業構造に関する諸々の役割分担とかのご質問でございますけれども、役割分担につきましては、行政につきましては一定、ある程度誘導ということで、誘導の役割ということを大きく認識しております。

そして、農協におきましては営農指導などで深く掘り下げていく役割分担があるべきものというのを思っております。今まで3年間を通して前向きな取り組み姿勢はどうだったのかということでございますけれども、今までのようにバラ色の振興計画諸々ございましたけれども、想定外の状況と申しますのは、米価が著しく下がっている現状が想定外でございました。それで、農家においてとても収支が合わないと、生産価格のほうの販売価格よりも高くつくというような状況にございまして、とても農家にゆとりがないというところが発生いたしまして、なんとか利益確保ということへの誘導のそれぞれ3年間、事務とかそういう誘導施策について翻弄されてきたというのがこの3年間の取り組みでございます。品目横断とか農地・水環境への誘導とか、それぞれの事業がその一例でございますけれども、利益確保にとにかく翻弄されてきた3年間であったように思います。

それにつきまして、当然前向きに取り組む、それについては、利益確保については前向きに取り組んできましたので、答弁いたします。

それから、今後農業を持っていく方向をどのように考えているのかということでございましたけれども、着実に高齢化はすすんでおりますので、その農地保全、現在の維持保全にむしろ軸足を現在はおいておりまして、どうしていきのだろうと維持・保全に軸足をしております。その余力でもって、今後の振興面をひとつ考えていきたいと思っておりますのでございます。

あと、学校給食の生産供給体制が必要だということでございますけれども、先ほど辰己議員のご質問の答弁でも申し上げましたように、生半可な量ではないということで、供給責任がございまして、それで、一定愛知川駅などで、朝市などやっておられます。当然そこらのノウハウは十分ございますので、そこらの農家をひっくるめたり、圧倒的にもう量が多いですので、農協の関わりというのは絶対的なものでございますので、農協の協力は当然、もう中心的な役割を担っていただかんならんということをおもっておりますし、それから、供給を受ける側の学校現場・調理現場において、少々の形が大小違って受け入れていく、調理をしていくという覚悟も、そこらも必要であろうということで、供給体制、それから調理現場の理解ということも必要であろうかと思っておりますので、生産供給体制、必要性は認めながらも、調理現場の受け入れ体制の理解ということも必要ではないのではないかと申し上げます、答弁いたします。

○議長(竹中秀夫君)15番、宇野君。

○15番(宇野義美君)15番、宇野。再々質問をいたします。

常日頃、農業問題というのは、愛荘町においては非常に重要な問題でございますし、今、農家は、国の政策に基づいて、例えば、緑の対策(環境保全向上対策)あるいは品目横断とか、いろいろな対策が出てまいりまして、それをその都度そのとおりに動いてきたというだけの話でございまして、愛荘町で特別にそれを加工して、どういうふうにするかという部分が、全く出ていないというふうに思います。

先ほどもおっしゃったように、経営ということを中心ということではありますが、現状、米だけを考えますと、はっきり言って、損失をいかに少なくするかという農業のあり方になっているわけですね。先ほどもおっしゃったように、生産原

価と販売価格との逆ざや、こうしたことで、そういうふうになっておるわけではありますが、その他にもやり方はある。各政党によっては、ちょっと言い方も違いますが、15次産業であるとか6次産業であるとか、農業のもっていき方というのを、そういうような考え方でとらまえるべきであるというふうに、今言っておりますよね。皆さんもご存知のとおり、これはいつもマスコミで言われておる話であります。ここらあたりの考え方に対しては、当町はどのようなふうにお考えになっているのか、再度お尋ねをいたします。

それから、今、学校給食の供給体制でありますけれども、集落営農等も非常に多く進んでまいりまして、法人化をし、あるいは大型化をし、大きくなった農業団体が大きくできあがってきて、そこらにうまく働きかけをしようならば、生産調整、すべて生産物には生産調整が要るわけですが、供給が決まっておる部分においては、こういうような供給体制というのまではできるのではなからうかと。もっと積極的に、行政としても、農協等への指導あるいは育成、こういうようなことをやっていただければできるのではないのかなというような感じもするわけですが、その辺に対して、農協との話し合いの中で、農協はどのような返答をしておるのか。どうしてもできないということであるならば、いわゆる担い手と言われた団体、これに対して、直接働きかけてやる、これも1つであります。そのあたりのお考え方を再度質問いたしまして終わります。

○議長(竹中秀夫君)農林建設主監。

○農林建設主監(西沢文博君)米のほかにも、そのほかの作物ということで、ご質問がございました。それで、久保田議員などのように、水稲とブルーベリーということで、新しい果樹ということも、新しい試みでやっておられる農家もございます。

けれども、決定的に地域振興として考える場合に、土壌の問題がございまして、野菜などに適す砂地、例えば、洗浄しやすい、3回洗ってもまだまだ泥がついているという土壌でございまして、そこらの地域振興として図る場合にどうなのかということをおもいます。そこらが営農指導の一番のネックとなっております。地域の課題となっております、非常に難しい振興面の土質の問題がございまして。

それに甘えてはあきませんので、米・大豆・麦について、それぞれの消費をやっぱり図っていくべきであろうということで、ずっとこの3年間、米それから大豆等につきましては、各工場の昼飯に使ってくださいということでお願いした経緯もございまして、それから大手の和菓子屋さんには、ひとつもち米を使ってくださいと、地元のもち米をひとつ消費していただけないかという取り組みとか、それから、おいしいお酒会社も2、3ございまして、そこらの供給についてもお願いしておりますし、それから全国的に有名な醤油の醸造企業もございまして、そこらへの納入のお願いもしてまいりまして、そこらは一定使っていただいて消費もしていただいている実績もございまして。

それで、農協の反応はどうかということでございまして、今後の方向を見定めて、農協の方では直売所を考えておられまして、そこらの直売所の納品体制を整える中で、地場産の生産体制を整えていくという展開も試みられる方向でございまして、ご紹介申し上げまして、答弁といたします。

○議長(竹中秀夫君)ここで暫時休憩といたします。再開は2時30分。

休憩午後2時16分

再開午後2時30分

◇小杉和子君

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。12番、小杉和子議員。12番、小杉君。

〔12番小杉和子君登壇〕

○12番(小杉和子君)12番、小杉和子。一般質問を行います。

まず、給食センターの予定地の中を通る架線について、2点お尋ねします。

1点目に、給食センター予定地に関西電力の送電線が通っておりますが、地役権が先の地権者と関西電力の間に地役権設定登記がされていると思いますが、旧愛知川町の土地譲渡により登記変更がされているか、お尋ねします。

2点目は、地役権の中に電線下3.75mを控除し200m以内に建物その他の起爆性引火物を有する危険物および製造取り扱い貯蔵にできないとあるが、そこに給食センターをつくられることは疑問に思います。道路を隔てて土地があります。給食センターから出る臭いも多いにあると思いますが、土地の変更は考えられておられませんか。変更のないときは、どのような計画をされるのですか、お尋ねします。

次に、オール電化の給食センターの中で働く人の健康について、3点お尋ねします。

1点目は、給食センターの中で働かれる人の安全性はどうされているのか。

2点目は、電磁波による女性職員の健康管理ができるのか。そして、どのような対策を考えておられるか。

3点目に、給食センターにもいろいろありますが、半電化・半ガスシステム併用をされる考えはありますか。今、国ではガス炊飯器による補助制度ができていますが、当町は取り入れされないのでしょうか。また、今のところでは、電磁波による障害、地役権の制限によりガス使用はできませんが、どのように考えておられるか、お尋ねします。

○議長(竹中秀夫君)教育次長。

〔教育次長辻孝志君登壇〕

○教育次長(辻孝志君)小杉議員のご質問にお答えいたします。

川久保地先の町有地につきまして、給食センターの建設を予定しております。用地の取得につきましては、旧愛知川町において、平成17年3月に所有権移転を行い、そのうち11筆について、関西電力の送電線が架線されておりますので、その11筆に地役権が設定されております。この地役権につきましては、所有者が変わっても、その土地についている権利として、存在することになっておりますので、そのままの状態で地役権がついたままで移転をしているというところでございます。

次に、地役権が設定されている土地に建築物を建てることについてでございますけれども、関西電力に問い合わせをさせていただきましたところ、電線の最下垂(一番垂れ下がったところ)で3.75mを控除した高さを超える建築物の建築や、爆発性・引火性を有する危険物製造取り扱い貯蔵は禁止となっております。今回、架線の引き上げ工事を行われた結果、具体的には架線の下に建てる場合、高さが15m以下ですと問題がないとのことでありました。

いずれにいたしましても、給食センター建設にあたっては、開発許可が必要となりますので、その時点で、関西電力の開発同意も必要となってまいります。議員ご指摘のように、電線下の建物となりますので、詳細な協議をすることとしております。

また、臭い等に関しましても、地元役員さんと先進地視察を行い、集落から少しでも離れた町道等開発線側に設置するよう工夫することで基本的に合意をいただいておりますが、詳細設計が出来次第、地元の役員さんとも協議をさせていただくこととしておりますので、現在計画している用地で建設を考えているところでございます。

次に、給食センターの中で働かれる人の安全性および電磁波による女性調理員の健康管理と対策等についてでございますけれども、電磁波につきましては、若干のデータ、あるいは、それを主張する人のデータというものがありますけれども、世界的に確立された電磁波に対する認識というもの、いまだにそこまで至っていないのが現状であると言われております。

家の中を見ましても、電気製品が多くあります。電子レンジ・冷蔵庫・エアコン・テレビ・IHクッキングヒーター・ヘアドライヤー等々から、こういった電化製品から、いろいろな形で電磁波が出ているというふうに確認をしております。こういった電化製品から出る電磁波で人体に与える影響度につきましては、いろいろな方面から研究はされているもの

の、はっきりした影響度が示されていないという状況でもあります。

また、国際的には、いくつかの人体防護に関するガイドラインというものがございましてけれども、電化製品や厨房器具とガイドラインとの比較検討を行った資料等を見ても、電気製品や厨房機器はいずれもガイドラインをはるかに下回っており、特に厨房器具に関しましては、ガイドラインの30分の1程度と言われ、人体に与える影響度はかなり少ないと言われております。

しかしながら、給食センターの建設に関しましては、熱源をオール電化と考えており、電磁波の影響の少ない厨房機器を採用していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますよう、お願いしたいと思います。

次に、ガス炊飯器導入補助制度の活用と、地役権の制限によるガスと危険物の使用の関係でございますけれども、熱源が電気以外のものと決定されました場合は、ガス炊飯器を導入することも考えられますので、その時点では当然、導入に伴います補助金の申請もしていきたいと考えております。

地役権設定にかかります制限についてでございますけれども、先に答弁させていただいたとおり、爆発性・引火性を有する危険物を製造、取り扱いおよび貯蔵することにつきましては、その行為をすることができないとありますので、関西電力と事前協議を行うということで、繰り返し答弁となりますが、協議を重ねてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)12番、小杉君。

○12番(小杉和子君)再質問をさせていただきます。

今、12の地権者があると言われましたが、その地権者と関西電力の間には地役権の設定はされています。けれども、了とした場合に、この地役権の契約の中に、途中譲渡された時は買った方が、旧愛知川町が買っておられるので、旧愛知川町と関西電力の間で、この地役権設定をもう1回されなければならないということが書いておりますので、もう1回関西電力とよく話して、この問題は解決してほしいと思います。

それと、地役権の問題で、電磁波の問題ですけれども、だんだんと高くなるほど電磁波は遠くへ飛んでいくということですので、うちの電線が通っているところは低いので、だいたい直される前と同じ低さだと思います。それで、だいたい通っているボルトによって150mから200mという間で建物が建てられないというようなことで制約されていると思います。それで、高くなるほどだんだんその範囲が広がると思いますので、それも関西電力と今後しっかりと話し合いをしていただきたいと思います。

それと、オール電化による人体への影響、これは健康管理のうえで、職員さんの健康診断を3ヵ月に1回とかいうように設定してやっていただきたいと思います。不慮の事故が起きた場合に補償制度とか何かが出てくる場合がありますので、そういう場合も考えて、考慮しながら、給食センターのことは考えていただきたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)教育次長。

○教育次長(辻孝志君)まず、地役権の関係でございますけれども、当然、旧の愛知川町、愛荘町が購入した段階で、その権利につきましては継承されるというものでございますので、契約を変えていくということにつきましては、支払われた線下補償というものをお返しするというふうな形になりますので、そういった行為についてはしておりません。

次に、建物の関係でございますけれども、高圧線下の左右のぶれと言いますか、垂直下と言いますと、中心線から13mの幅につきましてはその制限等が加えられるというふうなことも、関西電力との問い合わせの中で聞かせていただいておりますので、その辺につきましてもご理解をいただきたいと思います。

また、調理に関しまして、電磁波の影響等の関係につきましては、電磁波をさげるといった防塵用のエプロン等も開発もされ、市販もされておりますので、そういったものの採用等も考えながら、健康管理には十分注意をまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

◇森野榮次郎君

○議長(竹中秀夫君)11番、森野榮次郎議員。森野君。

〔11番森野榮次郎君登壇〕

○11番(森野榮次郎君)11番、森野榮次郎です。議長のお許しを得て、一般質問をいたします。2点お尋ねをいたします。

1点目、継続採用職員の給与調整について、お尋ねをいたします。新町発足以来、早3年と4半期が経過したであります。視点により評価はいろいろあろうかと思いますが、概ね大過なく今日を迎えることができた受け止め、関係各位のご尽力のおかげであると感謝している次第であります。

過日の党首討論に、「官僚主導の政治を改める。官僚にやる気を持たせるのは大変」というやり取りがありました。伺いながら、本町過去3年の経緯を思ったのであります。その10日ほど前、読売新聞であろうと思いますが、やみくもな公務員バッシングの風潮に対し警鐘を鳴らす論説が掲載されていました。明治の近代化を進めた幕藩体制下に育った官僚集団、戦後の復興と今日の繁栄をもたらした戦中・戦後の官僚集団、その見識の高さと気骨、努力、成果を述べたものであります。

指摘は当を得たものであります。中にはどうもしょうがない瓦も混じりますが、ほとんどは誠実に職務を履行されています。合併前後の繁雑な事務処理、体制の整備、変化の中での行政サービスの提供等々、職員各位の積極的な努力なくしてはなしえなかった大事業であります。適切な評価と対価は当然であります。ましてや不均衡な事態があれば大変と考えます。すみやかに是正されるべきであります。

本町給与条例付則第5項に、「任命権者は、前2項の規定により決定された職員の職務の級、号級または給料月額およびこれを受ける期間について、継続採用職員の間、それぞれ採用されていた合併関係町の給与に関する制度の相違によって不均衡が生じている場合には、他の職員との権衡を考慮し、健康管理の健康でなしに権利の権の意味であります。町長が別に定める基準により、施行日以後できるだけ早期に所要の整備を行うものとする」と定められています。以下6点について、お尋ねをします。

1点目、不均衡の有無。2、不均衡の実態、該当職員実数と比率、給与月額差の上下。3番目、具体的な是正策と解するが、町長が別に定める基準とは。4点目、施行日より3年以上経過するが、調整の進捗率は。5点目、3年間の既退職者のうち、不均衡該当者の実数と補償補てんの実態は。6点目、計画的な実施を考えていられると解するが、ちょっとミスプリントになっているね、同一労働同一賃金の原則から、一括是正を考える場合の経費総額と条例改正等の手順については。以上の6点であります。

2点目に入ります。2点目、読書のまちづくりについてお尋ねをします。先の3月議会で、読書のまち宣言をご提案いただきました。牛歩ではあるが、拙速を戒め、文案等についても十分ご審議をいただき、忘れずにお進みいただいていると受け止め、まずまずであると思った次第であります。

先日、これは3月のことですが、全く偶然にNHKの『日めくり万葉集』という番組を視聴しました。これは朝の5時でして、寒い時で、たまたま早いものに目が覚めて、寝られぬのでテレビを見ていたら写ったということです。

紹介されたのは、大友家持の「春の園紅こほふ桃の花下照る道に出で立つ娘子」という句なのです。上の句の「春の園紅こほふ桃の花」で思ったのであります。ご承知の方おありと思いますが、旧制三高寮歌の歌い出しは、「紅萌ゆる丘の花早緑こまう岸の色…」であります。作詞者は学生と聞いています。青春の情感を見事にうたいあげた作品として、多くの若者に歌い継がれた歌であります。

全くの私見であります。家持のこの句を下敷きにして三高の寮歌がつくられたのだと思いました。家持より出でて、家持を凌ぐ作品であると思います。万葉集を自分のものにしてある作品で、本人の才能はもとよりあります。古

典や漢文の素養、それを支えた家庭や地域の環境があればこそと思った次第であります。

越中高岡、高岡市であります。万葉百人一首というのがあるそうです。その関係か、万葉集を誦んでいる人が非常に多いと聞いています。万葉集も三高の寮歌も、これは単なる例であげただけであります。地域性、地域の考え方、住民の生きざまを求めてあげさせていただきました。そのための読書のまちづくりであるとお考えいただきたい。要するに、方法論であります。喫緊の課題は、大人社会にすんなり入り込み、広めていくかであります。その入口が読書のまち宣言であると受け止めさせていただきました。

お尋ねをいたします。読書のまち宣言以降の推進体制について。2点目、宣言に続く具体的な推進方策について。3点目であります。昨年6月提案させていただき、3月議会で読書のまち宣言がされて以降、町内における自発的・自主的な変化の状況、成果等についてお尋ねをいたします。以上、一般質問であります。

○議長(竹中秀夫君)総務主監。

〔総務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、最初の職員の給与調整につきまして、お答えをさせていただきます。

合併における職員の給与につきましては、合併特例法第9条第1項の規定において、「合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際、現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならない」と定められております。また、第2項においては、「合併市町村は、職員の任免、給与、その他の身分の取り扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない」と定められております。そして、この法規定に基づき、合併協議会におきまして、「一般職の職員の給与、職名および任用要件については、職員の処遇および給与、人事管理の適正化の観点から調整統一を図る」とされました。現状では、旧町間において給与の格差が生じております。該当の職員は、おおよそ47歳以上の職員で20名程度が該当いたします。月額におきましては、最大で約2万円程度の格差が生じております。合併後において給料表の改正がありまして、8級から6級制に変わり、そのことも影響し、給与の是正が遅れている状況でございます。職員の中に給与是正検討委員会を設置いたしております。その中で検討をしていただいているところでございます。

いずれにしても、この調整には複数年が必要と考えます。是正に特に別の定める基準は今のところございませんが、旧愛知川町の給与を基準としながら、条例の範囲内で調整を図っていく考えであります。

また、合併後に退職された職員につきましては、現給与の保障の範囲内でありますので、対象とまいっております。また、総額の経費の関係ではありますが、現時点では申し上げるところまでできておりませんので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)生涯学習課長。

〔生涯学習課長林吉次君登壇〕

○生涯学習課長(林吉次君)読書のまちづくりについて、お答えいたします。

愛荘町では、子どもから高齢者まで、すべての町民が自ら本に親しむ機会をより多く持てるようにと、3月議会で「愛荘町まちじゅう読書の宣言」を可決いただきました。人が読書の愉しさや意義を我がものとしていくためには、子どもの時から本と自然に親しむことのできる環境整備が大切だと言われております。

図書館や学校図書館は、そうしたものとして存在する重要機関ですが、この宣言を生かすためには、図書館や学校だけでなく、何よりも地域全体で取り組んでいくことが大切です。そのために、町として読書のまちづくりを推進する体制として本年度、生涯学習課に担当職員1名を配置いただきました。

生涯学習関係団体で読書の取り組み、町内の保育園・幼稚園・学校での読書活動の援助、子育て支援センター準

備室の新規事業への協力などに現在取り組み始めております。さらには、学校・幼稚園などの読書活動をもとにした「子ども読書活動推進計画」策定の準備を進めております。

学校図書館や幼稚園の図書コーナーの充実を図るため、情報交換の場として、幼稚園、小・中学校の図書主任連絡会を新規に立ち上げまして、各校・園の現状と課題を話し合い、ここで明らかになった課題への取り組みを学校・園の先生方と協力し合いながら進み始めているところであります。

町では、読み聞かせボランティアグループが、昨年度の図書館での読み聞かせボランティア養成講座をきっかけにして誕生しました。一部の学校での読み聞かせをいただいているボランティアの方もおられますが、今後の活動の場として、学校支援地域本部と連携し、保育園・幼稚園・学校・図書館と各施設などの町内関連施設全体に広がるように考えております。地域読書活動の支援のため、愛荘町子ども会連合会と協力して、図書館から各字子ども会への図書や図書館備品の貸し出しを今年度から始めました。さらに、図書館では町の情報発信基地としての機能を発揮するため、例えば、このたびの新型インフルエンザ問題では、情報コーナーを設置して、迅速かつ正確で冷静な情報提供に取り組みました。また、今年度秦荘図書館では、医療や福祉の特別コーナーの設置や資料充実など、多くの関係団体と協力しながら取り組んでいく予定でございます。

子どもたちにお一層、夏休みに本に親んでもらうための小学校で配付予定のブックリストも、図書館司書と共同で作成チームを立ち上げ、図書選定を終えました。現在、原稿作成と編集作業を進めているところでございます。親子で本に親しむために、10月に開所予定の子育て支援センターで、7月からブックスタート事業を開始いたします。この事業は、赤ちゃんの時から本に親しみ、本を通じた親子のコミュニケーションの大切さを伝え、さらには読書そのものの楽しみを子どもたちに根付かせていくものです。この事業は、子育て支援センターだけでなく、図書館・生涯学習課など連携して進めております。事業の実施にあたり、ブックスタートボランティア養成講座を6月から開催しています。

また、関連しましてフォローアップ講座も年度内に開催予定をしております。この講座には、読み聞かせ講座以上に多くの申し込みをいただいております。読書のまち宣言以降、読書を地域に根付かせていくためには、第1段階として、特に大人が子どもたちの読書環境づくりに積極的に関わることの重要性がより一層認識されてきており、町民の読書に対する関心が高まってきているものと受け止めております。さらに、地域での読書の環境づくり推進のために、いろいろな方々と協力し合いながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)11番、森野君。

○11番(森野榮次郎君)お答えをぎょうさん聞かせてもらいましたが、ちょっと聞き間違いのところがあり、もう少し整理しないと再質問がしにくいので、ちょっと間違いがあったら、その都度、また口で拒否してください。

まず、継続採用職員の給与調整についてであります。該当する職員さんは20名程度であると同いしましたが、それと月額最高2万円の格差、これは私がちょこちょこ聞かせてもらっているのでは、3万円ほど違うというお方もあるやに聞いていますが、これは同一年齢・同一勤務年数と、こう理解してよいのか、その辺も確認していただきたい。

なお、是正が遅れているという理由は、8等級あったのが6等級にしたとか、せんとか、それと、私の聞いている範囲では、全然是正する気はないんだと、ぎょうさんもらっている人はそれでいいと思うが、というふうに聞いていたところが、こんなもの名前がまっさらしない、是正検討委員会とおっしゃるのか、その辺をひとつ確認していただきたい。検討はしているということで間違いはないのか。

それと、今日まで3年かかっているのですが、まだ複数年が必要であるとおっしゃったように受け止めましたが、それと給与条例で町長が別に定めると、こう書いてあるので、別に定める基準は別じゃないけれども、旧愛知川の給与を基準に考えるとおっしゃったように聞いているが、その辺、私の聞き間違いがあったのか、なかったのか、ちょっとそれについてお尋ねしたい。

1127127の#1はしたい。

それと、読書のまちづくりについてであります。読み聞かせボランティアグループが、去年の6月にお尋ねし、議会で採択いただいた以降いくつか誕生したと、5つも6つもできたのか、たった1つできたのか、その数は私が不幸にして聞き忘れたのかも知らんが、いくつぐらい、何十もできたというようなことはまずなからうと思うが、たった1つぐらいのことを自慢たらしいことを言うこともなからうと思う。その辺をお尋ねしたい。

ブックスタート事業がスタートしたと。ボランティアの養成講座が6月から開始したと、フォローアップ講座、フォローアップということなので、ポトルの底上げをするという意味だろうと思う、それを年度内に立ち上げる、なかなか非常がんばっていらっしゃる。まあまあ、少しは言わなあかんかったということも思った次第であります。

それと、林君の説明は、わりとゆっくり言っているのだけれども、こっちの感度が鈍いのかも知らんが、「大人が子どもたちの読書環境づくりに積極的に関わることの重要性がより一層認識した」とか、「読書に対する関心が高まった」と言ったのか、こういうことが、あなた今おっしゃったのか、おっしゃらなかったか。これは非常に私にとっては、今ほどのお尋ねしたことに関わっての重要な文言であると位置付けております。それで確認をしたい。なお、担当職員さんを1名配置したというのは、これは大変立派だと思う。

それと、あなたに皮肉を言うわけやないけれども、今までの2回の答弁は図書館長がしておられた。今回はコロッと代わって、あなたがされた。コロコロと答弁する者が代わるものなのか。ということ、答弁する人が代わるということは、推進母体がまだ定まっていなくて、いいかげんに「おまえちょっと暇なのでやっつけ」というような、まあ下請け作業的なご答弁者なのか、真剣に進めようと思っただけの答弁なのか、それ疑いますよ、コロコロ代わったら。そして時々、ひょこっと教育長が、何とかかんとかというようなことをおっしゃるのですからね。やっぱり、執行機関としては、きちっとした責任体制を明確にして答えられたい。だから、答弁が代わったのは、生涯学習推進の立場でか、何かとか、そういうあたりを明確にしていきたい。以上。

○議長(竹中秀夫君)総務主監。

○総務主監(細江新市君)まず、給与是正の関係の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

合併をいたしましてから既に3年が経過をいたしております。現状、調整が遅れているというようなところでございます。合併をしたら、どこの市町村におきましても、合併給与の調整はしなければならないというようなことは早くからわかっておりまして、当時、合併の事務局の時から旧町の総務課と一緒に、隣の福井県の若狭町が既に合併をしておりましたので、そういうところも視察をしながら、早くから取りかかろうかなというような計画では進んでおりました。

しかし、先ほども申し上げましたように、合併しましてから8級制から6級に変わりました。これは、8級は上級職員で課長級になるわけですが、これが8つの段階の分かれた給料表になってございます。それが1から6級までというようなことで、本来は合併した町においては8級を使っていたのですが、やはり国・県の指導も受けながら、6級というところ辺りにもなったところでございます。

それと、近年の給与の減額というようなものも受けました。それから、職員の定期昇給というものも、年1回1月というようなことも決められました。そういう中で、進めようと言いながら、いろいろな障害が出てきて、そのために腰折れになってしまったというような状況でございます。

それともう一つ、この是正については、同じ年齢の職員であっても、入った時の学歴あるいは中途採用の関係、それから係長の職に何年でなったか、管理職の職に何年についたかというようなことがすべて影響をしております。同じ年齢だけで、単に比較することができないというようなことで、職員一人ひとりの前歴を調べ上げなければならないというようなことになってございます。

それともう一つは、やはり、新採の職員で入ってずっと勤めたものを、旧の2町で比べますと、やはり右上がり旧の愛知川町の方が高い水準にあるというようなところで、旧の愛知川町の給与の履歴に従って、一定のその線に近づ

けていこうというような是正を加えていこうというふうを考えているところでございます。

それと、これはやはり平常時にそういう調整の仕事が、前歴を計算してそういう仕事がなかなかできません。それとやはり、職員間で別の検討委員会をつくらうじゃないかというようなことで、これは職員組合の職員、それから総務課の職員、それと日に、今までに給与の仕事を担当した職員と、そういうものを充てて、前歴をずっと調べていって、どれだけの格差が生じてあるかというのを調べあげていただくというようなことで設置をさせていただいているというような状況でございます。

今申し上げましたように、年1回の昇給の時しか上げられないというようなことになっていきますし、条例を見ていただきますと、100分の15以内の範囲内においてというようなことも決められております。それで、むやみに1万円・2万円の格差を1年でポンと、そういうことは絶対にできないということになってございますので、格差の開きの多い職員については、やはり3年ないし4年ぐらいいまかかるとはならないかなというようなことを思っております。

それと、現状進んでおりませんので、先ほど申し上げましたように、20名程度、最大で「約」というような表現をさせていただきましたので、この点につきましてもよろしくご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

条例にもうたっておりますように、できるだけ早期にというようなことが書いてございますので、やはり、職員間に格差が生じるとやる気もなくすというようなこともございますので、やはりこれは合併してからの職員の権利として早急に是正をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長(竹中秀夫君)暫時休憩といたします。

休憩午後3時17分

再開午後3時19分

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。生涯学習課長。

○生涯学習課長(林吉次君)まず、1点目の生涯学習課でお答えさせていただきましたことについてでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、本年4月から1名の増員をいただきましたことによりまして、生涯学習課の方が中心になって読書のまちづくりを推進していくということで、今回から私が答弁をさせていただいているということでございます。

それから、読み聞かせボランティアグループですけれども、今現在のところは1グループが誕生しておりまして、そのグループが昨年の講座を受けていただいた、その結果によって活動を始めていただいているということでございます。

それから、大人の方が関わっていることが非常に重要だということ、やはり、先ほども少し触れさせていただいたのですけれども、小さい子どもさんに父親・母親、特に母親が赤ちゃんの時から絵本を一緒に見ることによって、やはりその子どもたちが幼稚園・小学校・中学校へ進んでいくということで、本に親しみを持ってくれると。今現在、秦荘図書館ができました当初に小学生であった子どもたちが、お母さん・お父さんと一緒に図書館へ通ってきておられたその子どもたちが父親・母親になり、今現在、図書館へ多く通ってきていただいているという具合に聞いております。そういったことが、やはり積み重ねが、やはり大人の方にも広まってくるのだという具合に感じているところでございます。以上でございます。

○議長(竹中秀夫君)11番、森野君。

○11番(森野榮次郎君)林君、わりあい上手にのらんと逃げるねえ。あなたに尋ねたことの中で、「大人が子どもたちの読書環境づくりに積極的に関わることの重要性」という、そこまではメモってある、お母さんが乳児や幼児のその問題に関わるというのは、そんなことは聞いてらせん。もっと要点は、あなたが言ったのが、最後尾を聞き漏らしたから、それを尋ねたわけなんです。

ただ、このことをお尋ねしたことの主とした狙いは、先ほども一般質問させてもらった時の、確か答弁を聞かせてもらって言わせてもらったと思っているけれども、要するに、大人社会に読書の推進をどういかに広めていくかということが、昨年の宣言議会議決の時に議員さんの中からも、「私らもきぼって本読むがな」というお言葉があった。ところが、このあなたの先ほど再質問で申し上げたのですと、大人は子どもの読書環境の整理や助っ人やと、こういう位置付けになる。だから、事の本質に関わる非常に重要なことを、だからもう一度尋ねる。これはあんた独断の作文か。教育委員会内部で協議した結果なのか。恐らくそういうことだろうと思うけれども、こういうような換骨奪胎みたいことを勝手にするなと言いたい。議会で決議したことはもっと真剣に受け止めていただきたい。そのことに関わりをお尋ねしている。

ということで、この件について、再々についての答弁は教育長、ごまかしなしに、しっかりと答えていただきたい。大人社会にどう読書を広めていくかということが出発点からの課題であったと。ただ助っ人としての役割に終わらそうとするのか。あなたもこの相俣には乗っているはずだと、僕は想像をしている。

月給の方に入ります。これ私も40数年以上月給取りをやってきて、もうかれこれ50年来だ。そりゃ、月給取りというのは、やっぱり、もらっている本人が3,000円違っててもカリカリする。まして、その月給を待ちかねている妻子もあれば、おじいちゃん・おばあちゃんもある、1万円・2万円違ったら、これ大変なことですよ。

だから、最終的に、もうこれ以上時間が来たからやめなければいけない、再々なので。だから言うが、僕はこういう、3年経っても、検討委員会をいつ設置したとも、何回協議したとも、具体的な問題点はこうこうだとも、そういうことは何も聞いていない。ただ、設置して検討しているということだけなんだが、3年経ってこうなんですよ。3年経って。ただなぜ、こういうバカなことがなったのかというのは、あなたの方は号級制が変わったからという説明と、まあまあそれぞれの前歴について難しいところがあると、それもわかります。

ただ、一番思うのは、この給与条例でも、「早期に」という言葉が書いてある。合併特例法の、先ほどもあなたが教えてくれたところでもあるけれども、第2項で公正に処理しなければならぬ、いついつまでに処理しなければならぬと、そういう記載がないわけです。給与条例でも確かそうになっているはずで、最後尾を見たら。

「施行日以後、できるだけ早期に所要の整備を行うものとする」と、施行日というのは、君、この合併した日のことなや。これが3年経っている。できるだけ早期やったら、常識的にもうできているはず。だから、今まで何度も何人も聞いたけれども、全然していないのと違うかと、先ほども副町長に言ったら、「そんなことはないです。ちゃんと準備しています」と、そうしたら、竹中君が側において、9月議会でちゃんと約束するかということまで言った。

常識で考えたら、条例とか法とか言っているけれども、時期が明示していない。だから、常識で考えたら、3年経って4年目、もうできるはずなんだ。そういう、言うなれば、法律の盲点を突いて、そして辞めた職員さんについては、現在のその枠内でないからと、あなたがおっしゃった言葉、答弁、そりゃもう辞めた人にしてみればベテンにかけられたというようなものやと。2万円違って、退職金が最終月額50ヵ月分か60ヵ月分か、先ほども西沢君に聞いたら、おれは100ヵ月分もらったと。100ヵ月分もらっているのなら、2万円だったら200万円、50ヵ月分でも2万円違ったら100万円違う。

そんな殺生なことをして、去年も一昨年も辞められた。それは保証の限りでない。保証の限りか何かそれは知らんけれども、その辺の見解を、明確に答えていただきたい。以上。

○議長(竹中秀夫君)教育長。

○教育長(渡部幹雄君)ただいまの質問にお答え申し上げます。

森野議員さんが大伴家持を取り出された思いを私なりに考えさせていただきますと、大伴家持は、天平18年から5年間、越中の守として赴任をされて、高岡の駅前にそういう句碑が建てられて、そこの文化的な貢献と言いますか、そういうことで読書と言いますか、そういう文化に対するまちづくりをされていると思います。

これと似たようなことが、佐賀県の伊万里市で、先ほど万葉日めぐりと言いましたけれども、江戸くさというのがある

んですが、これは江戸時代の格言集を集めたものを、佐賀県の教育委員会が生涯学習課の中で、1年間そうやって、家持はうなぎで有名ですね、「夏バテこうなぎは」というような句もあります。そうした時に、思い出してもらおうという形で推進をされている事例があります。そうしたことも取り組みたくて、生涯学習課に読書推進の担当者に移したところでございます。

それで、今、縷々説明を申し上げて、火急にできることと、この1年間計画を練るといってもあるのですが、成人読書に関して、最後の「決議以降、町内における自発的、自主的な変化の状況」というところでございますけれども、愛知川図書館の4月の前年度対比20%増です。これは児童の図書の数が変わらないのに、20%増えています。5月も10%増です。秦荘図書館も数パーセント増えています。

これは、ここにありますように、自発的に読書に関わる方が増えているということでありまして、先ほど生涯学習課で子どもを対象的と言いますが、子ども会の役員の方々が自発的に読書のまちの宣言を意識して、そういう「子どもに」というのは、大人の動機付けにもなっていますし、青少年育成会議でも、そういうようなお話もいただいています。

だから、できることから、少しずつ積み上げて、千里の道も一歩からということもありますので、火急を要することも考えつつも、総合的に読書の推進体制を図っていくという観点から、生涯学習課に先ほどの担当を置いたという理由でございまして、以上でございます。

○議長(竹中秀夫君)町長。

○町長(村西俊雄君)職員の給与是正に絡みまして、ちょっと私の思いを述べさせていただきたいと思いますが、この合併に伴いまして給与の格差が出てきたというのは、愛荘町のみならず至るところで起こってしまっていて、まだ、この愛荘町は2町合併ですから、まあ2万円とか何とかと言っていますけれども、お隣の東近江市なんかは、5町か6町も一緒にされた。私も湖北で合併を幾つかやってきましたけれども、あそこらの格差は、もうそれどころの話ではないです。特に市が真ん中にあると、湖北の行政組合の合併の時に議論を私どももやってきましたけれども、市がありますと、極端な差がある。

しかし、それはやはりある程度是正すべきというのは本来の考え方ですけれども、合併の最優先の課題でない。これが遅れてきた理由でもあると思いますけれども、合併して、職員の給与だけが一番に上げようかといと、これは何のための合併やということにもなりかねない。まあ、やはり、それよりも最優先する住民のための施策をやったり優先してやっていくということが第一でありまして、職員の給与がそれで上がったということでは、まあ、人件費を節約する、すると言っているながら、やらんならんとではありますけれども、最優先のテーマではないというふうなところもあって、遅れてきたと。だからと言って、放っとくわけにもいきませんので、今後十分に取り組みをしていきたいというふうに思っている次第でございます。

◇吉岡久美子君

○議長(竹中秀夫君)10番、吉岡久美子議員。吉岡君。

〔10番吉岡久美子君登壇〕

○10番(吉岡久美子君)10番、吉岡久美子でございます。職員の定数適正基準とその根拠について、2・3、町長にお伺いいたします。

平成の大合併と言われました全国の市町村の合併が行われまして、3,232市町村があったものが、いまや全国の市町村は1,779あります。そのうち町は803となっております。今なおその動きは続いております。それとともに、地方分権の到来により、その動きは止まるところがありません。

また、地方公共団体は、住民の福祉の増進に努めるとともに、国庫の経費に最大限の努力を要するに努むることを旨とする。

さし、地方公共団体の、住民の福祉の増進に努めることにも、取組の経費と取入の効果とのバランスはより重要です。国・県等に依存してきました市町行政は、自らのまちを自らの手で経営を行い、つまり地方自治体は、自主・自立した的確で効率的な行財政運営により、住民のためにあらゆる政策形成を図っていく必要があります。

したがって、組織なりに職員の定数は、この要件に合致していなければなりません。まず、定数ほどのように決められたのか。本町の定数の目標値があるのか。それに向けて、積極的にアウトソーシング等の活用をした結果の数値なのか。あるいは、各所管における業務により、増員・減員の自由を勘案した考えのうえでの定数なのか、わかりやすくお答え願いたい。

最小の経費で最大の効果をあげること、これが効率であると思いますが、業務ごとに必要な職員の数が、課としての定数から全体としての定数へ積み上げていくものだと思いますが、事務の執行のために必要とする職員の数を具体的にどのような基準で判断し決定しておられるのかを、お答えいただきたいと思います。

次に、効率化を図るがために、退職する職員は毎年数人おられる中、新規には専門職の採用はされておりますが、一般職員の新規採用はほとんどされず、言わば、定数を減員して、それによって職員の負担や時間外勤務が増大している現実をご承知でしょうか。

今、この100年に一度と言われている社会経済情勢の中、我がまち愛荘町も法人税が落ち込み、大変厳しい情勢の中ですが、町民のサービスにつながらない新規事業をされようとされていますが、そうした思いつきと言うべき事業など見込んで人員配置されているのか。そのことが職員の負担となり非効率になるよう、環境的側面は生じていないのか、お答え願います。

次に、地方公務員法の改正により、定年で退職した職員および条例で定められた要件を満たした者を再び雇用する再任用制度ですが、本町でも合併後、条例化されました。合併直後のみ、この制度を導入されましたが、その後、この制度が活用された形跡はありません。むしろ、町職員ではなく、県から町や広域行政を含め再任をされていますが、長年、町行政に携わり経験されてきた町職員に対して、町長は少々間違った見方をされているのではないのでしょうか。私はそのように思えてなりません。町職員に対して信用されていないのではないかとも思われます。

本格的な高齢社会に対応し、これまでの豊富な経験と知識を活用することは必要なことであると考えます。私は元気な高齢社会に対応する制度として、公的機関である市町が理解し、制度活用することが必要と考えます。県やほかの市町では、この再任用・再雇用制度による再就職支援を積極的に実施されていますが、本町でも、健康で働く意欲と能力のある者が、その持てる能力を十分に発揮できるよう、積極的にその確保と活用を努めることが必要と考えますが、そのことについての答弁もお願いいたします。以上です。

○議長(竹中秀夫君)町長。

〔町長村西俊雄君登壇〕

○町長(村西俊雄君)ただいまの吉岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。

合併後におきまして効率的な組織体制の強化を図るため、平成18年度から平成22年度までの5年間を愛荘町集中改革プランの推進期間として、効果的・効率的な行財政運営に努めてきたところでございます。

その中で、定員管理につきましては、年度ごとの主要事務量を勘案し、施策の内容等を見直しながら、臨機応変に適正な組織体制・職員配置になるよう努めているところでございます。

この集中改革プランでは、計画期間中に15名を削減し、目標の最終年次であります平成22年度末には175人になるよう数値目標を定めていまして、既に現在、職員数は176人で目標値に近づいております。

合併の最も大きな効果は、職員数を減らし人件費を削減すること、一般事務職員を減員する一方で、専門職を充実し、住民サービスの向上を図れることということであり、合併直前の2町の人件費は16億円を超えていましたが、現在、約13億円弱となり、その効果は非常に大きいと考えております。

さらに、指定管理者制やアウトソーシングの進展を図れば、一般事務職員数は、私はまだ余裕を感じておりますが、将来の職員の年齢階層が大きくなることによる弊害を避けることも考慮し、来年度におきましては、一般職と保健師等の専門職の採用を予定しているところであります。行政需要が増加する中で、町職員に求められる能力のさらなる向上を目指し、少数精鋭で環境変化にもしっかり対応できる人材の育成を行っていく所存でございます。

次に、時間外勤務についてであります。公務員給与がかつて薄給であった昔、「遅れず、休まず、仕事せず」とよく言われましたが、いまや公務員はそんな気楽な稼業ではなくなりました。昔のように、5時15分がなるのを待って、恐いようにして飛んで帰って、また一仕事というふうなことは、もう許されない時代であります。

一般民間企業では超勤が当たり前という感覚の中で、残業なしが不況の象徴となっている昨今であります。公務員の職場にありましても、時期的繁閑が大きく、所属ごとに仕事のピークに職員配置をすれば、相当な職員を要することになります。

時間外手当も、地方財政計画では手当対象職員の本給および地域手当総額の7%となっております。ちなみに、県職員の実態は8~9%、警察職員は、勤務の実態も異質なものがありますが、13%の予算措置をしております。本町では約7.5%となっております。決して多すぎるとは思っておりません。ただ、今年は経済対策相次ぐ中で各職場の事業量が増大しておりまして、時間外勤務が増加すると予想をしております。

次に、町長が決して町民のサービスにつながらない新規事業をされようとしていると言われましたが、甚だ遺憾に感ずるご指摘と言わざるを得ませんが、私は町民のサービスにつながらない事業を進めるつもりは全くございません。たぶん、町でパスポートの発行事業を提案したことについてのご指摘だと思いますが、現在、米原や大津で年間700件近い住民が申請されるこの手間暇を考えますと、愛荘町住民の出生届や死亡届などと比べても、はるかに多い件数であります。しかも、パスポートを取るためには申請と受領の2回出向かわなければならないことを考えますと、時間の節約や燃料の消費、CO2の年間カットが17tにもおよぶ、こういったことを考えますと無視できない改革だと思っております。議会の承認がいただけなかったことは残念でございますけれども、今後ご理解がいただけるよう、努力をさせていただきたいと考えております。

また、町長の思いつきと言われましたが、世の中の進歩は、すべて改革・改善、発明・発見が原動力で、その最初は思いつきから始まるものだと思っておりますし、私も毎日のようにいろいろなことを思いつきますが、実行に移せざるものはごく一部でございます。浅はかな私なりに熟慮したうえで実行に移しているところでございます。

次に、再任用制度につきましては、退職職員の職務の特殊性や職務遂行上の必要性から見て、その退職によって公務運営に支障が生じるなどの場合は、退職者等の再任用ができることになっております。

この制度の活用は今後の課題と考えておりますが、以前、町の現職ポストを嘱託に何人か再採用したことがございましたが、これについては天下りではないのかと言ったご批判をかなりの住民の皆さんからいただきまして、今もまだその声が時々届くわけでございますけれども、そういった中で、退職者の経験は本当に捨てがたいものがあります。こういったご批判にも耳を傾けながら、退職者を含めた広く住民の皆さんから人材を登用させていただくことが大切だと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)10番、吉岡君。

○10番(吉岡久美子君)再質問をさせていただきます。

今、町長が答弁の中で、一般事務職員さんはまだまだ余裕があるという感じがするという答弁をいただきましたけれども、私の考えでいきますと、まだ町長はその実態をしっかりと把握されていないのか、また、わかっておられないのかという気がします。なぜかと言いますと、残業についても、本当にしなければならないところに十分考えて異動されていないようにも思います。

ちょっとはっきり、どういう、表現の仕方がちょっとあれですけども、それはともかくとしまして、町長は、周りの声を

真摯に聞こえる姿勢を持っておられないという感じも受けます。議会としても重要なことは事前に協議し、よりよいまちづくりを進めなければならないのに、そのようなことなしに進められることが、日常の業務にも表れていると私は感じます。今後もそのような姿勢で進められるのかという、ちょっと答弁をお聞かせ願いたいと思います。

そしてまた、答弁の中で、「甚だ遺憾に感ずる指摘」ということを申されましたけれども、先に言いましたように、町長自身がそのような態度をされておられるようにも思えてならないと、町行政全体を見て進めなければならないと思いますが、町長はいかにも町のことを考えているかのごとくされているとも思われてなりません。町が進めなければならないところに職員を配置することが町長の役割だとも思いますが、どのように考えておられるか、それも重ねてお聞きしたいと思います。

そして、先ほどパスポートの件で、議会の承認を得られなかったと答弁されましたけれども、町長にも町民の声はあり、私たち議員にも町民の声があるということをお自覚していただきたいと。執行責任者として発するべき言葉ではないのではないかなという考えもしました。このことについて答弁をいただきたい。

そして、最後ですけれども、再任用制度の件について、町民の皆さんから登用していくことも必要と考えているという答弁で、私はありがたいなという思いもいたします。住民から天下りという判断をいただいたと言われましたが、町長、天下りとはどういうことなのか、これが天下りなのか。町長が行動し採用された、県やまた退職された職員が何人かおられますが、これは天下りではないのか、それをお聞かせ願いたい。給与も相当額支給されておりますが、県からの提示額と聞いておりますが、この額についても何を判断したうえでの決定された金額なのかというのも、お答えをいただきたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)町長。

○町長(村西俊雄君)まず、いろいろな町の方針・施策を具体化していくうえにおいて、住民の皆さんの声を、平生の声を聞き、またいろいろなところ、日本のいろいろなところで先進的な様子が打っている、これがこれからの時代を開いていく施策、こういったものも十分耳を傾けながら提案をしているところでございまして、当然、住民の皆さんの声、大事でございますし、議会と十分相談させていただく、これも最も大事なことかということで認識をいたしております。今後とも、事前の相談、そういったものを大事にしていきたいと思っております。

それから、職員の再任用と天下りという、言葉の違いあります。天下りというのは、国が言っている天下りは民間会社へ下ることを言っておりますし、公務員の中、組織の中での再任用等については、本当は天下りでないというふうに私は認識していますけれども、住民側から見れば、町機関の長に再任用していること、これは天下りでは本来はないと思いますけれども、そのように見えるというところがあるようでございまして、また、県から退職者の再任用も2人ほど来てもらっておりますが、これも決して天下りではございません。再任用の給与基準も県の基準に沿った、県が中で自分たちの職員を再任用する時の基準をそのまま適用させていただいたところでございます。

県から来ていただく時の基準と言いますか、考え方としては、町の職員の中でできないこと、これについてやっていただく、これが1つの基準・考え方でありまして、例えば、工事の竣工検査、こういったものの公平性、専門知識をいただいて任用をさせていただいているところもございまして、今年、早速来ていただいた職員についても都市計画上の専門家、これも都市計画課に何回も行って、今の給食センターの町有地について公園用地を外していく、このことについても何回も行った結果、もう見通しが立ちました。去年からの懸案事項で、私がやいやいや言っていたんですけども、決して今までできなかった、これが見事にわずか2ヵ月ほどで道が開けた、こういうこともございまして、

そういうことでございまして、これからは職員や、あるいはそういう経験を生かした職員の再任用を考えていきたいと思っておりますし、職員のみならず、民間からもぜひそういった人のお力を借りたいなというふうに思っております。

秦荘の公民館は、今年は地元の方が就いていただきました。また、センターの方も今年は山川原、これは職員とは言えないと思っておりますけれども、かつて男女共同参画センターの所長をしたり、あるいは校長をされていた、そういった経験者に就いていただいた。こんなことで、町内の人材を十分に生かさせていただければというふうに思っております。

第でございます。

○議長(竹中秀夫君)ここで暫時休憩をいたしたいと思います。4時10分まで休憩をいたします。

休憩午後3時53分

再開午後4時10分

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第9号、報告第10号の上程、説明

○議長(竹中秀夫君)日程第4、報告第9号平成20年度滋賀県市町土地開発公社決算報告について、日程第5、報告第10号平成20年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告についてを一括議題にします。

町部局の報告を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、報告第9号平成20年度滋賀県市町土地開発公社決算報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項に規定により報告をさせていただきます。

別冊をご覧くださいと思います。この土地開発公社は、公共用地、公共地等の取得、管理、処分を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とし、合併前の県下町村が共同で設立したもので、5市13町による構成となっております。

平成20年度事業報告書および財務諸表をご覧ください。3ページの庶務関係では、理事会・監査会の会議結果を掲載しており、4ページの事業関係ですが、期末におけます土地保有残高は2万3,300.06㎡減少をいたしまして、9万7,827.82㎡であり、評価額では13億4,168万7,411円となっております。また、12ページの平成20年度の損益計算におきましては、1,101万984円の純損失となっております。

次に、議案の3ページをご覧くださいと思います。報告第10号平成20年度愛荘町繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、報告をさせていただきます。この21年度へ繰り越す事業につきましては、すべて先の3月議会において繰越明許費で説明をいたしましたが、その後、財源内訳を明記のうえ、繰越計算書として今期報告するものでございます。

まず、一般会計につきましては定額給付金給付事業、現状進捗率にしまして92.1%となっております。それと高齢者医療制度電子計算運営事業、子育て応援特別手当事業、こちらにつきましては進捗率90.6%でございます。道路新設改良事業2件、河川浚渫改良事業、合わせて21年度繰越額の総額は3億8,592万7,000円でございます。

また、下水道事業特別会計につきましては、公共下水道事業として7,200万円を繰り越すことといたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(竹中秀夫君)これで、報告第9号および報告第10号を終わります。

◎承認第5号、承認第6号、承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第6、承認第5号愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、日程第7、承認第6号愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、日程第8、承認第7号愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(西川都々子君)それでは、承認第5号愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、ご説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のように専決処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。専決処分の日は、5月29日でございます。

説明資料の1ページをご覧くださいと思います。今回の改正につきましては、平成21年5月1日に人事院が、本年6月期の国家公務員の期末手当および勤勉手当を0.2ヵ月分暫定的に凍結するように勧告を行ったことなどを受け、関係条例の一部を改正するものでございます。平成21年6月に支給する期末手当および勤勉手当の特例措置として、付則に次の1項を加えるものでございます。

内容といしましては、一般職員の期末手当、現行「100分の140」を「100分の125」にさせていただき、勤勉手当につきましても、現行「100分の75」を「100分の70」とさせていただくものでございます。この条例につきましては、公布日から施行するものでございます。

続きまして6ページ、承認6号を説明させていただきます。愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてでございます。

これにつきましても、地方自治法第179条第1項の規定により次のように専決処分したから、同条第3項の規定によりまして、これを報告し承認を求めるものでございます。専決処分の日は、5月29日でございます。

説明資料の3ページをご覧くださいと思います。今回の改正につきましては、平成21年5月1日に人事院が、本年6月期の国家公務員の期末手当および勤勉手当を0.2ヵ月分暫定的に凍結するように勧告を行ったことなどを受けまして、関係条例の一部を改正するものでございます。平成21年6月に支給する期末手当の特例措置といしまして、付則に次の1項を加えるものでございます。

内容といしましては、特別職の期末手当、現行の「100分の160」を「100分の145」にさせていただくものでございます。この条例につきましても、公布日から施行するものでございます。

続きまして、8ページをお開きいただきたいと思います。承認第7号愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてでございます。

これにつきましても、地方自治法第179条第1項の規定によりまして次のように専決処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。これにつきましても、専決処分の日は5月29日でございます。

説明資料の5ページをお開きいただきたいと思います。今回の改正につきましては、平成21年5月1日に人事院が、本年6月期の国家公務員の期末手当および勤勉手当を0.2ヵ月分暫定的に凍結するように勧告を行ったことなどを受けまして、関係条例の一部を改正するものでございます。平成21年6月に支給する期末手当の特例措置といしまして、付則に次の1項を加えるものでございます。

内容といしましては、教育長の期末手当、現行「100分の160」を「100分の145」にさせていただくものでございます。この条例につきましては、公布日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(竹中秀夫君)これより承認第5号愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。承認第5号愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、反対を表明します。

この条例改正は、人事院が5月1日、民間で夏期一時金の大幅削減が見られるとして、既に決まっている国家公務員の夏期一時金を0.2ヵ月減額するよう、国会と内閣に臨時勧告を行ったことによるものです。従来、公務員の賃金は、前年冬と当年夏の民間の支給額を調べ、8月に人事院が勧告する仕組みになっており、もともと勧告は夏の一時金支給に間に合わないため、年末一時金に反映されており、時間差はあっても、全体としては水準調整が行われる仕組みになっています。それを無視して前倒しで削減するなどというのは、ルール違反もはなはだしいものです。政府は、内需拡大による景気回復のために補正予算を出したと言いながら、内需を冷やす一時金削減をあえて前倒しで行う道理はどこにもないことを訴えて、反対討論いたします。

○議長(竹中秀夫君)ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、承認第5号を採決します。本案は、これに承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)賛成多数です。よって、承認第5号愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

次に、承認第6号愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、承認第6号を採決します。本案は、これに承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)賛成多数です。よって、承認第6号愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

次に、承認第7号愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、承認第7号を採決します。本案は、これに承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(竹中秀夫君)賛成多数です。よって、承認第7号愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第9、承認第8号平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第11号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案書の10ページをご覧くださいと思います。承認第8号平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第11号)の専決処分につき承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、次のように3月31日付け専決処分をいたしました。同条第3項の規定により、これを報告し承認をお願いするものでございます。

11ページでございます。平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,114万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億1,905万9,000円とするものでございます。第2条につきましては、地方債の補正となっております。

今回の補正につきましては、平成20年度におけます最終補正でございます。歳入決算の見込み、交付金、また補助金などにつきまして交付決定額、また町債は事業費に合わせまして最終の借入額、一方、歳出関係につきましては、課目内の財源調整や一般会計と特別会計の繰入れ繰出しの関係など除き、原則30万円以上を原則として入札差額や精算額、不執行など減額補正をしたものであり、歳入歳出の調整後、残余につきまして、各基金に積み立てをしたものでございます。

17ページにつきましては、第2表といたしまして、地方債の補正をあげさせていただいております。補正後の額でございますが、臨時財政対策事業2億8,070万円、合併特例事業1億5,370万円、臨時地方道整備事業8,040万円、防災対策事業1,320万円ということになってございます。

それでは、事項別明細は20ページからでございます。先般、全員協議会におきまして説明をさせていただきましたので、各課目の補正額のみ申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

まず、歳入につきましては、町税町民税の個人補正額710万3,000円の減額、法人につきましては2,264万3,000円の追加となっております。固定資産税につきましては3,105万円の追加でございます。軽自動車税につきましては146万3,000円の追加、町たばこ税につきましては389万7,000円の減額。

地方譲与税の自動車重量譲与税59万1,000円の減額、地方道路譲与税132万1,000円の減額、利子割交付金826万8,000円の減額、配当割交付金714万6,000円の減額、株式等譲渡所得割交付金293万9,000円の減額、地方消費税交付金269万8,000円の追加、自動車取得税交付金688万3,000円の追加。

次、24ページをいまして、地方交付税につきましては1億1,832万3,000円の追加、交通安全対策特別交付金32万1,000円の減額、分担金及び負担金の民生費負担金ですが、24万6,000円の追加、使用料及び手数料の総務手数料については371万2,000円の追加。

次に、国庫支出金の民生費国庫負担金301万3,000円の減額、民生費国庫補助金では449万4,000円の減額、土木

賞状庫補助金 じよ39万2,000円の減額となつてございませう。

次に、県支出金の民生費県負担金181万8,000円の減額、補助金では民生費県補助金118万5,000円の追加、衛生費県補助金28万4,000円の減額、農林水産業費県補助金78万円の減額、土木費県補助金239万2,000円の減額となっております。

委託金では、総務費委託金965万1,000円の追加、教育費委託金33万5,000円の減額。

次に、財産収入の利子及び配当金ですが、393万8,000円の追加、それから不動産売払収入では180万8,000円の減額、物品売払収入52万1,000円の追加。

次に、寄附金、総務費寄附金5万円の追加、消防費寄附金109万6,000円の減額。

次に、繰入金ですが、財政調整基金繰入金2億6,191万7,000円の減額、地域基盤づくり推進基金繰入金1,140万円の減額、防災基金繰入金10万円の減額、教育振興基金繰入金1,000万円の減額。

次に、諸収入、延滞金334万5,000円の追加、町預金利子93万8,000円の減額、貸付金元利収入では500万円の減額、それから民生費受託事業収入については2,000円の減額、雑入といたしましては150万7,000円の追加でございます。

次に、町債ですが、総務債1,520万円の減額、土木債7,070万円の減額、消防債510万円の減額でございます。

次に、歳出でございます。総務費総務管理費の一般管理費では537万3,000円の減額、文書広報費では90万8,000円の減額、財産管理費では489万9,000円の減額。

次に、企画費105万2,000円の減額、電子計算費では454万2,000円の減額、自治振興費では45万7,000円の減額、地域安全対策費297万円の減額となっております。

次に、徴税费の賦課徴收費につきましては140万5,000円の減額でございます。戸籍住民基本台帳費については、財源調整でございます。

次に、民生費の社会福祉費社会福祉総務費では800万円の減額、社会副社施設費については財源更正でございます。老人福祉費については315万1,000円の減額、国民健康保険費については2,433万4,000円の減額、障害福祉費については1,685万3,000円の減額、介護保険費725万4,000円の減額、後期高齢者医療費894万8,000円の減額でございます。

次に、児童福祉費では、児童福祉総務費617万1,000円の減額、児童福祉措置費186万1,000円の減額、保育園費については、財源調整でございます。

次に、衛生費保健衛生費保健衛生総務費93万1,000円の減額、環境衛生費では534万9,000円の減額、保健衛生諸費48万円の減額、老人保健事業費については財源調整でございます。

次に、農林水産業費の農業費の農地費2,201万7,000円の減額、次に、土木費土木管理費の土木総務費では400万円の減額となっております。

次に、道路橋梁費の道路新設改良費4,016万1,000円の減額、道路維持費705万円の減額、交通安全対策費166万5,000円の減額、次に、都市計画費では都市計画総務費497万3,000円の減額、下水道費では1,720万円の減額、次に、住宅費住宅管理費では175万5,000円の追加、小集落地区改良事業費227万7,000円の減額でございます。

次に、消防費非常備消防費114万5,000円の減額、消防施設費606万1,000円の減額、防災対策費では94万7,000円の減額でございます。

次に、教育費教育総務費の事務局費では90万2,000円の減額、教育振興費では110万円の減額、それから、小学校費では学校管理費331万2,000円の減額、教育振興費では152万4,000円の減額、中学校費の学校管理費では235万6,000円の減額、学校建設費では42万8,000円の減額となっております。幼稚園費につきましては1,807万2,000円の減額。

次に、社会教育費の人権教育推進事業費では34万1,000円の減額、町史編さん費206万円の減額、公民館費145万

5,000円の減額、図書館費では252万3,000円の減額、びんてまりの館費34万2,000円の減額、ハーティーセンター費225万2,000円の減額。

次に、保健体育費保健体育総務費では48万5,000円の減額、体育施設費では200万円の減額、学校給食費では94万8,000円の減額でございます。

最後に、諸支出金の基金費でございます。財政調整基金費では2,693万7,000円の積立でございます。減債基金費65万1,000円、地域基盤づくり推進基金費95万5,000円、福祉・保健基金費では財源調整でございます。シンボルリバー基金費3万4,000円、町営住宅建設設備基金費1,000円、防災基金費6万9,000円、教育振興基金費92万9,000円、町史編さん基金費1万3,000円、がんばる愛荘町まちづくり基金費5万円となっております。

なお、49ページにつきましては、一般会計の一般職の給与の明細でございます。

よろしくご審議を賜りたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。まず、36ページの一定伺ってまいるのですが、再度本会議でお尋ねをしておきます。36ページの障害者福祉費の扶助費の中で、自立支援利用者負担軽減助成費というのが287万円という、予算構成上大きな金額を出ているわけです。それで、当初予算は254万5,000円、それで、補正予算がそれなりすべてを調査しましたが、増額をされていないという中で、当初予算と精算金の違いがあるので、その点について答弁をいただくことと、同時に、この負担軽減ですので、それが全額と言っているほどの、全額減額をしているに近いわけです。ですから、結果として、負担軽減の助成ができなかったのかどうかという問題が起ってきますので、その点についての答弁をいただきます。

そして、延長保育の促進事業補助金、2園みていたのが1園になったということに説明があるわけです。しかし、愛荘町次世代育成支援行動計画というのがありまして、その中に、「保育サービスにおいては、保育時間の延長や一時保育の充実など、多様なニーズに対し対応しながら、今後も充実を図っていくものとします」というふうに書いてある。また、愛荘町子育て支援センターのあり方等についての報告書の中にも「保育の充実」というところがあるわけです。

そうした計画からして、結局は11時間規定からの延長保育という問題が、結果として、今の事情、保育所運営についていくなってきたのかどうか、どういう分析をしているのかどうかということが問われてくると思います。

実際は、計画はするんだけど、推奨もしていくし、力点もおいていくなしながら、実際はそういうふうにならないのはなぜなのか。行政として、どう分析しているのかということが、問われてくると思います。

特に、注意をしておきたいなと思うのは、問題意識を持っていただくという点からも、非常に大事であるという点を、この子育て支援センターのあり方の報告書の中に書いてありますので、読みます。アンケート調査の中では、子育て支援センターの機能として求められているものの中に、一時預かりと回答された方209件、全体の37%ありました。一時預かり、現在、秦荘地域3園の民間保育所に実施させてはいますが、認知度は49.5%です。まず、一時預かりについての情報提供と、1ヵ所でも多く一時預かりを実施する保育所を拡充することが最優先であると考えます。この点では、一時預かりという点と、延長保育とは違うわけですが、しかしどうであるのかと。要するに、一定そういう問題、今日の経済事情から延長保育を望まれる、逆に言えば、望んでいるけれども、実際は預かりにくい、負担の問題等があるのかどうか。そういう非常に深い分析が必要であろうというふうに思うわけです。

ただ、この補正は精算に類似するわけですがけれども、準じているわけですがけれども、ただ精算をすればいい、総務主監の話では30万円以上の未執行額については、その補正であげてきたというけれども、それがただその額面どおり受け取っている問題かどうかということが問われてきます。

その点で、自らがこうした問題、またそうした検討委員会が報告書を出している内容から、延長保育のあり方が当町

においてとつであるのか。とついつ援助をしているのかといつことの分析を、答弁をいたさたいと思います。

そして、37ページの問題で、後期高齢者医療費、別にページ数を言う必要がないと思いますので、全体として答えていただけるだろうと、後期高齢者医療費の健康審査委託料が400万円減額、この内容は当然、周知徹底と言いますか、対象者の認識という問題も出てこようと思います。

でも、この問題でも非常に重要なのは、この制度そのものの中に、強制権を持たしていないというところに大きな問題があります。特定検診のところは、別に努力義務という程度にとどまっているところに、こうした減額が生まれてきているのではないかということについての答弁をいただきたいと思います。

どのように分析するのかということ、そして、幼稚園の施設整備工事の減額に関わって、関連的ですが、これは前の議会でも申し上げたと思うのですが、太陽光発電、太陽光の設備が補助金を得られなかったから減額になってきたということの反映だろうと思うのです。

それで担当課、環境対策課長、その眼見開いてもらおうと非常に困るんですが、私は別に幼稚園問題を取り上げているのではなくて、じゃ、今年度どういうふうにご各課に、具体的に提案をなされていったのか、地球温暖化防止計画に準じて、どういう計画書を今つくろうとしているのか、どうなのか。これは大事な問題で、やはり、副町長が答弁された方がいいのでしょうか。所管がちょっと、とりあえずその認識の問題を、今この質疑を、どちらかと言えば、させていたでいてるわけです。答弁をいただきます。

○議長(竹中秀夫君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)3点ご質問いただきましたので、順次ご説明をしたいと思います。

まず、36ページの一番下段の扶助費の自立支援の利用者負担軽減措置費の関係でございますが、これにつきましては、今ほど議員からお話ありましたように、当初予算につきましては、確かに254万5,000円を見させていただいておりましたが、これにつきましては、当初、県内で約38施設ほどの施設におきまして、サービスが利用できるということから、一定予算見積もりをさせていただいておりますが、この支払いにつきましては、7月以降、国民健康保険連合会の方から負担請求等を行っていくというふうな方式に変わってまいりましたので、7月以降につきましては、これらの費用にかかります負担につきましては、37ページの上段の説明のところがございます介護給付訓練等の給付事業費の方から支出をさせていただいております。

この分につきましてはの関係につきましては、先だって12月議会で一定療護施設等の負担との関係で補正もさせていただいたわけでございますが、この中で負担をさせていただいた関係で、本来でございますと12月時点でこれらの精査もさせていただくとよかったですでございますが、一定最終の時点で精算をさせていただいたことによりまして、36ページの下段の軽減助成費につきましては、支出が約31万5,000円ほどでございますので、それら合わせて減額をさせていただくことになったわけでございます。

それから、2点目の順番でいきますと、37ページの児童福祉総務費の関係の延長保育事業の関係でございますが、これにつきましては、結果当初、2園の方から要望があるということを知っておりましたので、この費用を計算を当初予算計上いたしておりますが、結果的には、1園におきまして利用者がなかったということで、最終的に予算の計上分を減額させてもらう部分でございます。

これにつきましては、一定、延長保育、開設の時間、11時からプラス開設、開所前・開所後における30分のプラスをする分を対象となるものでございまして、これらの分については、その対象者の利用によって減額をさせていただくものでございます。

それから、3点目ご質問いただきました後期高齢者の健康審査の委託料でございますが、これにつきましては、平成20年度から医療制度改革によりまして、新たに75歳以上の後期高齢者の方々に対します健康審査、いわゆる特定健康審査が新たに加わってまいりました。これにつきましては、一定対象者と言われる75歳以上の対象者から、施設入所あるいはまた入院なり、あるいは生活機能評価と言われる介護保険適用のチェックをする該当者の部分

を、当初から一定積算から考慮いたしておりまして、その中で受診の勧奨をさせていただいたわけでございます。結果的に、時期的には夏場の時期に医療機関委託等で、これらについても審査をお願いしたわけでございますが、結果としては周知も十分させていただきましたが、まだ受診率が低くなって、最終的には入所、入院も含めて減額をさせていただいたということでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)環境対策課長。

○環境対策課長(西川作男君)ただいま辰己議員からご質問ありましたところでございますけれども、太陽光発電についてのことであります。愛荘町の環境基本計画の44ページに地区環境のことについて、環境目標を設定しております。日常生活を通じて、地区環境の保全に取り組みますというふうな下りがございます。

そのことも含めまして、愛荘町におきましても、太陽光発電については、既に5月の臨時議会で補助制度についてご承認いただいたところで、随時進めているところでございます。現在のところについては、5件の申請をいただいております。まあまあその事務事業を進めております。

それはさておきまして、幼稚園の太陽光発電の関係でございますけれども、今週の月曜日(日)に、国でおきまして地域クリーンニューデール基金というのが、もう既に新聞でおなじみだと思っておりますけれども、550億円の基金を造成されたら、それで、滋賀県に12億円の基金を配分を目安としてありますよというふうなことで、それで12市町あるわけですが、単純に言いますと5,000万円ぐらいは配分あるであろうというふうなことで、もしもこういうふうな基金があればというふうなことを、今まあ調査をしている最中でございます。以上でございます。

○議長(竹中秀夫君)本日の会議は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。延長保育のところ、園が最初やっていると、当然、保護者対象家庭の事情を推察して、そういう申請がなされたと思うのです。私が今ここで聞いているのは、当初予算の審議をしている気はないです。だから、どうい、延長保育が当初やろう、だいたいすべてそうなんです。今言われた主監が言ったとおり、だいたいが当初予算で見積るのは、介護激励金にしろ、この程度は申し込まれてくるだろうというのは、それはそういう推定をして予算化してくるわけです。

当然結果としては、それが執行できなかったんだと、当然それだけ申請がなかったんだというふうな、それでまいったいこの計画書は何なんだということになってくるわけです。自らが出しているわけでしょう、この中に書いてある。また、これからは新たに、その子育て支援センターをつくっていく、そのあり方、そこはまた多少違うのですが、子育て支援センターの取り組み方は違うのだけれども、すべてはこれは全部連動しているんだということです。じゃあ、連動しているのだったら、延長保育のところ、なぜ、その申請された園ができなかったのか。だから、私は最初の質問でも、保育運営上を2人の保育士さんを当てなければならぬ。じゃあ、それではなくて、行政も含めて延長保育を必要とする方の情報提供が弱かったんじゃないかと。インターネットで、他町の他府県のやつも含めて、いろいろな問い合わせ事項を聞くと、やはり十分な情報が提供されていないというのが出ていました。そういうところご深く入り込まないと、こういう計画書をつくっていただいても、実際はどうなのかと。要するに、計画書の委託業務をしてつくったものを、我々に提供しているのかというふうに揶揄されても仕方がなくなってしまいますよということになるわけです。ですから、再度、そういうところでの答弁をいただきたい。

なぜ、こういうふうな事態になったのかということ、私は当然、幼稚園の問題は、国の対応が変われば設置されるでしょう。私が今聞いたのは、じゃあ、今年度はどういう計画をもって、姿勢をもって、町内を含めて、別に町民さんに向かって、こういう制度をつくりました、がんばってくださいというのも大事だし、あの地球温暖化防止計画は町内でどうしていくのかという話も入っているでしょう。そういう答弁を、どうしていく、今年度どうしていこうという、そこへは実質的な歩みができないんだというのだと、できないのか、私はその質問をしているわけで、質疑をしているわけで、別に町民さんに向かって、そういう態度こそが、結果的に、全くちょっと関係のない話を1つだけ持ち出しますが、合併して

どうであったのかという整理ができない反映なのです。

だから、検討していく、到達点をどう見るかということも、やっぱり大事でしょう、検証していくことも。その答弁を私は今もらっているわけで、そういう立場で答弁をお願いしたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)再度の延長保育の関係につきまして、お答えしたいと思います。

先ほど私の方、説明させていただいたつもりが、当初2園が、要望があるということで開設の意向で示しておりましたが、要するに、1園につきましては対象の児童が利用されなかったということで、結果的には、受け皿としては用意いただいたのですけれども、対象児童の方がもう利用されなかったということで、減額をさせていただく分でございます。

ただ、これに伴って一時保育関係につきましてはご指摘いただいておりますが、一定、保育園長会議を現在6園ございますので、定例的に園長会議等も持たせていただいて、事業展開につきましては、一定の調整を図らせていただきながら、それぞれの園独自の運営もございますので、その中で一定の事業を受けていただいていると、したがって、延長保育につきましても、2園につきましては当初から11時間プラス30分の延長保育が可能ということで体制を整えていただいて、受け皿をつくっていただいたわけですが、結果としましては、そういう先ほど申し上げたような結果になっております。一時保育につきましても、いろいろと課題等がございますが、一定保護者の方の病気なり、あるいはまた介護等の関係で、一時的にお願いをせざるえないというふうな保育の要望もありますが、これにつきましては、今申し上げましたように、保育園長会議等で、これらについても現在協議いたしておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)環境対策課長。

○環境対策課長(西川作男君)先ほどの続きでございますけれども、省エネなど地球温暖化につきましては、町民の皆さまについては、広報なり、あるいは無線放送なりで、随時啓発しているところでございますが、引き続いて21年度もやっていきたいというふうに思っております。

○議長(竹中秀夫君)ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)これで質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩午後4時56分

再開午後4時57分

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)地球温暖化の防止対策の関係ですけれども、先ほど環境対策課長が申し上げましたように、環境基本計画ができて、それから、地球温暖化防止計画ができております。

庁内におきましても、それぞれ全課においてどのような取り組みをしていくかということ、これからやっぱり詰めていかなければならないというふうに思っております。地球温暖化防止計画のその中身の実行をどういうふうにしていくかということが大事ではなからうかなというふうに思っております。

そういうことで、実行計画ができておりませんが、7月の下旬に県から職員に来ていただいて、職員の全体研修をする予定になってございます。それを受けまして、そのあと後日ですけれども、それぞれ課に分かれて、課の中から細かい実行計画を整理していただくというようなことを思っておりまして、そういう中長期的な計画を立てて実行

をしまいたい」といふのは、町内の計画を予定していたところどころでございます。以上です。

○議長(竹中秀夫君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。具体的に町民さんとの関係で具体的に示していくべきではあるわけですが、非常に精算ということで、列記をすればいいのですが、そういう点で差し控えて、現実には合わないということで、ちょっと差し控えた討論とさせていただきます。

愛荘町平成20年度一般会計補正予算(第11号)について、反対をいたします。この反対の姿勢は、まず、歳入歳出合わせて、自民・公明の障がい者への、また弱者への支援費が削れてきているということが顕著に表れています。特に障害者自立支援法の点では、国・県ともに減額をして、その反映として町の施策に表れているということが伺えるわけです。障害者自立支援法は、居宅生活支援または施策訓練等支援を利用することに利用者負担が求められているわけです。

その結果、障がい者が生きる権利、これは社会問題にもなっているわけですが、奪われてきているわけです。本人の利用料が払えない場合は、扶養義務者からも徴収していくという構造になっていますから、障がい者を抱えておられる家庭そのものの生活を脅かすという状況をつくり出しているわけです。こうした障がい者サービスの後退をどんどんとさせていく、こんな卑劣な政治そのものは問題にしなければならないわけです。

私たちは、身近にそうした人たちを支援していく政治に関わっているという立場にあるんです。その点ではしっかりと私たちは分析をして、また何が今必要なのかを国に対して求めるものは求めるということが必要であろうと。

同時に、後期高齢者医療制度についても同様のことが言えると思います。あえて言うならば、高齢者の医療を制限して、入院や長期療養を押さえ込む、70歳以上の方からの保険証の取り上げが禁止されているのに、保険証を取り上げていく。その75歳以上の家族から、先ほどの障害者自立支援法と同じように、すべての家族から医療費を徴収していくという、本来政治があるべき姿でない、こうしたことに大きく崩れてきているんだという、私たちのその政治をやはりしっかりと見極めていかなければならないと。こうした政治を一日も早く変えていくということも非常に、町民さんの暮らしを守るところから大事だろうと思います。

具体的には、そうした町民施策の減額があるわけですが、その中にはやはり皆さん方の周知徹底と、町民さんの立場に立った援助の仕方がどうであったのか、この点に再度自己点検をしていただいて、より町民さんが活用できるような、そうした社会補償制度の、要するに実行していく現場として努力をお願いして、この補正予算に対して反対討論といたします。

○議長(竹中秀夫君)ほかに討論はありませんか。6番、本田君。

○6番(本田秀樹君)承認第8号平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第11号)の専決処分について賛成するものであります。

当該補正予算については、平成20年度における最終予算の補正であり、決算見込みに匹敵するものであります。特に、各事業において事務手続き上、中止や取りやめなどがなく、各事業費の精算にもとづき、地方債の的確な借入れの補正予算、また歳入歳出予算の調整により、預金利子を含めた各基金への積立金の補正予算など、十分精査されたものであり、賛成討論といたします。

○議長(竹中秀夫君)これで討論を終わります。

これより、承認第8号を採決します。本案はこれに承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)賛成多数です。よって、承認第8号平成20年度愛荘町一般会計補正予算(第11号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第10、承認第9号平成20年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)承認第9号をご説明させていただきます。

議案書の50ページをお開きいただきたいと思います。平成20年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年3月31日付けで、次のように専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認をお願いするものでございます。

51ページでございます。平成20年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ175万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,570万3,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書でご説明させていただきたいと思いますので、54ページをお開きいただきたいと思います。これにつきましても、先ほどの一般会計と同様に事業費の精算に伴います歳入歳出の調整をさせていただいたものでございます。

まず、歳入でございますが、起債償還元金利子に充てるため、繰入金他会計繰入金といたしまして、一般会計繰入金175万5,000円の追加、次に、歳出でございますが、総務費総務管理費減債基金費につきましても、減債基金積立金といたしまして175万5,000円を積み立てさせていただくものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、承認第9号を採決します。本案は、これに承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、承認第9号平成20年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第11、承認第10号平成20年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)承認第10号をご説明させていただきます。

議案書の55ページをお開きいただきたいと思います。平成20年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第

2号)の専決処分につき承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年3月31日付けで、次のように専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認をお願いするものでございます。

56ページでございます。平成20年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書でご説明させていただきますので、59ページをお開きいただきたいと思います。これにつきましても、町有地の隣地払い下げに伴います予算補正をさせていただいたものでございます。

歳入でございますが、財産収入財産売払い収入不動産売払い収入といたしまして4筆131.5㎡の土地売払い収入があったことから、105万2,000円の追加、次に、繰入金他会計繰入金一般会計繰入金につきましては、土地売払い収入があったことから105万2,000円を減額させていただくものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、承認第10号を採決します。本案は、これに承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、承認第10号平成20年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

◎承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第12、承認第11号平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)承認第11号をご説明させていただきます。

議案書の60ページをお開きいただきたいと思います。平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につき承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年3月31日付けで、次のように専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認をお願いするものでございます。

61ページでございます。平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,334万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億111万7,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明させていただきますので、65ページをお開きいただきたいと思います。いま

す。この補正予算につきましては、保険税の収入見込みや負担金等の額の確定、保険給付費等の見込みに伴います事業費の精算等によります歳入歳出の調整をさせていただいたものでございます。

まず、歳入でございますが、国民健康保険税一般被保険者国民健康保険税といたしまして、現年課税分1,270万円の減、滞納繰越分530万円の追加、合わせまして740万円の減。退職被保険者等国民健康保険税といたしまして、現年課税分740万円の追加。次に、国庫支出金国庫負担金療養給付費等負担金につきましては、現年分340万円の減。

次に、66ページでございますが、国庫補助金につきましては、財政調整交付金といたしまして普通調整交付金90万円の減、新たに高齢者医療制度円滑運営事業補助金といたしまして70歳から74歳の高齢受給者の負担割合が据え置かれたことによりますシステム改修費等に63万円の追加、合わせまして27万円の減。県支出金県補助金財政調整交付金につきましては、普通調整交付金70万円の減、特別調整交付金につきましては、保険財政共同安定化支援といたしまして2,029万5,000円の追加、合わせまして1,959万5,000円の追加。共同事業交付金につきましては、1件80万円を超える医療費に対する高額医療費共同事業交付金としまして1,851万5,000円追加、また、1件30万円を超える医療費に対する保険財政共同安定化事業交付金といたしまして2,770万7,000円の減、合わせまして919万2,000円の減でございます。

財産収入財産運営収入利子及び配当金といたしまして、預金利子7万8,000円の追加、繰入金他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、その他繰入金2,040万5,000円の減、助産費等繰入金228万円の減、職員給与費等繰入金164万9,000円の減、合わせまして2,433万4,000円の減でございます。

68ページでございますが、諸収入雑入につきましては、滋賀県国民健康保険連合会より決算剰余金の配分金といたしまして228万2,000円の追加、延滞金加算金及び過料につきましては、延滞金といたしまして190万円の追加でございます。

次に、歳出でございますが、総務費総務管理費一般管理費につきましては、県特別調整交付金交付に伴い財源更正でございます。保険給付費高額療養費一般被保険者の高額療養費につきましては、実績見込みによりまして1,000万円の減、出産育児諸費出産育児一時金につきましては、当初35人見ておりましたが、26人の見込みとなったことによりまして、342万円の減でございます。

次、70ページ以降でございます。共同事業拠出金高額医療費拠出金ならびに保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、交付金に伴います財源更正、保健事業疾病予防費につきましても、県特別調整交付金の交付に伴いまして、財源更正でございます。諸支出金基金積立金財政調整基金積立金につきましては、預金利息7万9,000円の追加をさせていただくものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、承認第11号を採決します。本案は、これに承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、承認第11号平成20年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

◎承認第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第13、承認第12号平成20年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監(西沢文博君)議案書の72ページをお開き下さい。承認第12号平成20年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

議案書の73ページをお開き下さい。平成20年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第5号)の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,320万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,347万8,000円とさせていただいたものでございます。

次に、地方債の補正でございますけれども、地方債の変更は「第2表地方債の補正」のとおりでございます。75ページをご覧くださいと思います。町単独事業の減額によりまして、公共下水道事業債の起債限度額を1億9,230万円から1億8,970万円に260万円の減額、また、流域下水道事業負担金が減額になりましたので、流域下水道事業債の起債限度額を5,660万円から5,320万円に340万円の減額をするもので、借入方法、利率、償還方法の変更はございません。

続いて、77ページの事項別明細書をご覧ください。歳入、繰入金で一般会計繰入金、流域負担金および公債費の減額によりまして1,720万円の減額でございます。町債におきましては、公共下水道事業債が、単独事業費が最終的に減額となりましたので、260万円の減額でございます。また流域下水道事業債につきましても、最終負担金が減額となりましたので、340万円の減額でございます。

次のページをお開き下さい。歳出についてでございますけれども、流域下水道事業費の中で、琵琶湖流域下水道事業建設事業の一部を繰り越しにより減額となりましたので、それに伴います負担金が420万円の減額となったものでございます。

次に、公債費の中で、償還元金が600万円の減額でございます。これは資本費平準化債の借入れを遅らせたことによりまして減額でございます。また、償還利子につきましても、借入れ日を遅らせたことと、当初の想定利息よりも低くなったことによりまして、1,250万円の減額でございます。また、一時借入金は執行しておりませんので、その分の利息50万円を減額するものでございます。

以上、3月31日付けで専決処分をいたしましたので、ご承認をよろしくお願いしたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、承認第12号を採決します。本案は、これに承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、承認第12号平成20年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

◎承認第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第14、承認第13号平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につき承認を求めることについてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)承認第13号をご説明させていただきます。

議案書の79ページをお開きいただきたいと思います。平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につき承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年3月31日付けで、次のように専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認をお願いするものでございます。

80ページでございます。平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,772万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,558万7,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書よりご説明させていただきます。84ページをお開きいただきたいと思います。この補正予算につきましては、被保険者の確定に伴います保険料の収入見込み、また負担金や交付金等の額の確定、ならびに保険給付費等事業費の見込みに伴います精算によります歳入歳出の調整をさせていただいたものでございます。

まず、歳入でございますが、保険料介護保険料第1号被保険者保険料につきましては、被保険者の見込みや所得階層の変動などにより、現年分232万6,000円の減、国庫支出金国庫負担金につきましては、介護給付費負担金現年度分734万3,000円の減、国庫補助金につきましては調整交付金といたしまして、現年度分556万5,000円の追加、地域支援事業交付金介護予防事業といたしまして、現年度分83万1,000円の減、合わせまして473万4,000円の追加でございます。

支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金といたしまして、現年度分1,333万5,000円の減、地域支援事業支援交付金といたしまして103万1,000円の減、合わせまして1,436万6,000円の減でございます。

県支出金県負担金につきましては、介護給付費負担金現年度分663万8,000円の減、県補助金につきましては、地域支援事業交付金介護予防事業の現年度分41万6,000円の減でございます。これらいずれも保険給付費の負担割合に伴うものでございます。

次、86ページでございますが、財産収入財産運用収入利子及び配当金といたしまして、預金利子10万8,000円の追加、繰入金一般会計繰入金につきましては、保険給付費負担割合に伴いまして、介護給付費繰入金の現年度分537万9,000円の減、その他一般会計繰入金といたしまして、事務費繰入金145万9,000円の減、地域支援事業繰入金の介護予防事業現年度分41万6,000円の減、合わせまして725万4,000円の減。基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金といたしまして1,421万9,000円の減でございます。

次に、歳出でございますが、総務費徴収費賦課徴収費につきましては、配達記録郵便から普通郵便に郵送方法の変更をいたしました関係で、役務費100万円の減、運営協議会費につきましても、事務経費の節減等入札差額などに伴いまして、委託費45万0,000円の減、保険給付費につきましては、いずれも事業継続にともなう事業費の見込み額

にありまして、而して、その減額に、介護サービス等諸費につきましては、居宅介護サービス費給付費94万8,000円の減。

次、88ページになりますが、地域密着型介護サービス給付費349万2,000円の減、施設介護サービス給付費2,519万7,000円の減、居宅介護福祉用具購入費75万6,000円の減、居宅介護住宅改修費452万2,000円の減、合わせまして3491万5,000円の減でございます。

介護予防サービス等諸費につきましては、介護予防福祉用具購入費37万2,000円の減、介護予防住宅改修費43万8,000円の減、合わせまして81万円の減でございます。

高額介護サービス等費につきましても、高額介護サービス費180万1,000円の減、特定入所者介護サービス等費につきましても、特定入所介護サービス費549万円の減でございます。

地域支援事業費介護予防事業費介護予防特定高齢者施策事業費につきましては、生活機能評価受診実績の見込みによりまして、委託料332万5,000円の減、諸支出金償還金及び還付加算金第1号被保険者保険料還付金につきましては、財源更正でございます。

基金積立金につきましては、介護給付費準備基金積立金といたしまして、預金利息8万円の追加をさせていただくものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、承認第13号を採決します。本案は、これに承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)賛成多数です。よって、承認第13号平成20年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長(竹中秀夫君)お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、6月13日から6月23日までの11日間、休会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、6月13日から6月23日までの11日間、休会とすることに決定し

ました。

本日はこれで延会します。再開は、6月24日水曜日です。当日は午前9時から議会運営委員会を、引き続き全員協議会を開催いたします。よろしくお願い申し上げます。

大変本日はご苦労さまでございました。

■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:1日目/2日目

平成21年6月愛荘町議会定例会

2日目(平成21年6月24日)

開会:午前9時46分 閉会:午前10時25分

議会日程

- 日程第 1 議案第37号 愛荘町子育て支援センター設置条例の制定について
- 日程第 2 議案第38号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第39号 平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 4 議案第40号 平成21年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議案第41号 平成21年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第42号 平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで

- | | | |
|--------|--------|----------------------|
| 追加日程第1 | 議案第43号 | 契約の締結につき議決を求めることについて |
| 追加日程第2 | 議案第44号 | 契約の締結につき議決を求めることについて |
| 追加日程第3 | 請願第 1号 | 所得税法第56条の廃止を求める請願 |
| 追加日程第4 | 議提第 2号 | 議員派遣について |

出席議員(16名)

- 1番 辰己 保
- 2番 上林 貞
- 3番 珠久清次
- 4番 西澤久仁雄
- 5番 河村 芳

- 5番 河村 香一
- 6番 本田 秀樹
- 7番 小川 勇
- 8番 久保田九右衛門
- 9番 森 隆一
- 10番 吉岡 美子
- 11番 森野 榮次郎
- 12番 小杉 和子
- 13番 瀧 すみ江
- 14番 水野 清文
- 15番 宇野 義美
- 16番 竹中 秀夫

欠席議員(0名)

なし

◎開議の宣告

○議長(竹中秀夫君)皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(竹中秀夫君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第1、議案第37号愛荘町子育て支援センター設置条例の制定についてを議題にします。
本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)それでは、議案第37号愛荘町子育て支援センター設置条例の制定についてを、ご説明させていただきます。

この条例につきましては、今回、新たに制定させていただくものでございます。

別冊の説明資料の7ページをお開きいただきたいと思います。近年、核家族化や就労形態の多様化・都市化の進行などにより、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大など、育児に悩む保護者が増加しており、子育て支援に関するニーズも年々多様化しております。

このため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援の拠点施設を設置し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等の緩和や、子どもの健やかな育ちを促進することを目的として、子育て支援センターの設置に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

なお、この施設は本年10月に開設を目指していますが、各種子育て講座・講習会、子育てサポーターやボランティア養成講座など実施するため、7月1日にプレオープンすることといたしております。

議案書の92ページでございますが、愛荘町子育て支援センター設置条例ということで、この条例につきましては5条

で構成をいたしております、第1条といたしまして設置の趣旨、第2条で名称および位置について定めるもの、第3条で支援センターの業務について定めるもの、第4条で職員の配置について定めるもの、第5条で規則への委任規定を定めております。

付則といたしまして、この条例は平成21年7月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第37号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第37号愛荘町子育て支援センター設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第2、議案第38号愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)それでは、議案第38号、愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

この条例につきましては、別冊の説明資料の8ページ以降をご覧くださいと思います。なお、議案書につきましては94ページ以降でございます。改正理由といたしまして、児童福祉法第6条の2第8項に規定する要保護児童の早期発見および適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を行うため、同法第25条の2の第1項の規定に基づき、愛荘町要保護児童対策地域協議会の設置に伴い、委員の報酬を定めるために条例の一部を改正するものでございます。

議案書の94ページでございますが、愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するというので、別表に次の1項を加える「要保護児童対策地域協議会委員月額7,000円」とするものでございます。

付則といたしまして、この条例は平成21年7月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第38号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第38号愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第3、議案第39号平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第39号平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の95ページからでございます。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,924万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億7,136万5,000円とするものでございます。第2条につきましては、地方債の補正によるところでございます。

今議会に上程をさせていただきました平成21年度一般会計ならびに特別会計補正予算につきましては、主として先の4月1日付けの定期人事異動に伴います人件費でありまして、各会計間および予算科目間の調整による補正予算でございます。その他につきましては、新たに補助等の採択を受けましての新規事業や、有利な合併特例債への起債の借り換えに伴います補正予算を計上させていただいております。

99ページの第2表でございしますが、地方債の補正でございます。臨時地方道整備事業につきましては、7,130万円を減額いたしまして1億7,090万円とするものでございます。合併特例事業につきましては、9,050万円を追加をいたしまして1億7,370万円にするものでございます。

それでは、歳入からでございます。102ページからでございます。歳入につきましては、右側の説明欄をもとに説明させていただきますと思います。

国庫支出金の民生費国庫補助金については、保育所施設整備費補助金9万7,000円の追加、県委託金につきましては、教育費委託金子ども輝き人権教育推進実践活動費委託金15万円の追加、繰入金につきましては、地域基盤づくり推進基金繰入金1,360万円の減額、福祉・保健基金繰入金560万円の減額でございます。

繰越金の前年度繰越金につきましては、1,875万8,000円の追加でございます。

諸収入の雑入については、伝統文化子供教室事業助成金23万6,000円の追加でございます。

町債につきましては合併特例債9,050万円の追加、臨時地方道整備事業債については7,130万円の減額でございます。

この地方債の借り換えにつきましては、湖東三山インターチェンジ整備事業に伴います町道の付け替え工事の財源措置としまして、当初予算においては地域基盤づくり推進基金から1,360万円と、臨時地方道整備事業債の起債から7,130万円の、合わせて8,490万円を予定しておりました。また、子育て支援センターの整備工事の一部財源措置として、地域福祉基金から560万円を予定しておりましたが、基金からの取り崩しをせず、また起債の元利償還金の交付税算入の有利な合併特例債に借り換えをさせていただくものでありまして、9,050万円の借り換えをするものでございます。

次に、104ページからが歳出でございます。この歳出につきましては、先ほど申し上げましたように、人事異動に伴います人件費の補正でありますので、目での補正額を申し上げ、その他新規事業についてのみ説明をさせていただきます。

まず、議会費につきましては18万6,000円の追加、総務費総務管理費の一般管理費629万円の追加、徴税费税務総務費1,062万7,000円の追加、それから戸籍住民基本台帳費については1,015万円の追加、統計調査費統計調査総務費126万5,000円の追加、民生費社会福祉費社会福祉総務費では2,081万1,000円の追加、社会福祉施設費については1,763万円の減額、国民健康保険費10万5,000円の減額、介護保険費92万1,000円の減額、後期高齢者医療費5万円の追加でございます。

次に、児童福祉費児童福祉総務費については33万7,000円の追加でございます。このうち、報酬、報償費、旅費の合わせて14万3,000円につきましては、児童福祉法の規定に基づきまして、要保護児童対策地域協議会を新たに設置しますので、これら運営経費を追加をいたしております。その下の補助金の関係の秦川愛児園改築事業補助金については19万4,000円の追加でございます。これにつきましては、今回、保育所施設整備費国庫補助金の改定により9万7,000円の増額となったことから、町の補助の増額をするものでございます。

次に、保育園費169万6,000円の追加でございます。これにつきましては、つくし保育園におきまして、0歳児を3名、8月から受け入れをすることによりまして、嘱託保育士1名の賃金を計上いたしております。

次に、児童福祉施設費では773万円の追加、衛生費保健衛生費保健衛生総務費では887万2,000円の追加、保健衛生諸費では408万円の減額。それから、老人保健事業費では112万5,000円の追加でございます。これにつきましては、平成19年度の補助金の精算に伴う返還金でございます。

次に、農林水産業費農業費農業総務費では390万5,000円の追加、農地費では41万円の減額でございます。

次に、商工費の商工総務費では9万5,000円の追加、観光費では86万5,000円の追加でございます。これにつきましては、びわこ・近江路観光圏協議会負担金86万5,000円でありますけれども、当協議会は4市13町が構成となり、滞在型促進地域とそれを取り巻く周辺地域が連携を図り、地域に埋れた地域独自の魅力ある資源を活用した体験型プログラムなどを提供することで、地域の活性化を図るとするものであり、今回の補正は、教育旅行等を対象に体験型観光プログラムの推進、広域観光に対応できるワンガイド化と窓口の1本化、観光ボランティアガイドの育成など、本町の負担として新たに追加をさせていただいたものでございます。

次に、土木費土木管理費土木総務費では564万5,000円の減額でございます。道路橋梁費道路橋梁総務費では6万円の追加でございます。道路新設改良費では、財源の調整によるところでございます。都市計画費下水道費については833万円の減額、住宅費小集落地区改良事業費では5万円の追加。

次に、消防費の防災対策費13万6,000円の追加、これについては、合併後新たに防災行政無線の定期検査を受けますので、それに伴います検査委託業務でございます。

次に、教育費教育総務費の事務局費6,000円の追加、次に教育振興費15万円の追加でございます。これにつきましては、子ども輝き人権教育推進実践活動の県委託事業として、愛知中学校区の教育総合推進事業の関連経費を計上をいたしております。

次に、小学校費学校管理費の8万9,000円の追加、中学校費学校管理費では23万5,000円の追加、幼稚園費といたしましては449万1,000円の減額。

次に、社会教育費社会教育総務費では441万2,000円の減額、公民館費では728万円の減額、図書館費では256万9,000円の減額、びんてまりの館費では23万6,000円の追加になってございます。これにつきましては、財団法人伝統文化活性化国民協会から、助成金を受けまして、子どもびんてまり教室を開催をいたします経費を計上させていただきました。

次に、保健衛生費業務給付費では14万6,000円の追加でございます。

次に、保健体育費子校給食費（1）は14万8,000円の追加でございます。

120ページにつきましては、特別職の給与費の明細でございます。それから、121ページについては、一般職の給与費の明細でございます。特に、共済費につきましては、この1,179万6,000円の追加のうち、ほとんどがこの9月分から共済組合長期負担金率が増額をいたします。その関係が主なものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第39号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第39号平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第4、議案第40号平成21年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

○住民福祉主監(福田俊男君)議案第40号をご説明させていただきます。

議案書の122ページをお開きいただきたいと思います。平成21年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)でございます。平成21年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ732万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,315万1,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書でご説明させていただきますので、125ページをお開きいただきたいと思います。この補正予算につきましては、平成20年度老人医療費実績に伴います国・県支払基金交付金の精算によります過年度分の返還に充てるものでございます。

歳入でございますが、繰越金といたしまして、前年度繰越金732万1,000円を充てさせていただくものでございます。

次に、歳出でございますが、諸支出金償還金及び還付加算金償還金といたしまして、償還金利子及び割引料732万1,000円の追加をお願いするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第40号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第40号平成21年度愛荘町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第5、議案第41号平成21年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

○農林建設主監(西沢文博君)議案第41号平成21年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明させていただきます。

議案書126ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ833万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,367万円とするものでございます。

事項別明細書の129ページをお開き下さい。4月の定期人事異動に伴いまして、職員1名が一般会計へ移行いたしましたので、歳出の中の職員給料、職員手当および共済費負担金など、合わせて833万円を減額するものでございます。この歳出総額減額に伴いまして、歳入の一般会計繰入金について833万円を減額するものでございます。補正前後の給与費明細につきましては、次のページのとおりでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第41号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第41号平成21年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第6、議案第42号平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。民生福祉主監

本案について、提案理由の説明を次のとおり。以上備証士証。

○住民福祉主監(福田俊男君)議案第42号をご説明させていただきます。

議案書の131ページをお開きいただきたいと思います。平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)でございます。平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ307万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,709万5,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書でご説明させていただきますので、134ページをお開きいただきたいと思います。この補正予算の主なものにつきましては、先ほどの一般会計同様、4月1日付の職員人事異動に伴います人件費関係の調整によるものでございます。

まず、歳入でございますが、繰入金一般会計繰入金地域支援事業繰入金につきましては、現年度分307万1,000円の減。

次に、歳出でございますが、地域支援事業費包括的支援事業任意事業地域包括支援センター運営費につきましては、給料145万1,000円の減、職員手当等112万の減、共済費50万円の減で、人件費関係合わせまして307万1,000円の減でございます。

135ページにつきましては、一般職の補正予算給与費明細書を出させていただいております。上段につきましては給与費等の総括、中段につきましては職員手当の内訳、下段につきましては給料および職員手当の増減額の明細でございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫森隆一君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第42号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第42号平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩午前10時13分

再開午前10時13分

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま議案2件・請願1件・議提1件が提出されました。これに日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、議案2件・請願1件・議提1を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議案第43号、議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)追加日程第1、議案第43号契約の締結につき議決を求めることについて、追加日程第2、議案第44号契約の締結につき議決を求めることについてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第43号契約の締結につき議決を求めることについて説明をさせていただきます。

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決をお願いするものでございます。

記

1契約の目的平成21年度工事第1号

愛知中学校校舎増築および空調改修工事(建築)

2契約の方法一般競争入札

3契約金額1億9,833万3,450円

4契約の相手方住所滋賀県栗東市辻474番地2

氏名株式会社丸屋建設代表取締役嶋田頼次

続いて、議案第44号でございます。同じく契約の締結につき議決を求めるものでございます。

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに、愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決をお願いするものでございます。

記

1契約の目的平成21年度工事第3号

愛知中学校校舎増築および空調改修工事

(給排水冷暖房設備)

2契約の方法一般競争入札

3契約金額5,800万7,250円

4契約の相手方住所滋賀県野洲市小篠原2097番地3

氏名株式会社北中工業代表取締役北中良樹

以上、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第43号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第43号契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

○議長(竹中秀夫君)これより、議案第44号契約の締結につき議決を求めることについて、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。
これより、議案第44号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第44号契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)追加日程第3、請願第1号所得税法第56条の廃止を求める請願についてを議題とします。
お諮りします。請願第1号については、会議規則第92条の第2号の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、請願第1号は、委員会の付託を省略することに決定しました。
紹介議員の説明を求めます。13番、瀧すみ江議員。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。請願第1号所得税法第56条の廃止を求める請願書の提案をさせていただきます。朗読をもって提案に代えさせていただきます。

所得税法第56条の廃止を求める請願書

愛荘町議会議員竹中秀夫殿

平成21年6月1日

団体名湖東民主商工会婦人部

代表者婦人部部長辰己久枝

住所東近江市聖徳町4-14

紹介議員瀧すみ江・辰己保

請願趣旨 中小零細業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。その業者を支えている
家族従事者の働き分(自家労賃)は、所得税法第56条配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払いに必
要経費に算入され(各立書)により、税金上、経費として認められず(中略)

委社員に算入しないため経路により、税法上、社員として認められない場合は、

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者は86万円、配偶者以外の家族は50万円で、家族従事者は、このわずかな控除が所得とみなされ、社会的にも経済的にもまったく自立できない状況となっています。家業を一緒にやりたくてもできないことが、後継者不足に拍車をかけています。税法上では、青色申告にすれば、働き分を経費にすることができますが、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度は人権を無視しています。

アメリカ、ドイツ、フランスなど、世界の主要国では、自家労賃を必要経費として認め、家族従事者の人格、人権、労働を正當に評価しています。日本でも税法上も、民法、労働法や社会保障上でも、家族従事者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条を廃止するよう、国に働きかけをして下さい。

諸願項目 1. 所得税法第56条を廃止するよう国に求めること。

以上です。諸願者の趣旨をお汲み取りいただきまして、採択していただきますようよろしくお願い申し上げます。以上で終わります。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、諸願第1号を採決します。諸願第1号を採決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)賛成少数です。よって、諸願第1号所得税法第56条の廃止を求める諸願は、否決されました。

◎議提第2号の上程、説明、採決

○議長(竹中秀夫君)追加日程第4、議提第2号議員派遣についてを議題にします。

会議規則第120条第2項の規定によりお手元に配付しておきました文書のとおり議員を派遣することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議提第2号議員派遣については、お手元に配付しておきました文書のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(竹中秀夫君)これで本日の日程はすべて終了したので、会議を閉じます。これをもって、平成21年6月愛荘町議会定例会を開会します。

○議長(竹中秀夫君)閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

平成21年6月定例会を6月12日に開会し、13日間の会期を持たせていただきました。その間、常任委員会協議会・特別委員会協議会が開催され、各所管から本年度事業の進捗状況なり課題の説明に、終始熱心にご協議いただき

ました。また、今期定例会に提案されました議案についても、十分ご審議を賜り議了いただいたことに、高段からではございますが、厚くお礼を申し上げます。

理事者各位には、定例会および各委員会協議会で審議中に議員各位から出された意見等に十分配慮され、適正にて迅速な事業執行をお願いします。

特に今年度は、国の経済対策など、新型インフルエンザ対策なり、例年以上の事務量で、多忙のことと思いますが、心ふれあい笑顔いっぱいの元気なまち愛荘町の発展のためご尽力いただきますようお願い申し上げます、閉会のごあいさつとします。ご苦労さまでございました。

町長。

○町長(村西俊雄君)今議会の閉会にあたりまして、一言御礼申し上げます。

今議会提案させていただきました案件は、追加案件を含めまして、平成20年度滋賀県市町土地開発公社決算報告が1件、平成20年度愛荘町繰越明許費報告1件、改正条例の専決処分の承認3件、20年度一般会計および特別会計補正予算の専決処分の承認6件、条例の制定および改正案件2件、21年度一般会計および特別会計の補正予算4件、契約議決案件2件、合計19件につきまして、慎重審議のうえ可決いただき、誠にありがとうございました。議会中にいただきました貴重なご意見やご提言を踏まえ、職員ともども誠心誠意、これらの執行にあたってまいりたいと考えております。

さて、念願の湖東三山インターチェンジにつきましては、去る13日に金子一義国土交通大臣が、建設予定地を視察いただきました。大臣は、建設着手の見通しについて、この月中には知事に対し連結許可をすることを明言されたところでございます。私からは、供用開始予定が平成25年とあり、これから5年はかかり過ぎだと、1年でも早く完成するようお願いをいたしましたところでございます。大臣は、経済対策を活用するなどして、がんばりましょうと、答えられたところでございます。今朝、県庁道路課からいただきました情報によりますと、来週早々には許可される見込みだということでございます。

次に、定額給付金および子育て応援金の支給につきまして、現在、全体の93.1%、1万9,037人に支給が終わりました。大都市である大阪市は、ようやく来月2日から支給開始いたすそうでございますけれども、小回りが効く小自治体のメリットが発揮できたものと思っております。

さて、5月の臨時議会で決定いただきました緊急経済対策につきまして、住民の皆さんからの申請状況を報告させていただきます。まず、住宅リフォーム補助事業であります。予算60件に対し既に25件の申し込みをいただいているところであります。次に、デジタル放送移行に伴うテレビチューナーの購入補助および旧テレビの廃棄処理費用補助につきまして、現在6件の申し込みがございます。太陽光発電システム補助につきましては、予算20件に対し7件の申請が出ておまして、いずれも検討中の住民もおられ、これから申請が増えてくると考えているところでございます。また、太陽光補助につきましては、県も1kW当たり、町と同額の3万円補助を、先般決定したところでございます。国・県・町合わせて、1kW当たり13万円の公的補助となったところでございます。

最後に、6月議会閉会にあたりまして、議員各位におかれましては、今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、閉会の御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。